

総合法律支援論叢

(第1号)

総合法律支援の現状と課題

山本 和彦

ニーズ調査の二次分析と

そこからの示唆

菅原 郁夫

社会的包摂と司法支援

岩田 正美

裁判員制度の背景と課題

土屋 美明

「納得」の醸成と法の豊饒化に向かって

早川 清人

常勤弁護士と関係機関との連携

司法ソーシャルワークの可能性

太田 晃弘

長谷川佳予子

吉岡 すずか

発行 日本司法支援センター



総合法律支援論叢

(第1号)

発行 日本司法支援センター

「総合法律支援論叢」の刊行にあたって

日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）が平成18年10月に業務を開始して以来、早くも5年が経過しました。関係者の皆様のご支援、ご協力をいただく中で、法テラスの各事業はこの5年間に順調な発展を遂げ、平成22年度における民事法律扶助業務の実績は、法律相談援助が約25万7千件（法テラス発足前の法律扶助協会時代の17年度実績の約2.9倍）、援助開始件数は約11万8千件（同約2倍）になっています。また、法テラスにおいて新たに開始された法的な紛争解決制度や相談窓口等に関する情報提供の実績は、平成22年度は、コールセンターが約37万件、地方事務所が約23万5千件となっております。法テラスは、平成21年5月の裁判員裁判の開始、被疑者国選事件の対象範囲の拡大に当たっても、弁護士会等にご協力をいただきながら、適切な対応を図ってまいりました。司法過疎対策に関しましても、各地の事務所にスタッフ弁護士を配置し、弁護士等が比較的少ない地域の法律サービスに対するニーズに応えるとともに、被疑者国選事件、扶助事件の確実な受任体制の整備に努めてまいりました。犯罪被害者支援業務に関しましても、情報提供件数、精通弁護士紹介件数は着実に伸びてきております。

しかしながら、法テラスが、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」という総合法律支援法の理念を実現していくためには、克服すべき多くの課題を抱えていることも事実です。また、昨年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故による惨禍は、2万人にのぼる死者・行方不明者、いまなお30万人以上にのぼる避難者を生み、被災者の方々が受けた損害の回復と生活基盤の再建が急務となっております。このような事態の中で、法テラスには、被災者の方々のために真に有効な支援・援助を提供していくことが求められています。この期待に応えるためには、被災者の方々のニーズを正確にとらえ、裁

判所、その他の国の機関、地方自治体、弁護士会、司法書士会、隣接法律専門職者、ボランティア組織などの関係者の方々のご協力をいただきつつ、連携して対応していく必要があります。

限られた人と資源のもとで、こうした重い課題に对应していくためには、役・職員一丸となった努力をしていかなければならないことはもちろんですが、様々な分野で優れた研究をしておられる学識経験者の方々、総合法律支援制度の設計や運用に造詣の深いの方々、総合法律支援の理念の実現のために様々な取組をされている方々から、多様な視点で現状を分析し、問題点を抽出していただくとともに、問題を克服するためのヒントをいただくことが極めて有効であると考えております。

そこで、法テラスでは、このたび、総合法律支援の理念を実現する上で重要なテーマを中心に、各分野で活躍されておられる方々の研究の成果を定期的にまとめ、関係者の方々に提供させていただき、総合法律支援についての議論をより深めていただくという趣旨で、この「総合法律支援論叢」を発刊することといたしました。かつて、法律扶助協会においても、「リーガル・エイド研究」という研究誌が、平成9年から10年間にわたり刊行されており、その成果には大きなものがありました。「総合法律支援論叢」が、総合法律支援という、より広い見地から、日本における司法アクセスの充実のための諸施策を考えるひとつのきっかけになれば幸いです。

平成24年3月

日本司法支援センター（法テラス）

理事長 梶 谷 剛

総合法律支援論叢

(第1号)

目 次

総合法律支援の現状と課題	1
--------------	---

—民事司法の観点から

一橋大学教授 山本和彦

ニーズ調査の二次分析とそこからの示唆	25
--------------------	----

名古屋大学教授 菅原郁夫

社会的包摂と司法支援	51
------------	----

日本女子大学教授 岩田正美

裁判員制度の背景と課題 ————— 65

世代を超えて課題の克服へ
定着させ、豊かな司法を

- ・一般社団法人「共同通信社」論説委員兼編集委員
- ・法務省「裁判員制度に関する検討会」委員
- ・元司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」委員

土 屋 美 明

「納得」の醸成と法の豊饒化に向かって ————— 87

～総合法律支援と司法書士～

日本司法書士会連合会 常任理事 早 川 清 人

常勤弁護士と関係機関との連携 ————— 103

司法ソーシャルワークの可能性

前法テラス可児法律事務所常勤弁護士・社会福祉士	太 田 晃 弘
恵那市市民福祉部子育て支援課家庭児童相談員	長谷川佳予子
名古屋大学大学院法学研究科特任准教授	吉 岡 すずか

日本司法支援センター（法テラス）のあゆみ ————— 149

全国事務所所在地等一覧 ————— 150

総合法律支援の現状と課題

ー民事司法の観点から

一橋大学教授 山 本 和 彦

1 はじめに

本稿は、総合法律支援の現状と課題につき私見を述べるものである¹。総合法律支援とは、「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（中略）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援」を意味する（総合法律支援法1条）。このような概念は、司法制度改革の中で初めて日本において明確に位置づけられたものといえる。以下では、前提としてまず総合法律支援法の成立の経緯についてふれた（2参照）後、総合法律支援の意義について一般的に確認し（3参照）、総合法律支援の現状（4参照）及びその課題と期待（5参照）につき検討する。

なお、本稿の射程は、筆者の専門分野との関係で、基本的に民事司法の分野に限定する。したがって、刑事の被告人・被疑者の国選や犯罪被害者の援助等の問題については原則として言及しない。その結果、本稿の対象としては、法テラスの業務との関係では、法律扶助、司法過疎対策、情報提供、法律関係者・ADR等の連携の確保・強化といった点を中心として論じることになる²。

2 総合法律支援法成立の経緯

（1）法律扶助の発展

総合法律支援という概念が登場する前にも、司法アクセスの改善のため様々な試みがされてきたことは言うまでもない。本稿においてそのような試みの全てに言及することはできないが、総合法律支援の先駆として最も重要なものとして、法律扶助に関して簡単に述べておく。

日本の民事法律扶助制度は、1952年の財団法人法律扶助協会の設立に遡る³。当初は、弁護士会や有志の寄付を財源としていたが、1958年度

から法務省の補助金による援助がされるようになった。ただ、その規模は到底十分なものとはいえなかった。例えば、裁判援助決定件数は、1960年314件、1965年1,375件、1970年2,417件、1975年2,169件、1980年2,423件、1985年2,927件、1990年4,072件、1995年5,929件と徐々に増加はしていたが、基本的にその水準は低位に止まっていた。

そのような状況を大きく変えたのが、2000年の民事法律扶助法の制定であった⁴。この法律は、法律扶助制度研究会における長期の検討に基づき、以下のような内容を有するものであった。すなわち、①民事法律扶助事業の内容を明確に規定し、②事業の統一的運営体制の整備及び全国的に均質な遂行を国の責務とし、③事業の適正な運営及び健全な発展の責務を弁護士会に課し、必要な協力の責務を個別弁護士に課し、④事業を担う主体として指定法人を定め、⑤指定法人に対する国の補助金の根拠を定めた。このような法律は、法律扶助制度に対する国の責任を明定するとともに、運営主体として国の監督を受ける指定法人を定め、責任の所在を明確にする点で、画期的な意義を有した。

同法制定後、法律扶助制度は、その予算規模においても対象件数においても、飛躍的な拡大をみた。そして、指定法人として指定を受けた法律扶助協会は、後述の法テラスの母体となったという点でも、まさに同法は総合法律支援法の先駆と言うに相応しいものであった。ただ、司法アクセスの障害となるものは必ずしも費用だけではなく、また費用に起因するアクセス障害の打破という点だけを見ても、同法は完全なものとはいえなかった。そこで、司法制度改革の中で登場したのが司法ネットの構想であった。

(2) 司法ネットの構想

今般の総合法律支援法制定の直接の契機は司法制度改革にあった。2001年6月に公表された司法制度改革審議会意見書においては、司法制度改革の3つの柱の中で「国民の期待に応える司法制度の構築」が挙げられ、そこでは「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼

りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する」として、司法アクセスの拡充が最重要目的の1つに掲げられている。そして、個別の項目の中でも、司法アクセスの拡大に関するものとして、（裁判所へのアクセスの拡充に関連して）民事法律扶助の拡充、（裁判所の利便性の向上に関連して）司法の利用相談窓口・情報提供、（弁護士へのアクセスの拡充に関連して）法律相談活動の充実、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備などが挙げられていた。

以上のような提言を受けて、内閣司法制度改革推進本部に設けられた司法アクセス検討会及び公的弁護制度検討会で並行してこの点が議論された。そして、その議論の中で、いわゆる司法ネット構想が論じられることになる⁵。すなわち、「民事・刑事を問わず、国民が全国どこでも法律上のトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような仕組み」のことを司法ネットと呼び、そのために解決すべき課題として、相談窓口（アクセスポイント）の整備、民事法律扶助、公的刑事弁護、いわゆる司法過疎対策、犯罪被害者支援が論じられたものである⁶。

このような構想は、2003年2月の司法制度改革推進本部顧問会議における小泉純一郎本部長（内閣総理大臣）の発言に基づくものとされる。すなわち、「司法は『高嶺の花』にとどまらないで、誰にとっても『手を伸ばせば届く』存在にならなければならない。そこで（中略）、全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられるような司法ネットの整備を進める必要がある」とされたものである。これによって、上記のような意見書で述べられた各種の課題が司法ネット構想として総合的な制度を目指す方向性が示されたものといえる⁷。

（３）総合法律支援法の成立

以上のような司法ネット構想を前提にして、最終的にとりまとめられ

たのが総合法律支援法である⁸。そこでは、中核となる運営主体として日本司法支援センター（以下では「法テラス」と呼ぶ）を新たに設けることとされた。そして、法テラスが、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士選任業務、司法過疎地域法律業務、犯罪被害者支援業務等を一体的に行うものとされた。さらに、法テラスは、その業務の推進に際して、既存の各種相談窓口や弁護士会、隣接法律専門職種団体、ADR機関等と連携・協力することとし、いわばそのような既存の司法ネットを統括する役割を担うものとされた。

2004年3月、総合法律支援法案が国会に提出され、同年5月26日に可決成立し、6月2日に公布された。総合法律支援法は、まずその基本理念を掲げる（同法2～7条）とともに、総合法律支援の実施・体制の整備に関する国、地方公共団体、日本弁護士連合会等の責務を明らかにする（同法8～10条）。そして、同法の眼目として、新たに設置される法テラスの目的、組織、業務、監督等について詳細な定めが置かれている。このような法律に基づき、2006年4月に法テラスが設立され、同年10月からその業務を開始した。現在（2012年1月）、業務開始から5年余りを経過したことになる。

3 総合法律支援の意義

（1）総論的意義

総合法律支援とは、前述のように、「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（中略）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援」を意味する（総合法律支援法1条）。つまり、総合法律支援とは、紛争解決制度及び法律専門職サービスに対するアクセス、すなわち広義の民事司法制度に対するアクセスの改善のための総合的措置ということになる。そこで、総合法律支援の意義を論じる前提として、まず民事司法制度の目的を確認する必

要がある。

筆者は、民事司法の目的は、市民の法的な利益の保護にあると考えている⁹。狭義の民事司法、すなわち裁判制度の目的は市民の法的利益をその侵害から保護することにあると考えられるが¹⁰、それを取り巻く広義の民事司法、すなわちADRや法律専門職のサービスも同様の目的に向けられたものということができる。そのような法的利益の保護が真に図られるような正義の総合システム、すなわち社会における法・正義の総量の拡大が必要とされる¹¹。

さて、上記のような民事司法の目的を達成するためには、民事司法制度（裁判制度、弁護士制度、ADR制度等）を創設維持するだけでは足りず、利用者がその利用を決断した場合にその使い勝手がよいものであること、そのため利用者が実際に制度を利用できる基盤を整備することが必要である。ここに、総合法律支援の意義がある。すなわち、総合法律支援によって、様々なレベルで現実存在する民事司法へのアクセス障害を打破し、実質的な意味で民事司法へのアクセスを改善する必要がある。その意味で、総合法律支援は、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する基盤を提供するものと評価できる¹²。

ただ、もちろん従来もこのようなアクセス障害の打破の試みがなかったわけではなく、裁判所制度、訴訟制度、法律家制度等様々な場面で、司法へのアクセスを拡充するため様々な努力が行われてきたところである。そのような従前の試みに比べ、総合法律支援が注目される点は、まさにその構想の「総合性」にあると考えられる。法律支援について1つの法律の中に包括的に規定し、組織としてもその中核として法テラスを設置している。そして、法テラスは、いわばコーディネータとなって様々な法律支援の仕組みを調整し、総合的にそれらを機能させるという考え方である。このような総合化によって、従来各制度の孤立や重複によって十分力が発揮できなかった（1 + 1 が2にならなかった）ところが、無駄を排して仕組みを効率化するとともに、相互の連携によってパワーを増す（1 + 1 が3や4になる）ことを可能にしている。

(2) 各論的意義

以上が総合法律支援の総論的意義であるが、以下では、より具体的にその意義について考える。総合法律支援が、前述のように、広義の民事司法へのアクセス障害の打破にあるとすれば、まず問題となるのは、具体的なアクセス障害がどこにあるのかという点である。現在の日本においては、それは、距離のバリア、費用のバリア、情報のバリア、心理的バリアであると考えられる。

(A) 距離のバリア

日本は一般に中央集権性の強い国であり、東京その他の大都市から離れれば離れるほど様々なサービスの享受に困難を来すことになる。司法サービスもその例外ではない。それでも裁判所等純粹に公的なサービスについては、税金を投じて比較的均等にサービスを提供することが可能であるが、民間ベースとなる弁護士等の法律家のサービスについては特に地方での享受が困難となりやすい。いわゆる司法過疎の問題である。周知のように、この問題については、日本弁護士連合会等の努力によって、法律相談センターや公設事務所など注目すべき努力が重ねられているが¹³、未だ問題の完全な解決には至っていない。その意味で、距離のバリアを打破し、司法アクセスの改善を図る必要は大きい。

(B) 費用のバリア

民事司法を利用するためには、様々な面で費用を要する。裁判所利用の費用（裁判費用）、ADR利用の費用、弁護士等法的サービス提供者の費用などである。十分な資力を有する者はともかく、資力の乏しい者にとっては、このような費用の負担は、民事司法への大きな、時には乗り越え難い障害となる。この点を乗り越えるために従来から様々な努力がされてきた。民事法律扶助制度がその中核にある（同制度の発展については、2（1）参照）。しかし、日本においては、そのような発展は未だ途上にあり、質量ともに満足のいくレベルには程遠い。その意味で、

なお費用のバリアを打破し、司法アクセスの改善を図る必要は大きい。

(C) 情報のバリア

現状では、前述のような距離や費用の障害が相対的に低い都市の中間所得者層等にとっても、民事司法は決してアクセスが容易とはいえない状況にある。その大きな原因はこの情報のバリアにあると思われる。具体的紛争に直面したとき、当事者は、どのような紛争解決のシステムがあるのか、どこに行けばどのようなサービスを受けることができ、どのような費用がかかり、どのような結果が得られるのか等について、必ずしも容易に情報を得られる環境にはない。この点は、インターネットの発達等によって相当に改善されつつあるとの見方も可能であるが、インターネット等による情報が玉石混交であることは周知のとおりであり、そこで示唆された紛争解決方法が当該具体的な紛争や当事者にとって最適のものである保障はない。

ただ、このような点についても従来から解決に向けた努力はされてきた。例えば、種々の法律相談機関が開設され、活動してきた¹⁴。しかし、そのような個別の活動を総合する仕組みはなく、各制度がバラバラに存在し、利用者から見ると、なお情報のバリアは高く聳えている状況にあった。その意味で、情報のバリアを打破し、司法アクセスの改善を図る必要が大きい。

(D) 心理的なバリア

上記のような距離的・費用的・情動的バリアを乗り越えた者がいわば最後に直面するのが、この心理的なバリアである。かつてはもちろん現在の日本においても¹⁵、裁判所や弁護士事務所は依然として近寄り難い場所であり、可能であれば訴訟や法による紛争解決手続を回避したいという思いは一般に強いものがあると思われる。したがって、司法へのアクセスを改善していくためには、このような心理的障害を引き下げていく必要があろう。司法を真に国民に身近なものとするためには、国民の

意識の中で、法への関わりが当然のこととして受け止められるものとなる必要があると考えられる¹⁶。司法や法に関する情報の普及を図れば、訴訟や法の利用を避けるという心理も変わっていくことが想定できるが、なお独自の取組みも必要と思われる。この点は、司法制度改革の議論の中では必ずしも正面から取り上げられているものではないが、総合法律支援の1つの課題として位置づけられるべきものと解される。

4 総合法律支援の現状

以上のような総合法律支援の意義を達成するため、司法制度改革の中で具体化されたものが法テラスである。そこで、上記のような各論的意義との関係での法テラスの活動の現状について、まず確認してみることとする。

(1) 距離のバリアの除去

まず、距離のバリア、いわゆる司法過疎地問題である。総合法律支援法は、その基本理念として、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を挙げており（同法2条）、具体的には、弁護士等が「その地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において」法律事務を取り扱わせることを法テラスの任務としている（同法30条1項4号）。これにより、法テラスは、いわゆる司法過疎地域事務所を設置するとともに、そこに常勤弁護士を配置することにより、距離のバリアの克服を図るものとされている¹⁷。

以上のような法の趣旨に従い、法テラスは地域事務所の設置及び常勤弁護士の配置に積極的に取り組んでいる¹⁸。まず、司法過疎地域事務所については、法テラス設置当初は全国で6事務所に過ぎなかったが、その後、2007年度15事務所、2008年度22事務所、2009年度26事務所と増加し、2010年度には29事務所となっている。また、常勤弁護士の数について

ても、法テラス設置当初の24人から、2007年度96人、2008年度151人、2009年度200人と増加し、2010年度には217人となっている¹⁹。そして、2011年3月末現在、このうち182名は法テラス法律事務所に配置されており、すべての司法過疎地域事務所に常勤弁護士が1人ないし複数配置されている状況にある。

以上のような法テラスの取組みは、司法アクセスに対する距離的バリアの打破に向けて大きな成果を挙げていると考えられる。筆者はかつて新潟県の佐渡地域事務所の実情を視察させて頂く機会を得たが、そこでは常勤弁護士の方の様々な努力の下で、同地域で過払金返還事件を中心に訴訟事件が大幅に増加したとされ、他の地域事務所でも同様の成果が出ているようである。その意味で、常勤弁護士が当該地域に常在していること自体が距離のバリアを引き下げ²⁰、司法アクセスの改善に繋がることは明らかであり、法テラスが今後とも様々な需要を見極めながら、必要な地域事務所を積極的に開設していくことが期待される。

（２）費用のバリアの除去

第2に、費用のバリアの問題、すなわち民事法律扶助の問題がある。総合法律支援法は、その基本的な考え方として、「資力の乏しい者にも」民事裁判手続の「利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない」とする（同法4条）。そして、「民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力が無い国民」等及び「その支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」を援助するための代理援助業務、書類作成援助業務及び法律相談援助業務を法テラスの事務としている（同法30条1項2号）。このように、法テラスは法律扶助制度を実施運営する役割を担っているものであり、費用のバリアの除去についても中心的地位にある²¹。

以上のような趣旨に従い、民事法律扶助は法テラスの下で飛躍的に発展している。まず、取扱件数については、法律相談援助が、2007年度

14.7万件から、2008年度18.0万件、2009年度23.7万件と増加し、2010年度には25.7万件となっている。また、代理援助は、同じく2007年度68,910件から、2008年度80,442件、2009年度101,222件と増加し、2010年度には110,217件に至っている²²。最後に、書類作成援助も、2007年度4,197件から、2008年度5,101件、2009年度6,769件、2010年度7,366件と絶対数は少ないものの、着実に増加している。さらに、金額ベースで見ても、最も重要な代理援助の立替金については、実費・着手金・報酬等の総額は、2007年度106.8億円から、2008年度121.6億円、2009年度148.0億円、そして2010年度には162.0億円まで増大している。次に、法律扶助の対象とされている事件の類型であるが、これも代理援助の事件類型で見ると、自己破産43.7%、多重債務事件等23.7%、離婚等14.3%などとなっている。すなわち、3分の2以上が消費者金融関係の事件であり、離婚を含めると8割以上を占めており²³、事件類型の多様性に乏しい現状が認められる。

以上のような法テラスの取組みは画期的なものであり、法律扶助の事件数・金額のいずれにおいても、法テラス創設前の水準と比較すれば、飛躍的な増大と評価できるものである。また、制度的な面で見ても、民事法律扶助法の時代には実現できなかったスタッフ制が実現されたこと（法30条1項2号ロ・ニ参照）にも大きな意味がある。さらには、狭義の民事手続ではないが、日本弁護士連合会からの受託業務（法30条2項）として、犯罪被害者、難民、外国人、子供、精神障害者、高齢者など特別に法的救済を必要とする対象者に対する援助が実施されている点も、個別の状況に応じたアクセス障害の除去の試みとして注目に値する²⁴。

（３）情報のバリアの除去

第3に、情報のバリアの問題、すなわち訴訟の潜在的当事者が十分な法情報にアクセスできず、結果として民事司法の門前に辿り着かないという問題がある。この点の打破には、法テラスの法情報提供業務が重要な役割を果たすことが期待されている。総合法律支援法によれば、「裁

判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料」や、弁護士、弁護士会、隣接法律専門職者団体の活動に関する情報・資料が提供される態勢の充実強化を図るものとされる（同法3条）。そして、以上のような情報・資料を収集整理し、「情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること」を法テラスの業務としている（同法30条1項1号）。以上のような情報提供業務は、民事訴訟の観点から特に重要な意義をもつ。現在の民事訴訟の問題点として、被告が弁護士にアクセスする時期が遅いという点がある。最近の実態調査によれば、約52%の被告は訴状送達後に弁護士に相談しているとされる²⁵。しかるに、近時の訴訟手続は迅速化・計画化が進んでおり、初動段階で出遅れるとそれが致命傷になりかねない。原告・被告の真の対等性を確保するには、被告の弁護士へのアクセスを改善することは重要な課題であり、そのために法テラスに期待されるところは極めて大きい²⁶。

法テラスは、そのような期待に相当応えていると思われる。情報提供業務は、コールセンターや各事務所で実施されているが、まずコールセンターへの問い合わせ件数は、電話・メールを合せて、2007年度22.1万件、2008年度28.8万件、2009年度40.2万件、2010年度37.0万件と着実な増加傾向にあり²⁷、定着を見せている。さらに、地方事務所の問い合わせ件数も、2008年度18.9万件、2009年度24.7万件、2010年度23.5万件と、やはり2010年度に若干の減少を見ているが、全体として相当の利用に上っている²⁸。ただ、これで日本社会に存在する法情報提供のニーズに十分応えているといえるかには、なお疑問もある。そのような改善余地を示唆するデータとして、法テラスの認知状況に関する調査がある。それによれば、法テラスの認知度は、2007年度22.6%、2008年度24.3%、2009年度37.3%、2010年度38.7%と着実に増加しているが、なお低位の水準に止まる²⁹。

以上のような法テラスによる情報提供は、大変大きな成果を挙げていることは間違いない。コールセンターと地方事務所を合わせて年間60万

件を超える情報提供がされていることは、司法へのアクセスの観点からは画期的なことと言えよう。そして、このような相談から弁護士事務所等の紹介に進むことも多いとされることから、従来は泣き寝入り等に終わっていた紛争の解決に大きな寄与がされているものと思われる。このような恒常的な法情報提供は日本社会で初めての試みであっただけに、法テラスの業務の定着は情報バリアの打破に向けて大きな一歩を刻したものと言って過言ではない。

（４）心理的バリアの除去

以上の（１）から（３）までの試みに比して、心理的バリアの打破という問題は必ずしも法テラスの業務として正面から位置づけられているものではない。もちろん上記のような障害の克服が結果として利用者の心理的障害をも除去していく面があることは確かである。以上のような試みによって司法が少しでも国民に身近なものとなり、自分の周囲でその利用が広がっていけば、従来司法に対して感じていた漠然とした縁遠さも少しずつ解消していく可能性があるからである。しかし、日本においては、依然としてこのような心理的なアクセス障害は重要な比重を占めるものと思われ、正面からこの点のバリアを克服していく試みが必要であろう。

そのような試みとして注目されるものとして、前述のように、法教育の問題がある。この点は、法律上明確な形で法テラスの業務とはされていないが、広い意味での情報提供業務に含まれるものと解される。そして、実際、法テラスではこの点の取組みが行われている。例えば、2010年度の法テラスの年度計画では、「情報提供の一環として、支援センターとしての中・長期的な法教育への関与の在り方を検討・企画するとともに、関係機関・団体と連携し、地域社会での法教育の取組に参加し、地域における法教育において適切な役割を担うための取組を進める」とされている。その結果、同年度は、5地方事務所で法教育をテーマに地方協議会³⁰を開催し、また38地方事務所で講演や出前授業への職員の派遣

等の活動を実施したとされる³¹。

5 総合法律支援の課題と期待

以上のように、総合法律支援法の制定及び法テラスによるその運用によって、日本における総合法律支援が大きく前進したことは間違いない。しかし、それによってすべての課題が解決されたわけではない。以下では、総合法律支援の現状における課題とそのような課題の解決に向けた筆者の期待を簡単に示して本稿を終えることにしたい。

(1) 距離のバリアに関する課題

まず、距離のバリアとの関係では、司法過疎地域事務所の質量両面での充実がなお大きな課題と考えられる。まず、量的な面では、やはり地域事務所の数をさらに増設する必要があると思われるし、常勤弁護士の人数についてもさらに拡大していくことが望ましい。確かに法テラスの活動等によっていわゆるゼロワン地区は形式的には解消されたとされるが、なお実働弁護士や交通アクセス等を考慮に入れた実質的ゼロワン地区は残存しているとされる³²。さらに、地域事務所の地域的偏在の問題も指摘できよう。例えば、東日本大震災において大きな被害を受けた東北地方の沿岸地域においては、従来は地域事務所が少なく、僅かに宮古・八戸に設置されていたに止まり、宮城県や福島県には存在しなかった。震災後出張所が設置されたようであるが³³、明らかに恒常的な活動が必要な地域であろう³⁴。また、人員の面でも、現在の200人余という規模の相当性も問題である。複数の弁護士が配置されている事務所も増加しているが、様々な業務や地域ごとの新たな試みを創意工夫に基づき進めるためには、できれば各事務所に複数の弁護士が配置されることが望ましく、また前述のような新規事務所の要請も含めれば、なお相当数の増員が必要と思われる。

さらに、常勤弁護士の数という量の面のみならず、その質の面につい

でも十分な配慮が必要であろう。法テラスの常勤弁護士、とりわけ司法過疎地域事務所におけるそれは、公的な任務を帯びて様々な業務に携わることが想定されるものであるとすれば、やはり一定の実務経験を有している者が望ましい。しかるに、現在の常勤弁護士は、そのリクルートの困難さから、比較的経験の浅い弁護士に集中している傾向にある。もちろん、これら弁護士に対してかなり濃密な研修がされ、また常勤弁護士間でIT等を利用した相互援助の仕組みなどが設けられているようではあるが、なお完全なものではなかろう。処遇の面等で困難があることは容易に想像できるが、相当の経験のある弁護士を常勤弁護士に採用するための様々な工夫がなお期待される³⁵。

（２）費用のバリアに関する課題

次に、費用のバリアに関する点であるが、前述のとおり、法律扶助の発展には刮目すべきものがあるが、なお問題は残されている³⁶。第1次的な課題として考えられるのは、事件の多様化の工夫であろう。前述のとおり、代理援助では7割近く、書類作成援助では9割以上が消費者金融事件となっている。もちろん多重債務者の救済は重要な課題であり、自己破産や過払金問題の急増がこのような結果をもたらしている面はあるが、法律扶助に基づく法的救済を必要としている分野がそれに止まるものではないことは当然である。実際、法律相談援助の局面では自己破産・多重債務者等は45.5%に止まり、他の事件類型も相当の割合を占めている。このような事件を代理援助等に繋げていく工夫が期待されよう。

ただ、法律扶助の問題については、制度的な縛りが厳格であり、その課題の多くは、法テラスの運用よりはむしろ制度の側面（つまり総合法律支援法の規定自体）に存するように思われる³⁷。例えば、制度の対象事件や対象者の範囲の問題がある。対象事件としては、ADRを法律扶助の対象とすることが課題となろう。この点は、ADR法制定時にも議論されたところで、様々な理由で見送られたが、ADRが訴訟に代わる適切な紛争解決方法であるとするれば、そのような解決ルートを資力の有

無に関わらず保障することもまた国の責務である³⁸。実際に東日本大震災の関係で一定のADRが正面から適用対象に明示することが検討されたところであり³⁹、そのような発想の一般化が期待される。また、対象者の面では、非営利法人の取扱いはいくつの課題であろう。例えば、現在集团的消費者被害救済のための訴訟制度が検討されているが⁴⁰、そこで制度を担う消費者団体などを法律扶助の対象とすることは考えられよう。このような団体の訴訟活動は、明らかに個別消費者の司法へのアクセスを改善する効果を有し、法律扶助の制度目的に合致するからである。

このほか、法律扶助の制度をめぐる細かい問題点が多くあると思われるが、最大の問題点はやはり償還制であろう。そもそも資力の乏しい当事者に対して、その償還を前提に費用を立て替えることは、必然的に制度の利用を躊躇させる要因になる。もちろん当該利用者が勝訴して一定の経済的利益を獲得する場合にはその利益の一部を償還させることには合理性があるし、またある程度の資力がある当事者には部分的に費用を負担させることにも合理性がある。しかし、資力がなく、訴訟の結果により経済的利益を得ないような当事者についてまで、償還を前提にした制度を仕組むことには疑問が否めない。それは、他方で償還事務に係る大きな負担を法テラスにも課す結果になっている⁴¹。現在でも償還免除の制度があるが、むしろ原則と例外を逆転し、給付制を前提にしながら一定の場合に利用者に負担を求める制度への転換が考慮に値しよう。もちろんこのような制度の採用には解決すべき様々な課題や前提条件が考えられるところであるが⁴²、法律扶助の更なる発展に向けて真剣な議論が必要であると思われる。

(3) 情報のバリアに関する課題

次に、情報のバリアに関する点であるが、前述のとおり、この点における法テラスの存在感は大きさを増している。しかし、やはり前述のように、現状でニーズに十分対応できているかといえ、疑問も否めないところである。この点では、やはり法テラスの知名度を向上させ、アク

セス数をさらに拡大していくことが何と言っても必要であろう。前述のように、その認知度は現在40%近くまで高まっているところではあるが、更なる工夫が必要であろう。例えば、認知媒体として、2010年度の調査では、関係機関28.5%、広報41.7%（そのうちホームページ28.7%）、報道4.0%、その他25.8%となっているが⁴³、関係機関との連携に基づくその更なる活用に期待されるところである。さらに、地方事務所の利用者の地域ごとの分布にも相当の差がある。人口1万人あたりの全国平均件数（18.4件）の倍以上の利用がある県として山梨県や福井県などがあるが⁴⁴、そのような地域では自主的取組みがされている可能性があり、そのノウハウの普遍化なども期待されよう。さらに、「待ち」の情報提供から、より積極的な情報提供を展開していく姿勢も重要ではないかと思われる。例えば、学校問題・高齢者問題・障害者問題など対象事項を絞って、学校や老人ホームなどで情報提供業務を積極的に展開し、隠れたニーズを掘り起こしていくことなども有用であろう。

以上のように、情報提供自体の積極化に加えて、提供される情報の内容の問題も重要と思われる⁴⁵。現在のところ、法テラスからの直接の法律情報の提供は制限されており、一定の段階になると弁護士等関係機関に繋いでいく必要があるところ、最大の問題は、それによる依頼者の「たらい回し感」を防止することにある。その意味で、関係機関との連携の質を高める努力が重要と思われる。そのためには、受けた電話等を可及的にそのまま転送できるような態勢や利用者が同じ話を二重にしなくても済むような態勢を整備していく工夫が望まれる。さらに将来的には、弁護士等の数の増加に伴い、その質に関する情報提供も総合法律支援の重要な役割となるように思われる。ややラディカルかもしれないが、サービス利用者の視点に立てば、弁護士会等が責任ある立場で弁護士の専門性等を評価・認定し、そのような認定等に係る情報を法テラスが提供できるような仕組みも望まれるのではなかろうか。

(4) 心理的バリアに関する課題

最後に、心理的バリアに関する点であるが、この点は、既に述べたように、一定の施策によって一朝一夕に解決できるような課題ではない。様々な面での地道な努力が必要であると思われるが⁴⁶、法教育の重要性は疑いなく、この点について法テラスが引き続き積極的にコミットすることが期待される。特に法教育活動に熱心に取り組んでいる各地域の教師、弁護士、司法書士等の連携を図っていく活動拠点として、法テラスの活用が注目される⁴⁷。

さらに、刑事裁判で行われている裁判員裁判は、広い意味で、市民の法に対する見方を変えていく大きな原動力になりうるものと思われる。民事と刑事の差はあるとしても、一般国民の多数が現実の裁判に関与する機会があるということはそれ自体重要な意味をもち、民事裁判のあり方にも変革をもたらす可能性があるように思われる⁴⁸。その意味では、各地域において、裁判員裁判の経験者を中心としながら、裁判のあり方を考え、裁判所に対する「しきい」を低くしていくような試みなどもあってよいように思われる。

6 おわりに

総合法律支援の試みは、ある意味で、日本社会の成り立ちを変えていくとする試みでもある。今までは上から押し付けられ、いやいや従うものであった法や裁判を、自らの紛争を解決するために積極的に利用していくものにする、その基盤を整備することが総合法律支援である。法が社会の中で真に生きたものとなるためには、法律という「人形」に「魂」を入れていく作業が不可欠であり、それこそが総合法律支援の営みである。法テラスの設立はそのような営みを画期的に前進させるものであった。法テラスの設立及び運営にあたってこられた関係各位の労苦に心より敬意を表したい。ただ、法テラスが創立5年余を経て挙げてきたその成果の下で、総合法律支援の残された課題が徐々に明らかになってきて

いるようにも思われる。総合法律支援が日本社会に定着し、更に発展していくためには、立法的課題も含め、そのような残された課題を克服していく必要がある。本稿がそのような作業の一助になることを祈念したい。

[注]

- 1 なお、筆者は、2006年4月以降、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会委員長の任にあるが、本稿の内容は当該職務とは関係なく、すべて研究者としての個人的な見解である。
- 2 以下の叙述についてはまた、山本和彦「総合法律支援の理念」ジュリ1305号（2006年）8頁以下、同「民事司法における法テラスの役割」ジュリ1360号（2008年）60頁以下も参照。
- 3 法律扶助制度の歴史については、兼子一＝竹下守夫『裁判法〔第4版〕』（1999年、有斐閣）248頁以下など参照。
- 4 同法の制定については、山本和彦「民事法律扶助法の評価と今後の課題」ひろば53巻8号（2000年）45頁以下、同「民事法律扶助法について」判タ1039号（2000年）18頁以下など参照。
- 5 その経緯については、古口章『総合法律支援法・法曹養成関連法』（商事法務、2005年）8頁以下参照。
- 6 古口章「司法ネット構想について」ジュリ1262号（2004年）45頁参照。
- 7 司法ネット構想の理念・課題・期待等につき多様な関係者が論じたものとして、伊藤眞ほか「司法ネット構想の課題」ジュリ1262号（2004年）6頁以下参照。
- 8 司法制度改革推進本部におけるとりまとめに際しては、「司法ネット（仮称）に関する有識者懇談会」が設置され、諸外国の状況の検討、関係機関（弁護士会、地方公共団体、隣接法律専門職種団体等）へのヒアリング等の検討作業が行われた。古口・前掲注（5）30頁以下参照。
- 9 このような考え方については、山本和彦『民事訴訟法の基本問題』（判例タイムズ社、2002年）1頁以下参照。このような考え方は、民事訴訟の目的論との関係で「新権利保護説」とも呼ばれる。竹下守夫「民事訴訟の目的」青山善充＝伊藤眞編『民事訴訟法の争点〔第3版〕』（有斐閣、1998年）4頁以下参照。
- 10 その意味で、まさに民事司法制度は社会のインフラストラクチャーを構成するものである。このような司法の位置づけにつき地方自治の立場から、伊藤ほか・

前掲注（７）18頁以下〔片山善博〕参照。

- 11 正義の総合システムについては、小島武司『裁判外紛争処理と法の支配』（有斐閣、2000年）6頁以下など参照。
- 12 既に民事法律扶助との関係でこのような側面が論じられていたが、それについては、山本・前掲注（４）判タ1039号19頁参照。
- 13 2010年10月現在、日弁連ひまわり基金による公設事務所（過疎地型公設事務所）は全国に72か所あるとされる。日本弁護士連合会編著『弁護士白書2010年版』277頁参照。
- 14 消費者関係では消費生活センターや国民生活センターが中核的地位を占めるし、一般的には地方公共団体で多くの法律相談が行われている。また弁護士会による法律相談も極めて多数行われている（日弁連編著・前掲注（13）273頁の表によれば、2009年度で有料法律相談130,570件、無料法律相談537,826件が実施されている）。
- 15 このようなバリアが日本に固有のものであるかどうかについては議論のあり得るところである。近時の広範な国際比較調査については、ジュリ1297号掲載の諸論稿及び大村敦＝山本和彦「契約観・訴訟観・法意識の国際比較」私法68号（2006年）99頁以下参照。
- 16 土井真一「求められる法教育のすがた－司法ネットとの連携」ひろば57巻6号（2004年）38頁参照。
- 17 他に司法過疎地対策としては、常勤弁護士が勤務事務所に近接する司法過疎地域を巡回して法律扶助事件等を取り扱う方策も採られている。例えば、島根地方事務所の常勤弁護士が松江地裁西郷支部区域を、旭川地方裁判所の常勤弁護士が旭川地裁稚内・名寄・留萌・紋別・天塩各支部区域を巡回する活動等をしているという（日本司法支援センター編著『法テラス統計年報平成22年度版』（以下「統計年報」という）56頁参照）。
- 18 なお、情報提供におけるコールセンターによる電話及びメールによる相談も距離のバリアの低減に大きな役割を担っていると考えられるが、この点については、（３）参照。
- 19 統計年報54頁資料4－2及び55頁資料4－3参照。
- 20 地域事務所設置前に佐渡に定期的に法律相談に訪れていた新潟弁護士会の方々のお話によると、佐渡にそれほど多くの訴訟事件が潜在しているとは想定できなかったという。
- 21 このほか、消費者訴訟など特定の分野で費用のバリアを打破する試みとして、集団的消費者被害が生じた場合に、それらの権利の集合的行使を認めることに

- よって費用を拡散して権利行使を可能にする試みがあるが、その関係では、2012年通常国会に提出が予定されている集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が注目される。この点は、注(40)も参照。
- 22 2010年度の件数は、1990年の法律扶助協会の裁判援助件数4,072件と比較すると、実に20年間で27倍の水準にある。
- 23 また、書類作成援助では92.1%が自己破産事件であり、多重債務事件等の3.2%を加えると、実に95%以上が消費者金融関係事件ということになる。
- 24 このようなものの中には、将来的には国が費用を負担する本来業務に転換すべきものもあろう。なお、2010年度実績で、犯罪被害者628件、難民570件、外国人1026件、子供151件、精神障害者等418件、高齢者等1371件の利用があるされる(統計年報78頁資料6-2参照)。
- 25 民事訴訟制度研究会編『2006年民事訴訟利用者調査』(商事法務、2007年)34頁参照。このような傾向は、2011年調査でも(若干の改善は見ながらも)基本的には維持されている。例えば、個人の被告では、弁護士への相談時期が、提訴後最初の審理前の割合が35.7%、最初の審理後の割合が10.7%に及び、依然として半数近くは訴訟開始後に弁護士にアプローチしている。
- 26 また、司法ニーズの把握との関係での法テラスへの期待についても、山本和彦ほか「2006年民事訴訟利用者調査の分析」ジュリ1348号(2008年)224頁〔山本〕参照。
- 27 統計年報4頁資料1-3参照。ただ、2009年度から2010年度にかけての若干の減少は気になる点である。その原因の探求も含め、今後の動向をなお慎重に見極める必要があろう。
- 28 統計年報5頁資料1-5参照。
- 29 統計年報88頁資料7-2-1参照。特に、認知しているとする者の中でも、実際に利用したことがあるか業務内容まである程度分かるとする人の割合は、2010年度でも合計6.3%に止まっており、多くは単に名前を知っているに止まる。
- 30 関係機関・団体との連携の強化を目的に全国の地方事務所で行われている会合であり、関係機関・団体の代表者の参加により、法テラスの業務に関する具体的情報を周知するとともに、法テラスの利用者等のニーズを把握する目的を有する。
- 31 実施件数は合計283件とされ、学校を対象としたものが37件、学校以外の社会人を主な対象としたものが246件とされる。さらに、法教育関係者を集めたシンポジウムなども開催されているようである。
- 32 加えて、前述のような広範な役割(例えば法教育への寄与等)が法テラスに期待されているとすれば、単に弁護士が当該地域に2人以上いれば法テラスの活動

が不要になるというものでもなかろう。

- 33 2011年10月から2012年2月にかけて、宮城県の南三陸町、山元町及び東松島市に開設されたようである（さらに、2012年3月には岩手県大槌町に開設予定という）。ただ、原子力発電所事故及びそれに基づく損害賠償が大きな法律問題となっている福島県での法テラスの活動はなお十分とは言い難い。
- 34 そのほか、北海道も現在、地方事務所4か所のほか、地域事務所としては江差事務所しかない。その広範な地域性を考慮すれば、なお追加的な事務所の設置が望まれる。
- 35 理想的には、各事務所には、十分な経験のあるベテラン弁護士と創意工夫に富んだ若手弁護士とがペアになって配置されることが望ましいのではなかろうか。
- 36 いわゆる「格差問題」の深刻化は、費用バリアの問題を今後より先鋭にするおそれがある。
- 37 民事訴訟を当事者主義的なものとするという観点から法律扶助の制度的問題につき論じたものとして、山本和彦「当事者主義的訴訟構造の在り方とその基盤整備について」民訴55号（2009年）82頁以下参照。
- 38 この点は、施行5年後に行われるADR法の見直しに際して再検討が不可欠であり、それが実現すれば、法律扶助業務実施の過程で法テラスとADR機関の関係も強化されよう。
- 39 被災地に住所・事務所等を有する者から、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続やいわゆる個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理手続の申立てがあったときは、代理援助の対象となるものとする案が検討された。
- 40 これについては、2011年8月の消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会の報告書及び同年12月に消費者庁消費者制度課から公表された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」参照。
- 41 現行制度を前提にすれば、立替金償還に努力することが法テラスに強く要請され、督促など様々な努力が現にされているところである。しかし、そもそも法テラスに対して、このような任務を課すこと自体の制度的相当性については再検討が必要であろう。
- 42 とりわけ弁護士費用の敗訴者負担制度との関係が重要と思われる。この問題については、山本和彦「弁護士報酬と民事法律扶助サービス」財団法人法律扶助協会編『市民と司法—総合法律支援の意義と課題』（法律扶助協会、2007年）335頁以下参照。
- 43 統計年報10頁資料1-15参照。
- 44 統計年報12頁資料1-19参照。

- 45 ADRに関する情報の提供の活性化も重要な課題であると思われる。この点の詳細については、山本・前掲注（2）ジュリ1360号61頁以下参照。
- 46 そのような心理的バリアがどのあたりにあるかを学界と共同して探求していくような作業も重要ではないかと思われる。例えば、訴訟制度の実際の利用者が現在の訴訟のどの点に不満を感じているかなどを調査研究することは、訴訟の利用に対する国民の心理的バリアを除去していく活動に寄与するのではなかろうか（訴訟利用者調査については、民事訴訟制度研究会編・前掲注（25）参照）。
- 47 地域において法教育推進協議会等の事務局的な役割を法テラスが果たすこともあるとされる。さらに、先般法と教育学会が創設されたが、このような学会と法テラスの連携も期待されよう。
- 48 このような認識につき、山本和彦『ブリッジブック民事訴訟法入門』（信山社、2011年）238頁以下参照。

ニーズ調査の二次分析と そこからの示唆

名古屋大学教授 菅 原 郁 夫

はじめに

法テラスは、平成20年秋に「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施し、同22年3月にその報告書を発表している¹。この調査の目的は、日本社会における民事法律扶助に対するニーズを明らかにし、これをよりよく充足するための方策の検討に向け、基礎資料を提供することにある。筆者は、京都大学の山田文教授とともに、法テラスよりこの調査の計画および分析の依頼を受け、それらを実施した。同調査は、一般市民を対象にした全国規模の意識調査（以下、「一般対象調査」という）、東京、大阪、京都において実施した路上生活者対象の調査および全国の法テラスでの法律相談援助（資力の乏しい方を対象とした無料法律相談）利用者を対象にした利用者調査からなっている。これらの調査からは、今後の法律扶助制度の運営に向けて、いくつかの有益な示唆が導かれているが、本稿では、それらのうち、とくに一般対象調査の結果に絞り、そこでの知見をさらに掘り下げるべく2次分析を行い、法律扶助ニーズの顕在化のための方策とそこにおける法テラスの役割について、やや踏み込んだ提言を試みる。

I 一般対象調査の概要と主な知見

一般対象調査は、調査対象が全国の20歳以上の者3,000名、調査時期は平成20年9月から11月、調査方法は調査員による個別面接聴取であった。有効回収数は1,636名で、有効回収率は54.5%であった。主な調査項目は、「法律に関する困り事とその対応」、「福祉に関する困り事とその対応」²、「法律相談や裁判などの経験」、「無料法律相談制度の認知度及び利用意向」、「裁判費用立替制度の認知度及びその利用意向」などである。この一般対象調査で、問題の発生状況とそれへの対処に関して明らかになった主な知見としては、以下のような点を挙げることができる。

はじめに指摘することができるのは、法テラスにおける相談内容と現実の法律問題の相違という点である。一般市民の回答者の25.2%が過去5年間に法律問題を経験していた。概ね4名に1名は過去5年間に法律問題を経験していたことになる。問題経験者は、1人平均約1.8件の問題を経験していた。問題内容に関しては「職場での問題（4.4%）」「相続、遺言（4.3%）」「近隣関係の問題（3.4%）」が上位を占めていた。とくにこの状況を、扶助要件該当者³に絞ってみた場合、「相続、遺言（3.0%）」「借金に関する問題（2.7%）」「離婚・関係破綻等の男女・家族問題（2.2%）」など、現在法テラスの相談でも上位を占める問題が数多く発生していることが明らかになった。しかし、それと同時に、そうしたものの他にも「近隣関係（2.4%）」「職場での問題（2.2%）」、さらに学校関係の問題（いじめ、セクハラ、事故など）の経験頻度も高かった。報告書では、こういった問題の吸い上げの必要性が検討されるべきである旨が指摘されている⁴。

また、第二点としては、弁護士や司法書士（以下、「弁護士等」とする）へのアクセス状況の年齢差・地域差が存在したという点である。調査対象者は、上記のような各種の問題を有していたが、それらの問題に関して、弁護士等に相談したか否かを調べてみると、年齢層別⁵にみれば、若年層の弁護士等へのアクセス頻度が極端に低いことが明らかになった。他の年齢層では法律問題を抱えた人のうち24.8%～37.3%が弁護士等に相談しているのに対し、若年層のそれは僅か7.7%に止まっていた。若年層は法律問題の経験頻度が必ずしも高くなかった点はあるものの、この若年層の弁護士等へのアクセス率の低さは特筆に値しよう。また、都市規模別⁶では、中都市において弁護士等以外への相談割合が高くなるのが特徴的であるほか、小都市・郡部の弁護士等への相談割合は予想に反し最も高く（31.7%）、弁護士等へのアクセス状況は、大都市（28.9%）がとくに高いわけではないことが明らかになっている。このことは、相対的に弁護士等が多いとされる大都市においてもなおアクセスの問題が残っていることを示唆しており、報告書では、過疎対策と合わせた対策

の必要性が指摘されている⁷。

以上の調査結果からすれば、報告書の指摘する通り、法テラスの法律相談に至っていない事件を法テラスに導く方策や、若年層の法テラスへのアクセスを高める方策が必要とされる。そこで、本稿ではこれらの指摘のうち、とくに法テラスにおける相談内容と現実の法律問題の相違に着目し、現在法テラスの相談に取り上げられていない法律問題を如何に取り込むかという問題に関し、報告書の分析をさらに深めることを試みる。以下ではそのような視点から、一般対象調査のデータを用い、報告書とは異なる新たな分析を試みることにする⁸。

Ⅱ ニーズ調査に現れた法律問題の状況

事件の種類によって、法テラスに相談が持ち込まれる場合とそうでない場合があるとすれば、それはいかなる原因によるものであろうか。その点を検討するために、調査に現れた人々の相談行動に関し、やや細かな分析を行ってみる。

はじめに、【表1】⁹は、一般対象調査で示された法律問題のうち件数の多かった上位10類型に関し、回答者の対応をとりまとめたものである。

【表1】一般意識調査に現れた法律問題への対応

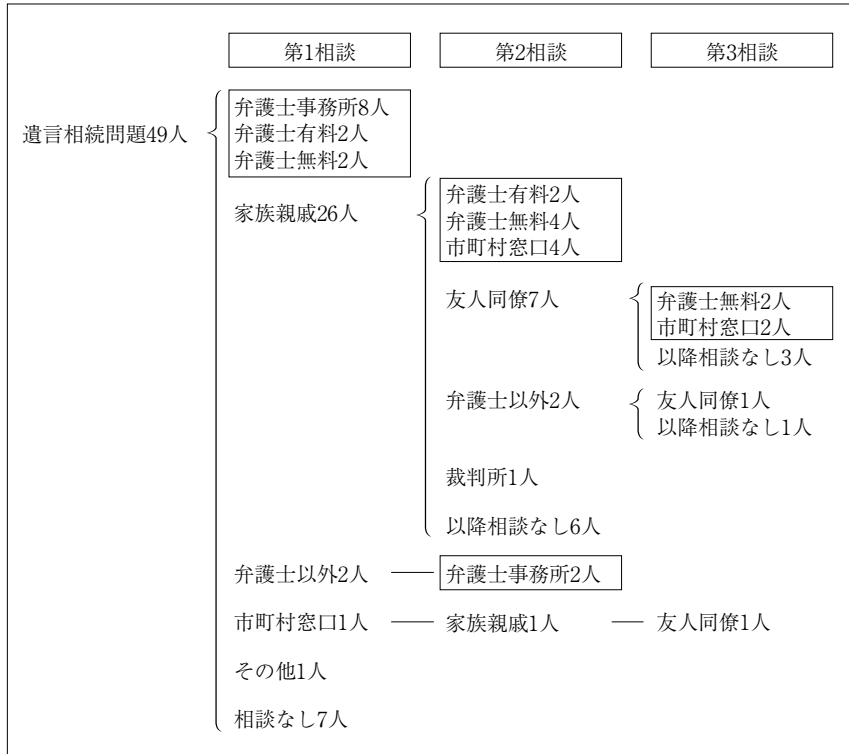
	件数	法律問題に対する相談あり		弁護士等への相談あり		弁護士等以外の相談	
相続、遺言	49	42	85.7%	29	59.2%	13	26.5%
職場での問題	45	31	68.9%	9	20.0%	22	48.9%
近隣関係の問題	37	24	64.9%	7	18.9%	17	45.9%
離婚・関係破綻等の男女・家族問題	29	26	89.7%	13	44.8%	13	44.8%
子どものいじめ等学校に関する問題	29	22	75.9%	1	3.4%	21	72.4%
消費者問題	27	19	70.4%	3	11.1%	16	59.3%
借金に関する問題	26	21	80.8%	14	53.8%	7	26.9%
交通事故の損害賠償	24	22	91.7%	6	25.0%	16	66.7%
騒音、振動、日照など	23	12	52.2%	4	17.4%	8	34.8%
税金や公的給付に関する問題	20	8	40.0%	2	10.0%	6	30.0%

この【表1】からは、問題に対する対応は、相談先の割合に着目すると大きく二つのパターンがみられるように思われる。一つは、「相続、遺言」（以下、「遺言相続問題」とする）や「借金に関する問題」（以下、「借金問題」とする）がその典型であるが、問題が生じた際の「弁護士等」への相談率が、「弁護士等以外」への相談率よりも明らかに高いパターンである。他の一つは、その逆で、「弁護士等以外」への相談率が「弁護士等」への相談率よりも高いパターンで、こちらは、さらに「交通事故の損害賠償」（以下、「交通事故問題」とする）、「子どものいじめ等学校に関する問題」（以下、「いじめ等学校問題」とする）のように、問題が生じた際の「法律問題に対する相談」（「弁護士等への相談」と「弁護士等以外への相談」の両方を含むものであるが、以下、「第三者への相談」とする）の率自体が高いものと、「職場での問題」（以下、「職場問題」とする）、「近隣関係の問題」（以下、「近隣問題」とする）、「消費者問題」など、問題が生じた際の第三者への相談率自体はさほど高くないものに分かれる。さらに「離婚・関係破綻等の男女・家庭に関する問題」（以下、「離婚等問題」とする）は、これらの中にあり、「弁護士等」への相談率と「弁護士等以外」への相談率が相半ばしている。以下、これらのパターンを、それぞれのパターンごとに、相談経路を含め分析を進めることにする。

（１）弁護士・司法書士相談中心の類型

「遺言相続問題」や「借金問題」は、弁護士等に対する相談率の高い問題類型であるが、この類型は法テラスの処理事件の中でも高い割合を示す問題である¹⁰。【図1】は、このうち「遺言相続問題」に関し、回答者の相談経路をとりまとめたものである。

【図1】「遺言相続問題」の相談経路¹¹



この「遺言相続問題」の相談経路図に示される一つの特徴は、後述の他のパターン（「弁護士・司法書士以外の相談中心の類型」）に比較して、早期の相談経路に弁護士等に対する相談が数多く登場する点と、当初「家族親戚」等、弁護士等以外に相談した場合でも、その後の相談で弁護士等にたどり着くものが多く、弁護士等にたどり着くことなく相談を終了するケースが比較的少ないという点である。おそらくは、「家族親戚」や「友人同僚」への相談後にも問題が解決しなければ、問題を抱えた本人が弁護士等への相談を決意するか、あるいは、相談を受けた「家族親戚」や「友人同僚」も自らの助言で解決しないときには、弁護士等への相談を勧めている場合があるものと思われる。その意味で、当事者であれ、相

談を受けたものであれ、一致して弁護士等への相談を求めているものが多い類型といえる¹²。また、【表2】の問題解決状況が示すように、この「遺言相続問題」に関しては、弁護士等に相談をせずに終わった場合でも、その多くは、問題が解決していることが示されている。そのような点から考えるならば、弁護士等への相談がない場合も、それらにたどり着けずに問題解決をあきらめたというよりは、むしろそれ以前に問題が解決したことによる場合が多いであろうことが推測される。

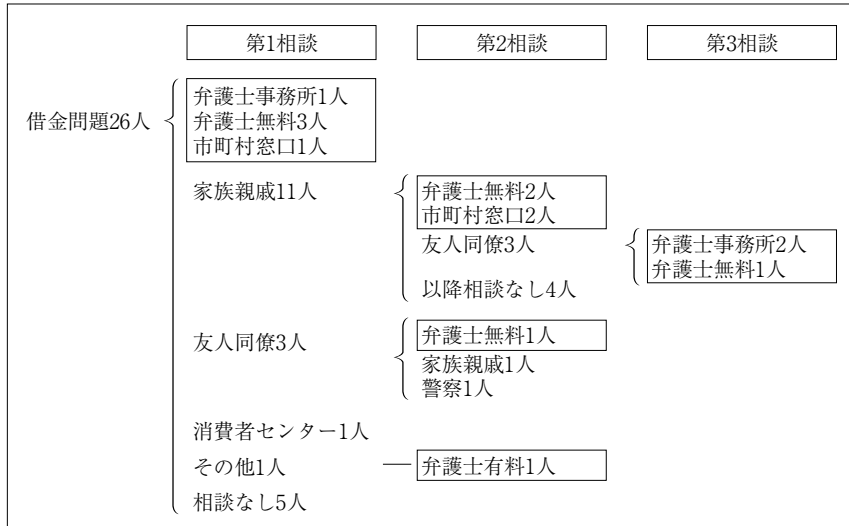
【表2】「遺言相続問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	18	2	3	2
	72.0%	8.0%	12.0%	8.0%
弁護士等への相談なし	12	3	3	1
	63.2%	15.8%	15.8%	5.3%

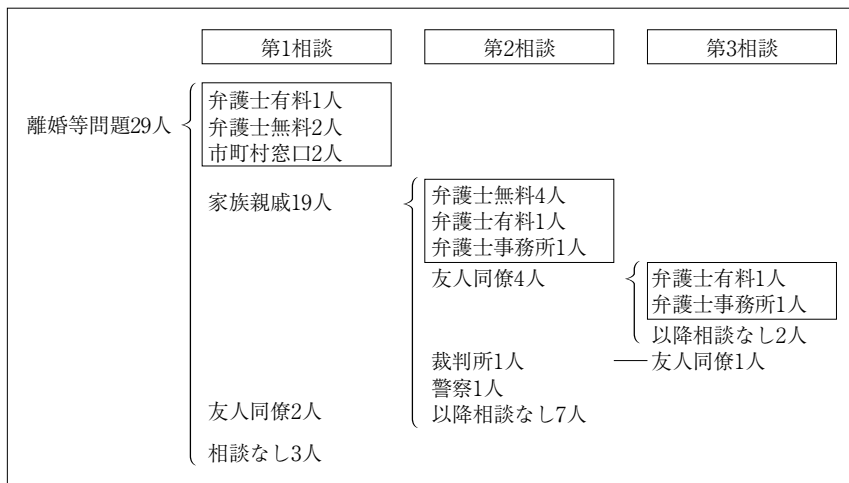
同様のパターンは「借金問題」（【図2】）、「離婚等問題」（【図3】）にもあてはまる。「借金問題」では、「遺言相続問題」同様、第1相談の時点で、弁護士等に相談をするものも相当数いると同時に、第1相談で「家族親戚」や「友人同僚」に相談した後にも、弁護士等への相談が後に続く場合が相当数存在する。「離婚等問題」も基本的には同様の形であるが、「遺言相続問題」、「借金問題」と異なる点は、他2者に比べ、第三者への相談割合が低い点と、最終的に弁護士等の相談で終わる割合が低い点である。そのため、【表1】で示されたように、弁護士等への相談割合と他への相談割合が、ほぼ同じ割合となっている。そして、この「離婚等問題」に関して注意を要する点は、【表3】、【表4】に示されるように、弁護士等への相談がなかった場合には、決着率が下がり、また、決着した場合にも、その評価が下がる傾向にある点である。この点に着目するならば、適正な解決のためには、「遺言相続問題」や「借金問題」以上に、法テラスでの問題吸い上げにおいて対応が必要な問題ともいえる。

これら弁護士・司法書士相談中心の類型は、多くの問題が最終的には

【図2】「借金問題」の相談経路



【図3】「離婚等問題」の相談経路



弁護士等への相談に向かっている。そのような相談行動のパターンをみると、これらの問題は、問題を抱えた当事者も、相談をうけた第三者も

自分たちで解決することができなければ、それが可能か否かはさておくとしても、最終的には法律の専門家に相談をゆだねるべきであるとの共通認識のある問題であるように思われる。

【表3】「離婚等問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	7	1	0	0
	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%
弁護士等への相談なし	7	4	4	0
	46.7%	26.7%	26.7%	0.0%

【表4】「離婚等問題」の決着評価

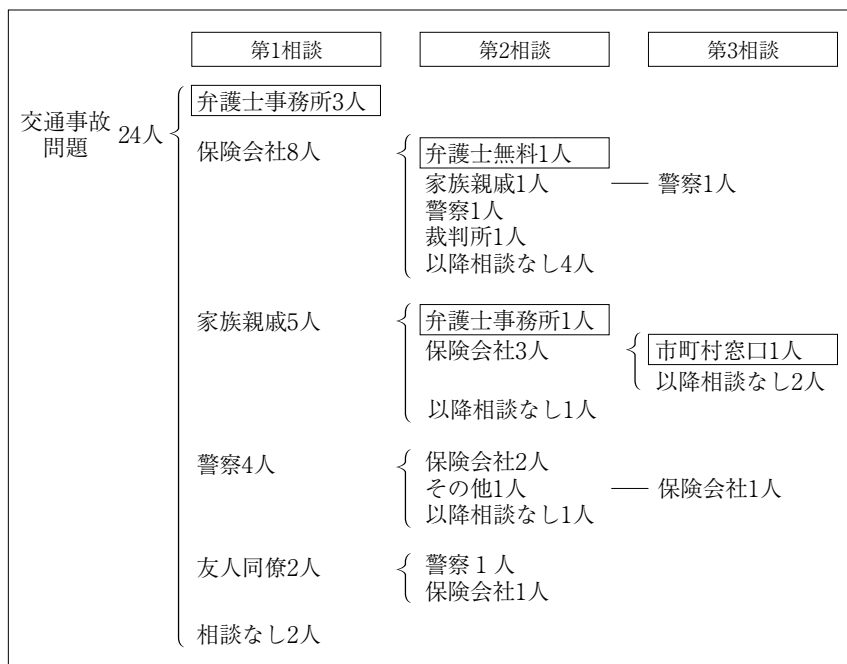
	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談あり	5	3	0
	62.5%	37.5%	0.0%
弁護士等への相談なし	4	7	0
	36.4%	63.6%	0.0%

(2) 弁護士・司法書士以外の相談中心の類型

①「交通事故問題」、「消費者問題」

これに対して、弁護士・司法書士以外の相談が中心の類型は、相談経路が二つの異なる傾向を示す。はじめに、第三者への相談率の高い類型として挙げられるのは、「交通事故問題」である。【図4】が示すように、この問題においては、弁護士等が相談相手となることは少なく、その代わりに登場してくるのが「保険会社」や「警察」である。多くは弁護士等に相談することなく相談行動が終了しているが、結果に関しては、【表5】が示すとおり、ほとんどが解決している。交通事故という問題は、社会的には発生頻度が必ずしも低くはないと考えられるが、法律家の関与がなくても問題の解決が一定程度可能なことが示されている。その意味で、本調査において比較的高頻度で問題が発生することが確認されているが、法テラスへの相談件数が必ずしも同じ程度に多くはなくても、

【図4】「交通事故問題」の相談経路



他の機関が対処しているという意味で、大きな問題とはいえない面もある。ただ、注意しなくてはならないのは、それらの機関の問題解決の質の点である。【表6】が示すように、数は少ないものの、回答者の中には、弁護士等の相談を経ない決着結果を不適正と評価しているものもいる。とすれば、交通事故後の第1次的な相談は保険会社や警察にゆだねる側面はあるとしても、最終的な解決の適正さを確保するためには、なお弁護士等の相談が利用できなくてはならない面があるといえよう。

【表5】「交通事故問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	3	1	0	1
	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%
弁護士等への相談なし	16	1	1	0
	88.9%	5.6%	5.6%	0.0%

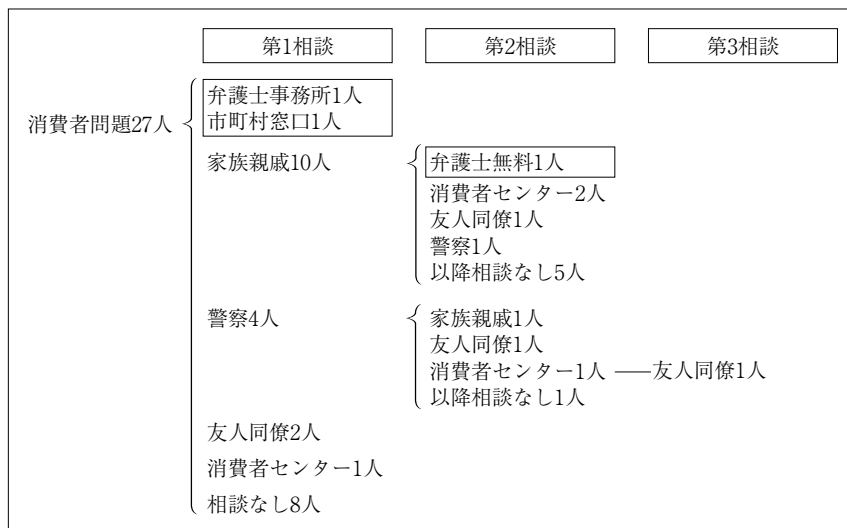
「弁護士等へ相談あり」の項目には欠損値が1あった

【表6】「交通事故問題」の決着評価

	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談あり	2	2	0
	50.0%	50.0%	0.0%
弁護士等への相談なし	12	0	5
	70.6%	0.0%	29.4%

この「交通事故問題」と同様の構造を示すのが、「消費者問題」である。【図5】が示すように、最初から弁護士等への相談が少ない反面、「消費者センター」や「警察」が第1相談あるいは第2相談に何回か登場する。ただし、「交通事故問題」の場合の「保険会社」ほど頻繁ではなく、その分、全体としての第三者への相談率は「交通事故問題」よりも低くなっている。それと同時に、【表7】に示される決着率もやや低い。しかし、【表8】の決着評価は全体的に高く、「消費者センター」や「警察」が、第1次的な相談機関としてある程度機能していることが推察される。しかし、ここでも「交通事故問題」同様、それらの第1次的な相談機関が適正に機能しない場合の相談機関として、弁護士等が機能する必要性は存在する。

【図5】「消費者問題」の相談経路



【表7】「消費者問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士等への相談なし	14 58.3%	1 4.2%	6 25.0%	3 12.5%

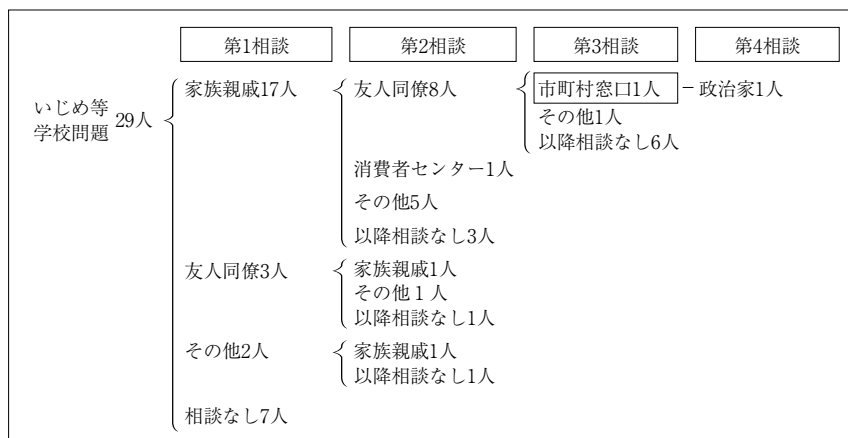
【表8】「消費者問題」の決着評価

	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談あり	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士等への相談なし	12 80.0%	1 6.7%	2 13.3%

② 「いじめ等学校問題」、「職場問題」、「近隣問題」

つぎに、弁護士等への相談率が低いものとして「いじめ等学校問題」、「職場問題」、「近隣問題」がある。とくに「いじめ等学校問題」は、【表

【図6】「いじめ等学校問題」の相談経路



1】が示すとおり、極端に弁護士等の関与率が低いが、その点は【図6】の中にも示されている。すなわち、弁護士等の関与する相談は「市町村窓口」のみであるが、これが唯一第3相談に登場するのみである。学校問題は、典型的な法律問題とは考えられていないことがその原因と思われるが、【表9】が示すように、未決着の問題が約20%¹³に及ぶほか、不適正との回答はないものの、決着した事件の中でも、その評価には「どちらともいえない」とやや消極的ともとれるものが約40%（19件中8件）も含まれている（【表10】参照）。いじめ等は人権の絡む問題であり、決して法律問題とは無縁ではない。状況如何では、法律相談の必要性が否定できない領域であるだけに、放置できない状況ともいえる。

【表9】「いじめ等学校問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	0	0	1	0
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
弁護士等への相談なし	18	1	5	4
	64.3%	3.6%	17.9%	14.3%

【表10】「いじめ等学校問題」の決着評価

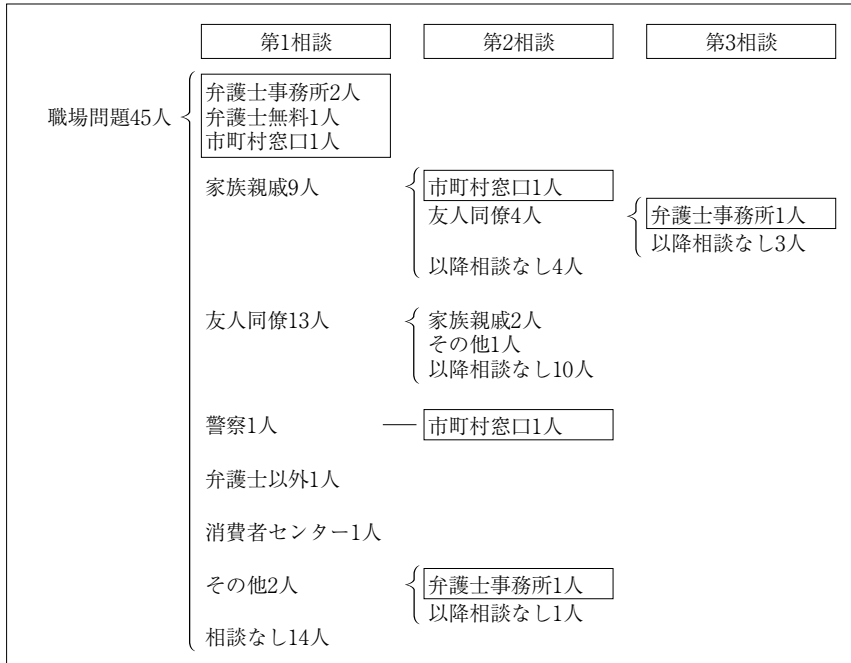
	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談 なし	11	8	0
	57.9%	42.1%	0.0%

さらに、弁護士等への相談率が低い類型として存在するのが、「職場問題」、「近隣問題」といったものである。これらは、弁護士等への相談率が低い点に加え、「交通事故問題」や「いじめ等学校問題」と異なり、第三者への相談率自体が相対的に低いという共通した傾向を有する。さらに、【図7】が示すように、「職場問題」では、あるものは弁護士等に直接相談をするものの、多くはまずは弁護士等以外に相談をし、その後も弁護士等以外に相談が持ち込まれ、弁護士等への相談の割合が余り上がらないことが見て取れる。前出の「遺言相続問題」や「借金問題」において、多くがまずは「家族親戚」、「友人同僚」に相談した後にも、最終的には弁護士等へと相談が繋がる場合が多いのとは異なる傾向である。

同時に注目すべき点は、解決状況を見ると、【表11】、【表12】に示されるように、弁護士等への相談のない場合の決着率がかなり低くなると同時に、数は少ないものの、決着が不適正であるとの評価も生じている。こういった点からすれば、問題解決にあたって、弁護士等の関与の必要性は決して低くはなさそうである。ただ、【表11】では、弁護士等への相談があった場合にも、弁護士等が相談に関与しなかった場合と同じ程度「決着しなかった」との回答がなされており、弁護士等が相談に乗ったからといって必ずしも相談者が受け入れられる解決が得られるわけでもなさそうである。その点で、解決の難しさを推測させる問題類型でもある。

同様の傾向は、【図8】の「近隣問題」にもみられる。政治家等、種々の方面への相談の展開はみられるが、相談が進んだ先に弁護士等が登場する割合は低い。むしろ、相談がかなり段階を経た時点においても「友

【図7】「職場問題」の相談経路



人同僚」など、必ずしも法的な観点を備えてはいないと思われる相談相手が登場する。こういった現象は、相談を重ねているにもかかわらず問題が解決しない場合にも、弁護士等が問題解決のための専門家としてはイメージされていないことを推測させる。そして、この「近隣問題」に関しては、弁護士等が相談にのった事例が非常に少ないことから確定的なことはいえないが、弁護士等の関与が結果として決着をもたらしていないものもある。その意味では、この「近隣問題」も、単に弁護士等の関与を導くことが難しいだけでなく、弁護士等の関与後も、解決が難しい問題類型である可能性がある。

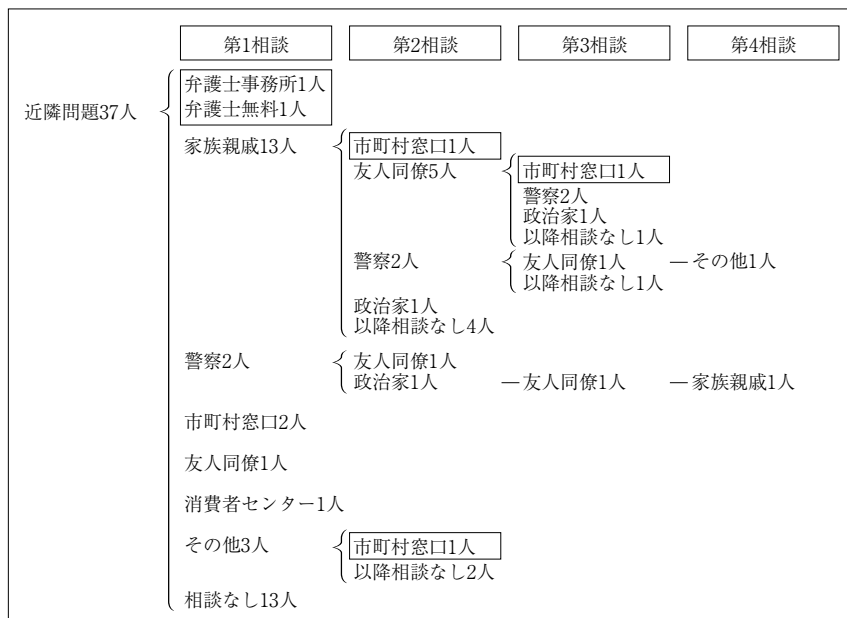
【表11】「職場問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	3	0	2	0
	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
弁護士等への相談なし	13	5	13	5
	36.1%	13.9%	36.1%	13.9%

【表12】「職場問題」の決着評価

	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談あり	3	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%
弁護士等への相談なし	10	4	4
	55.6%	22.2%	22.2%

【図8】「近隣問題」の相談経路



【表13】「近隣問題」の解決状況

	決着がついた	現在対応中	決着しなかった	わからない (忘れた)
弁護士等への相談あり	3	0	4	0
	42.9%	0.0%	57.1%	0.0%
弁護士等への相談なし	12	2	12	4
	40.0%	6.7%	40.0%	13.3%

【表14】「近隣問題」の決着評価

	適正	どちらとも いえない	不適正
弁護士等への相談あり	1	2	0
	33.3%	66.7%	0.0%
弁護士等への相談なし	7	3	4
	50.0%	21.4%	28.6%

なお、これら「職場問題」、「近隣問題」の共通点は、第三者への相談率自体が低い点であるが、そもそも第三者に相談をしなかったのは何故であろうか。回答者に相談をしなかった理由を尋ねた結果が【表15】、【表16】¹⁴⁾に示されている。それによれば、「職場問題」は、「面倒くさいから」、「難しそうだから」といった点が、「近隣問題」は、「自分で解決したいから」が主立った理由として示されている。こういった点が、問題を第三者に相談することをためらわせると同時に、相談経路を見る限り、種々の相談者を探しはするものの、「難しそう」、「自分で解決したい」といった事情から、弁護士等が適切な相談者としてはイメージされていない状況が示されているように思われる。

【表15】「職場問題」を第三者に相談しない理由

	第1理由	第2理由	第3理由	単純合計	加重合計
どうしたら良いか分からないから		2		2	4
時間がかかりそうだから	1	2	1	4	8
費用がかかりそうだから	1			1	3
面倒くさいから	6	3		9	24
難しそうだから	2	1	4	7	12
自分で解決したいから		4		4	8
他の方法をとるから			1	1	1
問題を表沙汰にしたくないから	2		2	4	8
何をしても無駄だと思うから	1	1	1	3	6
その他	1	1	5	7	10
合計	14	14	14		

【表16】「近隣問題」を第三者に相談しない理由

	第1理由	第2理由	第3理由	単純合計	加重合計
どうしたら良いか分からないから			1	1	1
時間がかかりそうだから	2		1	3	7
難しそうだから		2	1	3	5
面倒くさいから	2		1	3	7
他の方法をとるから		1		1	2
自分で解決したいから	5	1	1	7	18
問題を表沙汰にしたくないから	1	1		2	5
何をしても無駄だと思うから	2			2	6
その他		1		1	2
特に理由はない	1	1	1	3	6
忘れた（わからない）		6	7	13	19
合計	13	13	13		

Ⅲ 今後への示唆

以上のような分析からすれば、回答者が重要な法律問題と捉えた出来事も、その問題内容によって相談行動が異なることが見て取れる。このような相談行動の違いを前提に、今後法テラスが、前述の諸問題の十分な取り込みを目指すためには、どのような対応を考えるべきであろうか。件数も少なく、推論の域を出ない部分もあるが、前述の分析の範囲内でみれば、回答者の相談行動には、三つの類型が存在するように思われる。以下、そのそれぞれに関して、どのような対応があり得るのか若干の考察を試みる¹⁵。

はじめに第1の類型は、法律家志向型とでも呼ぶべき問題群であり、今回の分析でいえば、「遺言相続問題」、「借金問題」、「離婚等問題」がそれにあたる。これらの問題は、問題を抱えた当事者も、相談を受けた第三者も、ともに自らで問題を解決できない場合には、法律の専門家に問題の解決をゆだねるべきであるという認識が比較的良好に行き渡っていると思われる。実際、これらの問題は、現状の法テラスの相談事例の中でも相当数を占めるものである。これらの問題に関しては、人々が問題を法的に対処するという意識があるだけに、それをなすか否かは、多くの場合、法的なデバイスを使える条件が整っているか否かにかかってくる。具体的には、安価で、手軽に使えるといった条件を整え、その情報を十分に伝えることができれば、事件を取り込むことが可能な類型と思われる¹⁶。これらの問題に関しては、従来からとられてきた、認知度を上げ、無料で相談ができる可能性を伝えるといったことによって、潜在的なニーズを取り込むことが可能になろう¹⁷。そういった活動は、単に問題を抱えた当事者だけではなく、その第1次的な相談先である「家族親戚」や「友人同僚」を通じて、当該当事者に伝達される可能性があるだけに、一般的な周知度の上昇が問題の取り込みに比較的にストレートに作用することが期待できる類型ともいえよう。

本稿の分析で登場した第2の類型は、「交通事故問題」や「消費者問題」のような専門機関志向型の問題である。これらの問題は、本来は前述の法律家志向型の問題ともいえるが、その処理のための専門家や専門機関が一定程度確立されているため、直接的に弁護士等が対処する場面が少なくなっている問題類型である。本稿の分析では、「交通事故問題」における保険会社、「消費者問題」における消費生活センターなどがその専門機関にあたる。これらの問題は、多くの人々が、何か不都合が生じた場合にも、第1次的には、上記の専門機関がこれに対応していることを知っていることから、問題への対処を検討する際には、弁護士等ではなく、人々はまずはそれらの専門機関に問題が向かうことになり、そして、おそらくはそこで多くの問題が解決されることになる。そういった点を考えるならば、これらの問題に関しては、たとえ一般的な調査に現れるほど法テラスに相談が寄せられていなくても、その数値差ほど問題は大きくないともいえる。というのは、個々に存在する専門家ないしは専門機関がまずは問題を吸い上げているからである。しかし、そうはいつでも、それら専門機関が適正に機能しない場合もありうる。そういった場合には、一般原則に戻り、弁護士等が十分な援助を差し伸べる必要があり、法テラスもその役目を果たすべきである。ただ、そういった場面でのニーズの吸い上げは、上述の専門機関等のあり方との関係で考える必要がある。すなわち、たとえば、法テラスの情報を提供する場合にも、一般的な広報に加え、上述の専門機関を通じて、あるいは、上述の機関の有する紛争処理制度との連携等を通じて、事件の取り込みを行うことが効率的であろう¹⁸。具体的には、交通事故紛争処理センターや消費生活センター等との連携のあり方が検討されるべきであろう。

最後に、本稿において見いだされた第3の類型は、非法律型とも呼ぶべき問題の類型である。具体的には、「いじめ等学校問題」、「職場問題」、「近隣問題」がそれにあたる¹⁹。これらは報告書において、取り込みの必要性が指摘された紛争類型でもある。これらの問題の特徴は、人々がそれを法的な問題として捉えない、あるいは、法的な対処を望まない

いったところにあるように思われる。そのため、これらの問題は、前述のように、相談を重ね、解決が得られていなくても、法律家に相談が持ち込まれる可能性が低い。それ故、こういった問題に関しては、法テラスが「法律問題」の専門機関としてその存在の周知をはかり、無料な点や専門的なサービスである点を強調したとしても、それだけでは問題の解決のための援助としては捉えてもらえない可能性が高い。もちろん、法律専門家の視点からすれば、今日のいじめは人権に関わるものであり、十分に法律問題でありうる。また、職場のセクハラやパワハラ、さらには労働条件の問題なども十分に法律問題である。さらに、近隣問題も今日では抜き差しならない法律問題に発展することが希ではない。しかし、問題を抱えた本人がそれを法律問題とっていなければ、その人間の相談経路の中に法テラスが登場することはなかろう。従って、こういった問題に関しては、単に身近な存在としての法テラスをアピールするだけでは問題の取り込みができない可能性がある。より実質的な援助を行うためには、一般の人々が法による対処を思い浮かべない時やそれを嫌うような場合にも、当該問題に関する法的支援による解決の可能性やその有効性も含めた形での情報提供をしていく事が必要であろう。具体的には、こういった問題に関してでも法テラスが有効な援助を提供できた例を添えての広報を行う、あるいは、具体的に法テラスがどのように役に立つのかといった有効性に関する情報を添えた広報を行うといった対応が必要であろう。

最後に、以上の考察と冒頭に引用した報告書における弁護士等に対するアクセスの年齢差、地域差の問題について若干言及する。【表17】に示すように、今回の調査で極端に弁護士等に対するアクセス率の低さが指摘された若年層が多く抱えた問題の中には、上述の考察で指摘した非法律型の問題（「職場問題」（29.6%）、「いじめ等学校問題」（7.4%））、専門機関志向型の問題（「消費者問題」（11.1%）、「交通事故問題」（7.4%））が多く含まれる。前者は単純な広報では問題の取り込みが難しい問題であり、後者は第1次的には問題が専門機関に持ち込まれる類型である。

いずれも弁護士等へのアクセスが少ない類型である。また、【表18】に示されているのは、高齢者の抱えた問題であり、法律家志向型の問題（「遺言相続問題」（12.3%）、「借金問題」（7.7%）、「離婚等問題」（6.2%））の割合が相対的に高い。これらの問題は、一般的な広報が比較的有効に機能すると思われる問題でもある。そして、高齢者の弁護士等に対するアクセス率が実際に比較的高いことは、前述の通りである。さらに、地域別にみれば、アクセス率の高かった小都市・郡部においては、高齢回答者の比率が高かった（小都市・郡部：46.2%、大都市：15.4%、中都市：38.5%）といった関係にもなっている。

このように、弁護士等に対するアクセス率の年齢差、地域差は、前述の考察と符合する面がある。もちろん、単に問題類型の分析のみからその原因を導き出せるわけではなかろうが、ここでの考察がより踏み込んだ分析に向けての一つの視点を提示していることも事実であろう。

以上、本稿では法律問題に対する人々の相談行動を分析することによって、より多くの法律問題を法テラスが取り込むための方策を検討した。残念ながら今回の分析は必ずしも十分な情報量に基づくものではなく、仮説の域を出るものではない。その意味で、こういった調査結果を政策展開に役立てるための一つのたたき台にすぎず、なお一層の検証が必要なものである。このたたき台の提示を機に、今後も同様の調査が継続され、より多くの考察がなされることを期待したい。

【表17】 若年層の法律問題

	件	
職場での問題	8	29.6%
離婚・関係破綻等の男女・家族問題	3	11.1%
消費者問題	3	11.1%
子どものいじめ等学校に関する問題	2	7.4%
交通事故の損害賠償	2	7.4%
税金や公的給付に関する問題	2	7.4%
家庭内暴力	1	3.7%
子どもの虐待（性的・心理的含む）	1	3.7%
騒音、振動、日照など	1	3.7%
近隣関係の問題	1	3.7%
借金に関する問題	1	3.7%
警察や公務員等とのトラブル	1	3.7%
わからない	1	3.7%
合計	27	100.0%

【表18】 高齢者の法律問題

	件	
相続、遺言	8	12.3%
税金や公的給付に関する問題	8	12.3%
その他の問題	6	9.2%
近隣関係の問題	5	7.7%
借金に関する問題	5	7.7%
離婚・関係破綻等の男女・家族問題	4	6.2%
土地・建物の賃貸借	4	6.2%
職場での問題	3	4.6%
土地・建物の売買、建築など	3	4.6%
消費者問題	3	4.6%
貸金に関する問題	3	4.6%
警察や公務員等とのトラブル	3	4.6%
騒音、振動、日照など	2	3.1%
交通事故の損害賠償	2	3.1%
わからない	2	3.1%
子どものいじめ等学校に関する問題	1	1.5%
差別から生じる問題	1	1.5%
交通事故など以外の損害賠償	1	1.5%
国、都道府県、市区町村間の問題	1	1.5%
合計	65	100.0%

[注]

- 1 本調査の報告書（日本司法支援センター「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」（2010年）、以下、「報告書」とする。）は、法テラスのホームページ（http://www.houterasu.or.jp/content/legalaid_needs.pdf）からダウンロードが可能である。また、本調査の概要に関しては、菅原郁夫「ニーズ調査の結果からみた民事法律扶助の現状と課題」ジュリスト1415号27頁以下を参照のこと。
- 2 一般対象調査および路上生活者調査では、法律問題の他に福祉問題に関する質問もしている。その理由は、法律問題の概念が人により異なる可能性があり、福祉問題も一定範囲で法律問題となり得る可能性があることと、一般に行政機関が扱う福祉問題と、法律問題との間で市民の対応がどのような差異があるかを比較するためであった。これによりいくつかの知見が見いだされたが、本稿では紙幅の関係上、主に法律問題に関する記述のみを取り上げる。

- 3 この調査では、法律扶助要件の該当基準を、単身者は年収200万円以下であること、配偶者など扶養家族のある場合はその人数、さらには借家か否かも加味して判断したが、これらの情報は必ずしも十分でない場合があり、この区分は一応のものでしかない。
- 4 報告書22頁参照。
- 5 この調査では、回答者を年齢別に四分し、20～29歳を若年層、30～49歳を中間層、50～64歳を壮年層、65歳以上を高年齢層としている。
- 6 この調査では、回答者の居住する地域を三分し、東京都区部及び政令指定都市を「大都市」、それ以外の人口10万人以上の都市を「中都市」、人口10万人未満の都市及び町村を「小都市・郡部」としている。
- 7 報告書4頁、37頁参照。ただし、この点に関しては他の調査において異なる知見も見いだされている。佐藤岩夫「専門機関相談行動の規定因」榎村志郎=武士侯敦編『トラブル経験と相談行動』（東京大学出版会 2010年）61頁以下参照。また、本調査においても「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談件数を弁護士等への相談から除外した場合には、大都市での弁護士等へのアクセス頻度が僅差ではあるがもっとも高くなる。
- 8 なお、この一般対象調査では、現在の法テラスに持ち込まれることの少ない法律問題が数多く発生していることが示唆されたが、同時に、現実によく持ち込まれている、いわゆるクレサラ問題などの「借金問題」の比率が調査の中では低いといった現象も生じた。その原因は、クレサラ問題に苦しむ当事者は調査に協力する余裕のなかった可能性、あるいは、この調査が対面調査であったことから、そういった問題に関しては回答者が答えづらかった可能性などが考えられる。
- 9 表中の数値は小数点以下第2位を四捨五入したもの。以降の【表2】～【表18】も同様である。
- 10 報告書22頁参照。平成20年度の法テラスの業務実績報告書によれば、一般市民を対象とする情報提供業務の利用のうち、最も多い相談は「金銭の借り入れ」（20.7%）であり、次いで、「男女・夫婦」（15.5%）、「相続・遺言」（6.9%）といったものであった。このことから、「職場での問題」、「近隣関係の問題」に関しては、法テラスに相談が及んでいない可能性が指摘されている。
- 11 図中の表示は、それぞれ調査票上の以下の選択肢の略記である。「弁護士事務所」；弁護士・司法書士の事務所、「弁護士有料」；弁護士会・司法書士会の有料法律相談、「弁護士無料」；弁護士会・司法書士会の無料法律相談、「市町村窓口」；国、都道府県、市区町村などの相談窓口（弁護士、司法書士への相談を含む）、「弁護士以外」；行政書士や税理士など、弁護士・司法書士以外の専門家、「消費者セ

ンター」：消費者生活センターや労働相談センターなどの紛争解決機関、「政治家」：政治家など地域の有力者。そのほか、「家族親戚」、「友人同僚」、「警察」、「保険会社」、「裁判所」、「その他」は調査票上も同じ表現となっていた。以下の【図2】から【図8】においても、同様の略記を用いる。

- 12 こういった要素に加え、相続事件の中には相続財産の処分を急ぐ場合など緊急性を要する場合も少なくはなく、それが弁護士等への相談を求める要素となっていることも考えられる。「借金問題」、「離婚等問題」にも、この緊急性という点が当てはまる場合も多いように思われる。
- 13 29件中6件の数値で、「市町村窓口」の相談が、その後の相談にもつながっていることから、この件数も含め計算している。
- 14 調査票では、表中にある項目を第三者に相談しない理由として示し、その中からあてはまるものを順番に3つ選んでもらうといった尋ね方をしている。ここでは、選択された項目の回数を単純に加算した「単純加算」と、1番目に選ばれた項目の数には3を乗じ、2番目に選ばれた項目の数には2を乗じたうえで加算した「加重加算」の二つ方法で集計を行った。本文の解説は、このうち「加重加算」による順位付けを用い説明している。
- 15 なお、法テラスの法律扶助機関としての機能を考える上では、法律扶助要件への該当性の有無が問題とされるべきであるが、ここではより一般的な傾向と対策についての仮説を構築するという意味で、いったんこの法律扶助要件該当性の問題を捨象して検討を進めることにする。
- 16 より具体的いえば、報告書（107頁以下）が指摘するように、周知度を高め、「法テラスを知らない」といった無料法律相談の利用を消極的にする事情を解消したり、公的機関が行っている相談であることや、無料になる可能性がある点を強調することが効果をもたらすと思われる。
- 17 ただし、「離婚等問題」に関しては、家庭内の問題であるだけに、プライバシーや安全への配慮など、他の二つとはやや異なる要素も考慮に入れる必要があろう。類型としては、本稿で示した第1の類型と第3の類型の中間的な性質を有する面もある。こういった点に関してはさらに詳細な検討が必要であるが、その点は今後の課題である。
- 18 今回は踏み込んだ分析を行わなかったが、【表1】の「税金や公的給付に関する問題」もこの類型に入る可能性がある。税金や公的給付に関しては、行政機関において専門の窓口が設けられており、一般の人々も、まずはそこで問題処理がなされていると考えるであろうからである。ただし、税金や公的給付の問題に関しては、公権力の行使の問題に加え、生活に密着した問題であるだけに、法テラ

スとしても単に行政機関の対応に任せるのではなく、人々の相談経路を考慮にいられた積極的なアプローチが必要であろう。

- 19 本稿の分析では立ち入らなかったが、【表1】の「騒音、振動、日照など」の問題もこの類型に属するものと考えられる。

社会的包摂と司法支援

日本女子大学教授 岩田 正 美

1 社会問題とその連鎖

高度経済成長以来の「右肩あがり」の時代の終焉とともに、様々な社会問題が噴出している。失業や貧困率の増大だけでなく、毎年3万人を超える自殺や、虐待問題などは、その解決の難しさばかりが露呈されているし、白骨死体で見つけられるまで誰も気がつかなかった単身者の孤独死、あるいは親の年金をあてにした子どもが遺体を放置したまま死亡届を出さなかったといった事件が、マスメディアに取りあげられることも多くなった。

こうした問題解決の難しさの理由の一つは、問題の担い手から見ると、ある問題が、その問題だけで終わらず、複数絡み合って出現していることが少なくないということがある。しかも、社会問題を解決しようとする社会の側は、それが公であれ、民であれ、社会問題を、個々別々に分類して対処するのが普通だ。それが近代の合理的な手法だからである。

例えば、失業について考えると、失業という問題の前に、学校からのドロップアウトという問題があるかもしれないし、また失業した後当面の生活費のため借金を重ねた結果、鬱状態になり、そこから家族関係が悪化し、離婚などに発展することもあるかもしれない。世代を超えて問題を見ていくと、親の教育達成の低さや貧困が、婚姻関係の不安定やDVに影響を与え、そこから子どもの学校からのドロップアウトや家出問題というような循環が起きる可能性もある。問題の連鎖は長期に渡り、現在の問題は、過去の問題の結果であり、かつ未来の問題の原因に波及していく可能性がある。

ところが、失業は、その時点での失業に対してハローワークで、就労指導や職業訓練を受ける、あるいはせいぜいキャリアカウンセリングを受けるというような手法でしか対応されない。児童虐待に対処する児童相談所は、親の問題まで抱え込みにくい。学校も子どもの背後にある親の生活に介入しにくいから、複数の問題が想像できても、あえてそこに

踏み込もうとはしない。さらにいえば、相談窓口それ自体が、単一の問題ごとに設置されているのが普通である。

他方で、問題を抱える当事者はどうだろうか。複数の問題を抱えた当事者も、その問題の連鎖を必ずしも自覚していないこともあるだろうし、自分でも持てあましているかもしれない。複数の問題を自覚したとしても、問題ごとに縦割りになっている窓口のどこに相談に行ったらよいのかわからない。むしろ今日のように「自己責任」という考えが強い社会の中では、自分だけで問題に対応しようとしてしまいがちなところもある。つまり、福祉などの相談窓口に現れるのではなく金融業者の借金を繰り返すとか、自殺してしまう、蒸発してしまう、などになりがちである。

このような構図の中で、困難な問題を複数抱えた人ほど、それへの援助や解決の窓口や制度に辿り着くのが難しく、したがってその複数の絡みついた問題は解きほぐされていかない状況がある。

2 社会的排除

一つ一つの社会問題というより、当事者の側から、このような問題の連鎖にスポットライトを当てようとするところに生まれた概念に、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）がある。もともとこの言葉は1970年代のフランスに起源を持つ（岩田、2008）。それは、福祉国家の拡大にもかかわらず、学校からのドロップアウト、若者の長期失業などの解決されない問題が存在していることがあらためて問題になり、それらの問題の共通項として、これらの人々が福祉諸制度から排除されている、と提起されたのである。

さらに80年代になると、先進国では従来の工業を中心とする産業構造から、金融、情報、サービス産業中心の構造へ変化していくが、このプロセスで雇用形態の「柔軟化」（＝失業や非正規化）が進むなど、労働者やその家族の生活に変化が起きた。福祉国家の土台であった標準労働

者の安定的なライフサイクルは変化し、学校を出ても就職できない、あるいは結婚できない若者が目立ってきた。また、こうした変化を含めて、情報技術や金融の発展は、地球上のある地点で生じた決定や出来事が、そこから地理的には遠く離れた地域の決定や出来事に対してまで瞬時に影響を及ぼすというような、グローバリゼーションの時代をもたらした。たとえば近年の例でいうと、リーマン・ショックによって、多くの国で同時に失業者が増えたのは、この現れである。

このような変化を背景に、雇用の不安定化や多様な社会問題化が多く
の国に共有されるに従って、フランス生まれの社会的排除概念は、福祉
国家の破綻を表す、貧困とは別の言葉として、世界的に普及し始める。
特に、ヨーロッパ連合（EU）では、加盟国における貧困や社会問題に
ついて方針を出す場合のキーコンセプトとなっていった（中村、2002）。
つまり、社会的排除と闘い、社会的排除の反対の状態＝社会的包摂（ソー
シャル・インクルージョン）や統合を達成するという目標は、ヨーロッ
パの社会的経済的結合（cohesion）を目的とするEUにとって、重要な
ものと判断されていたのである。今日では、国連レベルでも先進国と
途上国の貧困をつなぐものとして多用されるに至っている。

では、社会的排除とは何か。それは、一言で言えば、ある人が、その
帰属する社会の主要な社会活動や社会関係への参加を拒まれている状態
を意味する。貧困が、さしあたりは所得など生活資源の量の高低（up
down）で把握されるのに対して、社会的排除は、社会関係への出入り（in
out）に焦点をあてて把握される。人間は社会を創って生活してきた動物
であり、さまざまな社会関係を結んだり、解いたりしながら、その生活
を成り立たせている。近代社会では、どのような社会関係を結ぶかは、
基本的に個人の自由であるが、そうはいても、人を社会に帰属させる
適当な居住空間の確保、家族の形成維持、雇用関係の保持、政治への参
加、教育、医療、福祉などの諸制度への参加などは、どのような人にとっ
ても、各々の自由の条件であり、社会の中で生きていく上で不可欠な、
市民的権利義務の基礎といえる。

ところが、様々な要因からこれらの主要な社会関係から、長期に排除される人々が生み出されている。EUの議論では、80年代以降問題になる若者の長期失業（場合によってホームレス化）が一つの典型であるが、それは、失業という雇用関係からの排除だけでなく、これを受け止めるべき失業保険制度などの福祉国家の諸制度からの排除（雇用されていないので失業保険に加入していない）、家族の解体、学校からのドロップアウトなどの「不利の複合性」が背後にあるという。つまり、社会的排除は、ある時点での社会関係からの排除だけではなく、それを引き起こすさまざまな不利が、その人のライフコースの中で絡み合っ出現してきた結果であり、またその結果がさらに排除に結びつく、という連鎖構造、あるいは「プロセス」として「動的」に問題把握するところに特徴がある。

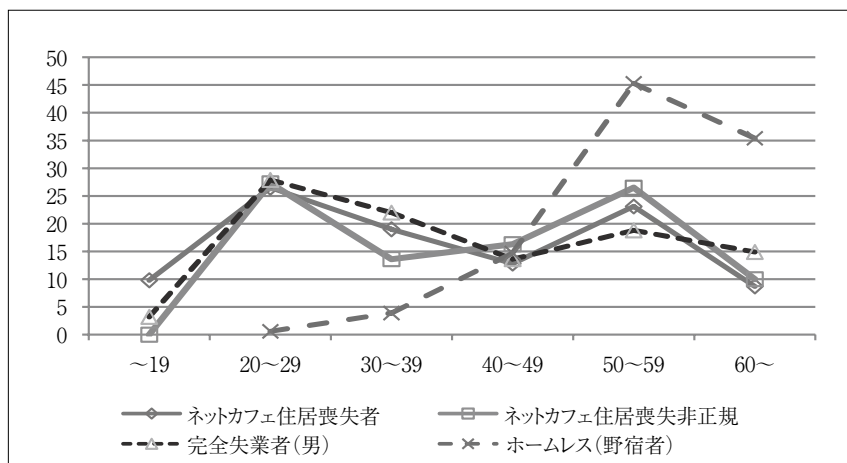
また、社会的排除は、単に排除されている人々の不利の連鎖だけでなく、排除を生み出すことによって社会の連帯や統合機能が損なわれていく、という側面を問題にする点も大きな特徴である。つまり、排除されている人々の問題というより、社会全体の連帯の課題という見方である。このため、社会的排除論は、排除を阻止して、人々を社会に包摂していく（ソーシャル・インクルージョン）ことをゴールに設定することになる。

3 「ネットカフェ難民」を例にとって

ここでは現代日本の社会的排除の一つの典型として、2007年頃いわゆる「ネットカフェ難民」と名付けられて、一躍社会問題化された人々の問題を取りあげてみたい。彼らの問題は、90年代半ばよりはっきりした形で現れてきた「ホームレス」＝路上生活者と同じく「ホームを喪失」しているのだが、それがネットカフェ等の中で「見えなく」なっていたものを、マスメディアなどが新しい問題として提起したものである。厚生労働省は、これを「住居喪失不安定就労者」として、2007年にいち早く調査を実施している（厚生労働省、2007）。今、この調査の年齢分布を、

完全失業者（男）、ホームレスの年齢分布と重ね合わせてみると、図表1のようになる。ネットカフェの「不安定就労者」は、ほぼ完全失業者と同じカーブを描いており、20代と50代の二つのヤマをもったカーブとなっている。これにたいして、路上のホームレスは40代以上の中高年で増大しており、ネットカフェの場合は、より年齢幅の広い「ホームの喪失者」を含んでいることが分かる。

図表1 ネットカフェ生活者などの年齢分布



資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」（2007）
 同「住居喪失不安定就労者等の実態調査」（2007）
 総務省「労働力調査」（2007）

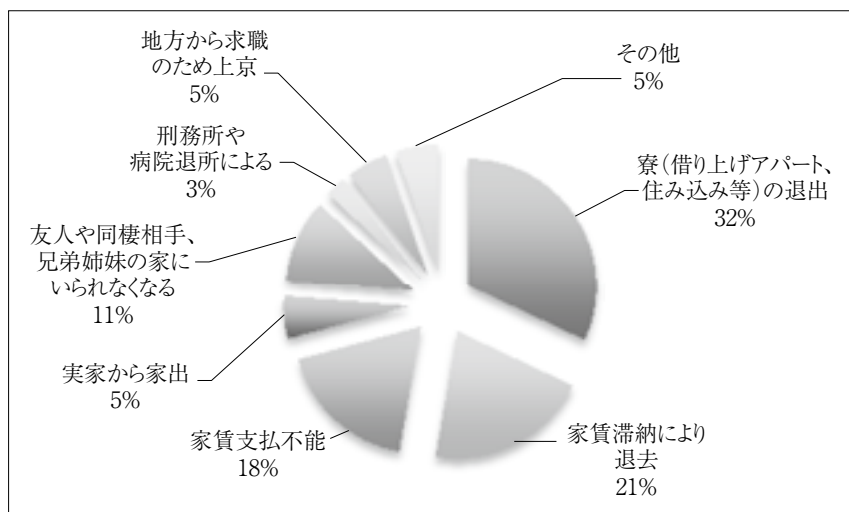
では、これらの人々の問題は、不安定就労と住居喪失だけであろうか。このネットカフェ等の「住居喪失不安定就労者」への住居の確保とより安定的な就労機会の確保を支援することを目的として、厚生労働省と自治体関連機関との連携によって設立された相談機関のうち、東京都の相談機関が対応した、開始直後2008年6月10日から2009年10月1日までの利用者データの分析結果ⁱを用いて、その問題の連鎖を見てみたい。

この相談機関利用者は、先の厚生労働省調査よりやや年齢が高く、20代は12.7%、30代が33.8%で最も多く、次いで40代30.6%、50代23.6%となっ

ている。これはおそらくこの相談機関の主目的が生活・住宅資金貸し付けにあるため、なんらかの仕事へ派遣やアルバイトで就労中で、若干の収入がある人のアクセスが多かったためであろうと考えられる。男女比は男性が9割以上となっている。

図表2は、住居喪失の理由である。見て分かれるとおり、その理由は多様である。最も多いのは、会社の寮などからの退出であり、ついで家賃滞納、家賃支払不能等が続く。しかし、これだけでなく、兄弟や知人の家にいられなくなった、あるいは家出、また地方から上京しても行く当てが無くネットカフェに寝泊まりしている、病院や刑務所から退出した後、行くところが無くてネットカフェ等にいる、などがある。

図表2 住居喪失の理由



資料：TOKYOチャレンジネット利用者の分析（2010）
以下の資料は同じ出所である。

このような、多様な理由の背後にある問題をあきらかにするために、生活歴を辿ってみよう。図表3は教育程度である。この相談機関の利用者の半数近くは高卒であるが、2割近くが義務教育レベルである。とく

に注意が必要なのは、20歳代での中卒者の高さである。2010年の国勢調査結果では、20代の中卒者は5 %程度であり、その5 倍近くに上る。なお、先の厚労省調査では、もっと中学卒業者の割合が高く、こうした相談機関を訪れるかどうかについても教育程度の影響がある可能性を示している。

図表3 利用者の最終学歴

現在年齢	中学	高校	高専・短大 ・専門学校	大学以上
～ 29歳	24.0%	51.1%	12.6%	6.3%
～ 39歳	18.6%	41.9%	7.8%	6.6%
～ 49歳	21.9%	43.0%	6.7%	9.1%
50歳以上	16.0%	37.2%	4.3%	20.2%
合計	19.7%	42.0%	7.9%	10.6%
厚労省調査	40.6%	48.0%	3.1%	4.0%

割合は年齢計に対するもの。不明は除いてあるので100%にならない。

教育歴に加えて、生家における養育の状況も重要である。そこで、データの生活歴欄に記載された内容を見てみよう。なお、この欄は自由記述であり、記載のないケースもあるので、割合は生活歴記載のあったケースの中での割合である。

図表4 親の養育状況

現在年齢	死亡／失踪あり	それ以外で 親以外の養育	親の再婚あり
～ 29歳	23.4%	20.3%	4.7%
～ 39歳	40.0%	22.4%	7.3%
～ 49歳	57.3%	15.3%	4.7%
50歳以上	63.8%	5.7%	3.5%
合計	48.6%	16.3%	5.0%

記載無しを含んだ年齢計に対する割合なので100%にならない。

図表4で見るように、すでに50歳以上の場合は、親の死亡が多くなるのは当然であるが、20代でも23.4%はすでに親が死亡または失踪状態であると記載されている。また親以外に養育された経験は、やはり若い層で高い。親以外の養育者では、祖父母や養父母のほか、児童生活支援施設や乳児院なども複数のケースで存在している。なお、表には示していないが、親以外に養育された場合の養育時期は6歳未満が多い。

図表5 生活歴に見る離家の時期

現在年齢	離家10代	離家20代	離家30代以上
～ 29歳	63.9%	36.1%	0%
～ 39歳	66.2%	27.9%	5.9%
～ 49歳	65.7%	26.9%	7.5%
50歳以上	65.5%	27.3%	7.3%
合計	65.4%	29.0%	5.6%

離家について記載のあるもののみの年齢計に対する割合。合計は100%にはならない。

今度は、このような生家から離れた年齢を図表5で見てもよう。どの年代も、6割以上は10代で家を離れている。昨今、パラサイト・シングルなどの言葉があるほど、親離れしない若者がクローズアップされているが、この調査対象は、逆に早くから親元を離れている。それは親の養育状態からも推察できるように、頼るべき親元を持っていなかった人々が少なくないことと関連していると考えられる。なお、離家の理由は、就学は少なく、就職、転職が中心であるが、中には家出、同棲などもある。

このように、学校制度からの離脱が中卒レベルの割合が高かったことを考え合わせると、学校からも、親元からも早く離れて、生活を始めざるを得なかった人々が、さまざまな職を転々とした挙げ句、図表2のような理由でネットカフェ等を泊まり歩いている状況が浮かび上がってくる。なかには、地方から上京してすぐ、あるいは家出してすぐ、ネットカフェ生活を始めているケースもある。

このような生活歴の中で、会社の寮や住み込みなどの経験者は42.6%にのぼり、知人友人宅の利用経験者は25%である。したがって、失業がすぐ住居の喪失となりやすい、とみられる。

生活保護利用は15.4%の人が経験しているが、借金経験はそれにもまして多い。図表6に示したように、どの年齢でも半数近くの人が借金を経験している。

不安定な生活のなかで、頼るべきは借金だけということであろうか。また、初めての借金の時期が生活歴に記載されたものをみると、20歳代の半数以上が10歳代で経験しており、30歳代の6割以上が20歳代で経験している。

図表6 生活歴から見た借金経験

現在年齢	借金の経験	借金保証人の経験	年齢計
～ 29歳	48.4%	3.1%	100.0%
～ 39歳	48.5%	2.4%	100.0%
～ 49歳	41.3%	2.0%	100.0%
50歳以上	43.9%	2.0%	100.0%
合計	48.1%	2.3%	100.0%

％は各年齢合計に対する、経験有りの割合

4 社会的包摂と司法支援

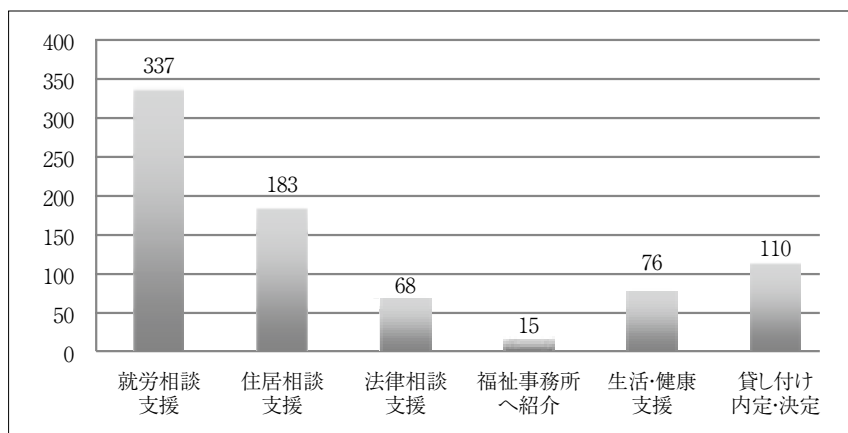
東京のある相談機関の記録からみたネットカフェ利用者の以上のような生活歴をみると、多くの問題の連鎖の存在が見えてこよう。職業の不安定や住居喪失だけでなく、学校制度や親の養育からの早くからの離脱、職場の寮や知人宅などへの依存、早くからの借金経験など、ここに挙げたいくつかの項目だけでも、問題の複雑さが示唆される。では、この相談機関で、彼らはどのような支援を受けたのであろうか。

この機関は、電話での相談をまず前提に、予約して来訪する。主たる

援助資源は就労支援と生活費の貸付であるが、状況によって、これ以外の様々な支援を行っている。相談に現れたときの、相談者の状況は、既に就労中が6割強であるが、その多くは、派遣、アルバイト、日雇いなどの非正規就労である。したがって、大半は日払いの形である。住居喪失以降の生活費は、このような非正規就労でまかなっているほか、貯金の取り崩しや、賃金の前払いなどがある。雇用保険給付を受けていた人は1%ほどにすぎない。

すでに行われている具体的な相談支援の内容は、図表7の通りである。

図表7 相談支援の内容（重複）



就労支援、住居相談支援が主なものであるが、生活・健康相談や、福祉事務所に紹介したケースもある。この中で、法律相談支援は特に20歳代、30歳代で割合が高い。法律相談の内容は、賃金支払いなど労働条件をめぐる相談と借金問題（自己破産など）が主なものである。先にも述べたように、半数近くが借金の経験を持っているわけであるから、当然とも言えよう。

この場合、法律相談、特に借金問題の解決は、就労支援や住宅支援などに先立って行わなければならない性格を持っている。それは、これら

の解決の目処が立たなければ、一人の市民として就労活動や住宅の設定が難しいからである。ところが、借金などの問題は、相談の初めからその全貌が明らかになるわけではなく、相談者はむしろ隠そうとすることが少なくない。排除された度合いが高い人ほど、自らの問題を整理して、相談することは不得手であることは想像できよう。

また賃金など労働条件や住居契約などについても、法律の仕組みや契約内容について十分な知識をもつチャンスにも恵まれなかった人々にとって、わかりやすい説明を伴った、個別支援が求められている様子も、このデータから垣間見える。

先に述べたように、社会的排除の対概念は社会的包摂である。排除の連鎖に絡め取られた人々の問題を解きほぐし、彼らの積極的な社会参加を促していくためには、さまざまな側面からの相談が必要であるが、その中で法律相談はすでに欠かせないものとなっている。先述したように、社会的排除の解決や社会的包摂の意味は、市民としての基本的な権利義務を行使しうる条件を、どのような人々へも保障するところにある。その意味でも、法律支援の役割はその基本に位置づけられるといえよう。これまでも、司法関係者による電話相談などの新しい社会問題への対応、あるいは社会福祉の支援等の場において、司法関係者との連携をもった支援が模索されているが、今後は次のような三つの方向で、法律相談が社会的排除などの複雑な問題に対応していくことが出来るのではないかと思う。

一つ目の方向は、ここで例に挙げた相談機関のように、利用者のターゲットを絞った上で、その利用者が複数抱えている問題に対して、「ワンストップ」で支援していくタイプの相談機関に、法律相談も組み入れられていく（出張サービス）ような支援のパターンである。

二つ目の方向は、それぞれの専門相談機関同士の「連携」の一員として、司法機関も振る舞うことである。

三つ目の方向は、ターゲットをあまり絞り込まず、地域で気軽に立ち寄れる相談機関（ドロップ・イン・センター）型の司法支援をしていく

ことである。

法テラスは、おそらく、第三のタイプの法律相談機関として設立され、同時に第二の機能をも持つものと考えられる。ここでは、先の例に挙げたような複雑な社会的排除の中にある人々というより、その手前で日常的な支援によって問題の連鎖を早い時期に断ち切っていくような役割を果たすことが期待されるとともに、他機関との連携によって、最も困難を抱えている人への支援においてもその力を発揮することになるだろう。

法律は、ごく普通の人々にとっても、まだまだ敷居が高い。多様な問題を抱える人にとっては、さらにそうである。しかし、法律は排除された人々の市民権の復活において、きわめて重要な位置にある。法テラスの活動が、これまで法律相談などの支援を受けたことのない人々へ広く開かれ、誰もが司法にアクセスできるようなフロントラインとなっていくことを期待したい。

文献

- 岩田正美（2008）「社会的排除-参加の欠如・不確かな帰属」有斐閣
 厚生労働省（2007）「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」
 中村健吾（2002）「EUにおける「社会的排除」への取り組み」
 海外社会保障研究No141、国立社会保障・人口問題研究所

- i このデータは筆者が相談機関から委託され、相談記録を元に作成し、分析したものである。結果報告「TOKYOチャレンジネット利用者の分析」は未公開。

裁判員制度の背景と課題

世代を超えて課題の克服へ
定着させ、豊かな司法を

- ・一般社団法人「共同通信社」論説委員兼編集委員
- ・法務省「裁判員制度に関する検討会」委員
- ・元司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」委員

土 屋 美 明

I. はじめに

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（「裁判員法」と略称）が2004年5月21日に成立、重大事件の刑事裁判に国民が参加する裁判員裁判が09年8月3日から始まった。裁判員法は附則第9条で「施行後3年を経過した場合においてこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは」「所要の措置を講ずる」としており、12年は見直しの検討が可能な時期になる。竹崎博允最高裁判所長官は11年6月に開かれた高等裁判所長官や地方裁判所・家庭裁判所各所長らの会場で、裁判員裁判の現状について「2年間の経験という制限の下で」の感想だと前置きし、「おおむね順調」と評価した。これは法務省、日本弁護士連合会も含め司法関係者の共通した認識のようだ。懸念された国民の反応も、大きなトラブルはないせいか、概して好意的と言える。

しかし、この間に犯罪被害者団体などから「被害者保護の観点に立ち、性犯罪は対象事件から外すべきだ」という声上がるなど検討課題が浮上している。その中には、裁判員制度という国民の司法参加の在り方に固有の問題と見るよりは、捜査や公判などの分野に特有な問題も多い。ここでは混然一体となった論議は極力避け、裁判員制度に焦点を絞って創設の背景と開始後の実績、今後の課題を中心に、制度の在るべき姿を考えたい。

筆者は、政府の司法制度改革推進本部に設けられた「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」の委員として、非才ながら、制度設計の議論に加わり、現在も法務省の「裁判員制度に関する検討会」委員を務めている。この制度が司法にとっても、国民にとっても、望ましいものに違いないという強い思い入れがある。今後も、法曹関係者が中心になり、より良い国民参加の姿を模索していったほしいと願っている。

ただ、裁判員制度には、まだまだ流動的な要素が多い。裁判の現場では旧に復するかのような現象も見られる。制度の定着には、親から子へ

と何世代にも及ぶ長い時間が必要だ。短兵急に結論を下すことは避け、根気強く課題の克服に取り組むことによって刑事司法の豊かな未来を切り開き、後の世代の厳しい評価にも堪えられるようにしていきたい。

Ⅱ．立法の背景

1．司法制度改革審議会

(1) 構想の芽生え

司法改革が始まった1990年代は、敗戦直後に続く2回目の「大立法時代」と呼ばれる。91年にバブル経済が崩壊し、金融機関等の破綻処理、構造改革に向けたうねりが高まりを見せた。93年には、いわゆる「55年体制」が崩壊。その流れの中で司法制度も抜本的な見直しが進み、法曹の質と量を高める目的で法科大学院が誕生した。また、資力の乏しい被疑者・被告人の国選弁護関係事務などを担当する「日本司法支援センター」（「法テラス」と略記）の創設が総合法律支援法として具体化するなどした。

司法改革は財界の意向とする見方がある。確かに94年6月、経済同友会が「現代日本社会の病理と処方」を公表して「司法改革推進審議会（仮称）」の設置を求め、98年5月には経済団体連合会が、司法のインフラ整備を進める「司法制度改革についての意見」を発表するなどした。しかし、そこで問題視されたのは国際的対応力などを欠いた民事裁判の状況と、広範なニーズに応じられない弁護士の少なさ、質の低さだった。改革の主眼は民事司法と弁護士制度に向けられ、刑事司法はそれほど重視されていなかったと言っても良い¹。

米国の圧力という「黒船来航」に原因を求める意見も聞かれる。米国が2000年6月、規制緩和を求める文書²を日本政府へ提出した事実はある。しかし、これが決定的な力を持ったとはいえない。司法改革は、米国の見解に左右されるほど単純な話ではなかった。

その後、小泉純一郎首相の下、「小泉改革」が進み、司法改革の実現

表 1 「裁判員制度関係年表」

年月日	事項
1990 5 25	日本弁護士連合会が定期総会で第 1 回「司法改革に関する宣言」採択
1994 6 30	経済同友会が「現代日本社会の病理と処方」を公表
1998 5 19	経済団体連合会が「司法制度改革についての意見」を発表
6 16	自由民主党司法制度特別調査会が「21世紀の司法の確かな指針」を公表
1999 6 2	司法制度改革審議会設置法が成立
2000 6 9	米国が規制緩和を求める「司法制度改革審議会に対する米国政府の意見表明」
2001 6 12	司法制度改革審議会が裁判員制度の導入を盛り込んだ意見書を首相に提出
12 1	司法制度改革推進本部を設置（04年11月30日まで）
2004 3 2	政府が「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」（裁判員法案）を国会へ提出
4 23	衆議院が全会一致で裁判員法案を可決
5 21	参議院が裁判員法案を可決し、裁判員法が成立。刑事訴訟法等一部改正法も成立
26	日本司法支援センター（法テラス）の設立などを定めた総合法律支援法が成立
2005 4 1	犯罪被害者等基本法施行
2006 4 10	日本司法支援センターが発足
7 1	東京地検が裁判員制度の対象事件に絞る被疑者取調の録音・録画を試行
10 2	資力が乏しい起訴前の被疑者に国費で弁護士を付ける被疑者国選弁護制度始まる
2007 5 22	複数の事件で起訴されたとき事件ごとに裁判員を選び「区分審理」を行って判決する「部分判決制度」を加えた改正裁判員法が成立
2008 1 16	日本新聞協会が「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表
17	政府が裁判員の辞退事由を定めた政令を公布
3 27	国家公安委員会が「被疑者取調のための監督に関する規則」を制定
4 1	最高検察庁がD V D 録画の試行を60カ所の地方検察庁へ拡大
3	最高検が「検察における取調適正確保方策」を公表
16	犯罪被害者にも国選弁護士をつける改正犯罪被害者保護法・総合法律支援法が成立
2009 5 21	裁判員法施行。被疑者国選弁護制度の対象事件を拡大する改正刑事訴訟法施行
8 3	東京地方裁判所で裁判員裁判 1 号事件の初判決（6 日判決）
2011 11 16	最高裁判所大法廷が裁判員制度を合憲とする判決

性も高まった。司法制度は戦後改革で実施された枠組みから踏み出せず、日本社会の政治的・経済的な成熟度にふさわしい役割を果たせなくなっていた。統治機構の矛盾から生じたさまざまな内部的な圧力も高まり、それに耐えきれなくなるのは時間の問題だったと見るべきだろう。

特に刑事司法の分野では、1980年代に続いた免田、財田川両事件など死刑囚の再審無罪判決を契機として司法への反省が強まっていた³。戦後施行された日本国憲法は基本的人権の保障を重視したが、捜査の実態は、被疑者・被告人の自白を重視する旧来の姿を色濃く残していた。「起訴便宜主義」の名の下に、検察官が広範な公訴提起権限を行使し、刑事司法を主導した。起訴事件の99%は有罪確定で終了し、公判も起訴の妥当性を確認する場にすぎない印象があった。80年代までの刑事司法は、自白の獲得を重く見る、実質的な「検察官司法」だったといえるだろう⁴。

こうした、捜査段階の供述調書など多くの証拠を詳細に検討し、事実関係を広く審理の対象とする方法は「精密司法」と批判され、それに代えて、争点や証拠を絞り、審理の対象を立証に不可欠な証拠に限る「核心司法」を目指すよう主張する意見が有力になってきた。従来のような、裁判官、検察官、弁護士ら専門家だけによる裁判が秘める欠陥が、鮮明な形でクローズアップされた。外圧がなくても、司法内部からの改革は必然的だった。

(2) 意見書の提言

99年7月、司法制度改革審議会（「改革審」と略記）が内閣に設置されたが、当初、主に検討されたのは民事司法と弁護士制度の改革だった。裁判官、検察官の不祥事が問題化した審議後半に入ってから、ようやく刑事司法と法曹制度が真剣に取り上げられるようになった。2001年1月、第43回会議のヒアリングで松尾浩也・東京大学名誉教授が「仮に裁判員という言葉を使わせていただきます」とことわりながら日本独自の国民参加制度を提案した。松尾名誉教授は、事件ごとに無作為抽出で選ばれた市民が陪審員として有罪か無罪かを判断し、有罪ならば裁判官が刑を決める米国の「陪審制度」や、裁判官と市民が協働して審理から判決ま

で行うドイツ、フランスなどの「参審制度」の利点をそれぞれ取り入れ、制度設計をするというアイデアを示した。

01年6月、改革審が意見書を公表、「司法制度改革の三つの柱」を示した⁵。そのうち3本目の柱とされた「国民的基盤の確立」の項で「司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入する」(12頁)として、裁判員制度の創設が提案された。

2. 裁判員法の制定

01年11月、司法制度改革推進法が成立。政府は12月、内閣に「司法制度改革推進本部」(「推進本部」と略記)を設置、テーマごとに11の検討会を設けた。刑事司法については裁判員制度・刑事検討会と公的弁護制度検討会で制度づくりが進められた。

裁判員制度・刑事検討会で最後まで意見が集約しにくかったのは、裁判官と裁判員の数を何人にするかという「裁判体の構成」だった。与党では自由民主党のプロジェクトチームが「裁判官3人に裁判員4人」で取りまとめを行い、公明党は「裁判官2人に裁判員7人」で党議決定した。野党は民主党が「裁判官1人に裁判員10人」とする考え方を公表した。このあたりは、理想型を陪審制度とするか参審制度とするかで違ってくる。04年1月、与党プロジェクトチームは「裁判官3人に裁判員6人」の大合議体を原則とし、被告人が公訴事実を認めている場合には「裁判官1人に裁判員4人」の小合議体で審理してもよいとする取りまとめを行った。その結果は検討会へも報告され、推進本部の法案になった。

裁判員法案は衆議院では全会一致で可決。参議院では賛成180、反対2の圧倒的多数で可決され、成立した。戦後初めて、国民が刑事司法の主な担い手の1人として位置付けられるとともに、その役割を深く自覚して責任を果たしていくことが求められたといえる。これと同時に刑事訴訟法等一部改正法も成立。手続的に、刑事司法の中心はあくまでも公

判であるべきだとする「公判中心主義」の原則が強調されるようになった。

公的弁護制度検討会で最も悩ましかったのは、国選弁護を担う運営主体の独立性だった。公判で検察側と対峙するのが弁護人である以上、運営主体も、検察を傘下に置く法務省ではなく、政府からの独立性が高くなければならないという主張が日弁連から出された。しかし最終的には独立行政法人にならい、国の補助金を受けて運営する新組織をつくり、役員には検察官や高級官僚の天下りを認めないことなどで独立性を確保することになった。

Ⅲ．裁判員法の施行

1．施行の準備

日本でも陪審制度が戦前に行われた。しかし、陪審裁判は、1923年（大正12年）に陪審法が成立した後、28年から43年にかけて実施された計484件の例しかない⁶。裁判員法には大正陪審法の失敗経験が生かされた。5年間の準備期間に模擬裁判が全国で多数行われ、最高裁や最高検察庁、日弁連などが訴訟手続の運用面などに工夫を加えていった。また最高裁の司法研修所では裁判官による司法研究が行われ、その成果が公刊された⁷。大正陪審法のような政府広報だけではなく、法曹関係者の努力が加わったことが円滑な実施を可能にした。

注目すべき準備作業の例としては司法研究報告書「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」（法曹会、2008年）がある。これまで刑事裁判は実体的真実を追求すべきであり、裁判官は徹底的に審理して真相の解明を図るのが職責だと考えられてきた。しかし、報告書は「裁判員制度の導入を契機として、このような裁判官の在り方自体が問われ、見直しが迫られている」とし、「自白調書の任意性、信用性を立証し、有罪を認定させるのは、立証責任を負う検察官の役割である。裁判官は、公判においては審理計画を実現するよう的確に訴訟指揮した上、

裁判員との評議において、公平中立な判断者に徹して円滑な合意形成を図ることが職責と考えるべきであろう」（83頁）と記述した。今後は検察官、弁護人の後見人と疑われるような、あからさまな手助けは控えるということであり、言い換えれば、刑事裁判の主導権を検察官から裁判官へ取り戻す試みともいえる。

最高検は2009年2月、「裁判員裁判における検察の基本方針」を公表、裁判員裁判での検察官の主張・立証は①分かりやすいもの②迅速なもの③事案の本質を浮き彫りにする的確なもの—でなければならないとした。検察官の研修が進められ、証人尋問の練習を1人ずつDVDに記録して教官の批評を受けるなど弁論技術の研鑽などに努めた。

日弁連も、弁護技術を磨く東京での特別研修会のほか、各地で研修会を開き、取り組みを強化している。実際の法廷にその経験が生かされてきていると言えるだろう。

2. 慎重な実施

裁判員裁判が「順調」と評価される理由の1つは、被告人が罪を認めた自白事件から始めたことにある。内容が複雑で、審理も困難が予想される事件や、被告人が否認していて長期化が予想される事件、死刑対象事件などの判決は、約1年が経過したころからになった。慎重な滑り出しが国民の好意的な受け止め方につながったともいえるかもしれない。

ただ、弁護士らからは「検察は裁判員裁判を避けるため“罪名落とし”をしている」とする批判もあった。本来ならば強盗致傷罪で起訴するところを、裁判員裁判の対象外の窃盗罪と傷害罪で起訴し、裁判官だけの裁判（裁判官裁判）に持っていく例などが目立ったという。検察幹部は「意図的にすることはない」と説明したが、裁判員裁判にしてトラブルを起こすより、裁判官裁判の方が良いと判断したのではないかという見方があった。

3. メディアの動き

新聞、テレビなどのメディアにも、裁判官・裁判員に予断を与えて誤判、冤罪を招かないよう、事件・事故・裁判の報道を見直す取り組みが広がった。裁判員法の立法過程で国会、政府などにメディア規制の動きが出たが、日本新聞協会は08年1月、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表、「公正な裁判と報道の自由の調和」を図る立場から①捜査段階の供述の報道にあたっては内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する②被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる③識者のコメントや分析は被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する一と表明した。

これに基づき、報道各社はそれぞれガイドラインを定め、自主的な報道に努めている⁸。しかし、12年1月、奈良地裁で新聞社の記者が公判中の裁判員に感想を聞き、裁判員法の接触禁止規定に違反するとして地裁から抗議を受ける事態が起きた。公正な裁判を妨げることがないよう、メディアはさらに報道指針を徹底させていかなければならない。

IV. 裁判員裁判の現状

1. 実施後の実績

(1) 高い出席率

11年7月まで2年余の裁判員裁判の実績を一覧表にまとめた。このうち特に注目される点を指摘してみたい。

- a. 裁判員候補者の出席率 80%と極めて高く、予想以上の数字になった。職場や家庭などのさまざまな事情があるにもかかわらず、国民には裁判員の役割を忠実に果たそうとする意識が強いことがうかがわれ、判決を終えた後の感想も、良い経験だったとする人が多い⁹。
- b. 辞退 地裁で幅広く認められ、全候補者の54%にもなっている。選

表2 「裁判員裁判の状況（2009年5月～11年7月）」

裁判員 裁判の 件数	起訴人数	4002人		
	終了被告人数	2574人	有罪判決	2504人
			無罪判決（一部無罪を含む）	12人
			公訴棄却、移送など	58人

裁判員 選任手続	a	選定された裁判員候補者		214826人		
	b	呼び出されなかった候補者		56631人	22・5%	
	c	呼び出し状が送られた候補者		158195人	62・9%	
	d	呼び出しが取り消された候補者		58699人	23・3%	
	e	選任手続に出席した候補者		79909人	31・7%	
	裁判員候補者の出席率			e ÷ (c-d)		80・3%
	辞退	辞退が認められた候補者		117598人 (全候補者の54・7%)		
		主な理由	裁判員法16条	70歳以上、学生など		41932人
				事業の重要用務		28009人
				疾病、傷害		17411人
辞退政令			家族の介護養育		11999人	
	5号（遠隔地）		2552人			
		6号（精神上・経済上の不利益）		9227人		
不選任	選任手続当日の不選任				59327人	
	主な理由	くじなどによる不選任			39431人	
		理由なし不選任			9904人	
		辞退が認められた不選任			9741人	

公判	裁判員と 補充裁判員	裁判員		14564人
		補充裁判員		5153人
		平均職務従事日数		4・5日
	公判前整理 手続	期間	平均	5・5カ月
			自白事件	4・7カ月
			否認事件	6・8カ月
	公判手続	開廷日数	平均	3・9回
			自白事件	3・5回
			否認事件	4・6回
		審理期間 (起訴から 判決まで)	平均	8・3カ月
			自白事件	7・2カ月
			否認事件	10・1カ月
		評議時間	平均	521・6分
			自白事件	446・4分
			否認事件	652・4分

(注) 法務省「第8回裁判員制度に関する検討会」(2011年12月13日)で配布された最高裁資料などから

任手続き当日の辞退も加えると、ほぼ6割に達する。嫌がる人に無理強いをしては良い裁判にはならず、制度としても破綻する。辞退を柔軟に運用しても、必要な数を確保できるなら十分だろう。

- c. 公判前整理手続 期間が平均ほぼ半年とやや長く、否認事件では7カ月近い。その間、被告人は身柄を拘束されていることが多く、もし無罪であれば、その不利益は取り返しがつかない。関係者が工夫し、短縮に努めてほしい¹⁰。
- d. 裁判員の平均職務従事期間 これも4・5日と、やや長い。取り調べる証拠と証人が必要以上に多いのではないか。証拠の厳選を忘れてはならない。

(2) 判決傾向

裁判員裁判の判決は、裁判官裁判に比べ、性犯罪や傷害致死罪の刑が重いようだ。また、全体的に執行猶予の判決が多く、執行猶予の際、被告人を保護司らの監督下に置く保護観察を付ける判決の割合が高い。更生を重視する視点がうかがわれ、市民感覚を反映した量刑判断が見られるといえるだろう。被告側の控訴率も裁判官裁判より低い。

2. 最高裁大法廷の合憲判決

最高裁大法廷は11年11月16日、「憲法上、国民の司法参加がおおよそ禁じられていると解釈すべき理由はない」と述べた上で、裁判員制度は「公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が制度的に保障されている上、裁判官は刑事裁判の主な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はない」として合憲とする初判断を示した。裁判員制度をめぐる立法段階から違憲論¹¹と合憲論¹²の両方が主張されていた。日本国憲法には明記されていない国民の司法参加が、この判決によって法的な根拠を得た意味は大きい。憲法適合性をめぐる基本的な論争にも決着がつくのではないか。

この判決で注目すべきなのは最後に述べられた制度の在り方の部分だ。判決は裁判員制度を「国民の視点や感覚と法曹の専門性」が常に交

流して相互理解を深め、それぞれの長所を生かす刑事裁判を目指すものだとし、目的の達成には相当な期間が必要だが、その過程も「大きな意義」を持ち、「長期的な視点に立った努力の積み重ねによって、我が国の実情に最も適した国民の司法参加制度を実現していくことができる」と述べた。裁判員制度は今後の肉付けが重要だとする指摘と言えようか。

V. 裁判員法の見直し

裁判員法が12年5月から見直し時期に入るのに備え、法務省は09年9月、「裁判員制度に関する検討会」を設置した。これまでに全委員が裁判員裁判を傍聴したほか、犯罪被害者団体や鑑定人の法医学者ら関係者からのヒアリングなどを実施。12年春からは、意見交換で指摘された問題点などを踏まえて論点の整理が行われ、本格的な検討に移る。

検討会座長の井上正仁・東京大学教授は11年3月の第5回検討会で「制度設計のとき、かなり突っ込んで議論した論点も挙がっており、同じ議論をもう一度繰り返すのは建設的ではない」と発言した。確かに、現行法の基本的枠組みを前提として最高裁の合憲判決が言い渡されたことなどを考えると、裁判員制度の骨組みを土台から変えてしまう改正論議にまで踏み込むのは妥当ではない。しばらくは、慣らし運転、を続け、スタート時の仕組みが将来も安定的に機能していくようにすることを、まず、重視すべきだろう。

裁判員裁判の問題点として指摘されている内容を見ると、かなりの部分が、例えば死刑制度の是非といった立法政策の問題であったり、公判審理など裁判の運用面の改善問題であったりする。裁判員法の見直しと言いながら、実は刑事訴訟法の改正問題であったりする内容もある。それらをすべて見直していけばきりが無い。

ただ、裁判員制度に対しては、「裁判する側の権力的な立場や発想で作られ」、裁判される側（被告人）の人権を無視・軽視する「人権無視の制度」¹³だなどとする批判があることに留意しなければならない。こ

これらの指摘を十分に考慮し、懸念を払拭していく努力は欠かせない。単なる議論の蒸し返しは避けたいが、論点によっては2年間の運用実績を踏まえた上で、あえて再検討に踏み切ることも必要ではないかと考える。

Ⅵ. 検討の課題

1. 裁判員関係

(1) 選任

選任手続き当日に不選任になった候補者総数は、選任された裁判員・補充裁判員の3倍を超える。各地裁・支部が安全を見込んで候補者を多く呼び出す気持ちは分かるものの、少し多過ぎの感がある。呼び出す人数を減らしてもよいのではないか¹⁴。また、国民が参加しやすいよう、裁判員法第100条（不利益取り扱いの禁止）に基づく裁判員らの「休暇」取得制度を企業などに求めていく必要がある。

(2) 守秘義務

裁判員法第108条2項は裁判員と補充裁判員が①職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く）②評議の秘密のうち各裁判官・裁判員の意見またはその多少の数③財産上の利益を得る目的で各人の意見やその多少の数を除く評議の秘密—を漏らすと「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処すると定めている。任務を終えた裁判員らにも罰則がある。しかし、裁判員らの秘密を守る義務（守秘義務）は再検討の余地があるのではないか。感想程度のことしか話すことを許されず、ほぼ全部が秘密とされる現状では、貴重な経験が外部に伝わらず、教訓として生かされない。

裁判員法可決の際、衆議院法務委員会は付帯決議で「守秘義務の範囲の明確化」と「分かりやすい立証の工夫」を求めた。個人的には、守秘義務の範囲は①裁判官と裁判員の個別意見の内容②評議で行われた採決の結果③評議の際に特に秘密にすることが合意された事項—という3つに限定するのが分かりやすく、妥当だと考える¹⁵。しかし、罰則を外して訓示規定にとどめたり、学術・研究目的などを例示して明確に除外し

たりする選択肢もあり、これらが実現すれば改善になるのではないか。

2. 公判準備

(1) 対象事件

性犯罪や薬物事件を対象事件から外すよう求める意見が聞かれる。その一方、一般人が意見を述べやすいホワイトカラー犯罪、政治家の汚職、公務員犯罪などは加えるべきだとも主張される。しかし罪の種類によって対象事件を選ぶことは、罪種間の公平性を欠く恐れなどが絡み、疑問が残る。被害者の法廷証言をはじめ証拠調べの仕方に十分な配慮を加えるなど、運用上の工夫で乗り越えられる部分も大きいのではないか。

(2) 被告人の希望

被告人が無罪を主張し、裁判員裁判を希望する場合は審理対象にすべきだとする意見もある。しかし被告人の主張の仕方によって裁判員裁判か裁判官裁判かが決まるのは、被告人に選択権を与えることにほかならず、刑事裁判の安定性を損ないかねない。共犯事件で分離裁判になった場合、被告人間で公平を欠くおそれも出てくる。

(3) 公判前整理手続

検察側、弁護側とも証拠申請の量が増えている。ベスト・エヴィデンス（最良の証拠）による立証を徹底し、裁判員の負担を軽くすることに意を用い、厳選した証人調べを行ってほしい。検察官は、無罪にはならないよう保険をかけて詳細な立証を求めたがり、弁護人も有利な材料を提出したがる。裁判官は裁判官で、判決を書くときに検察官調書があると安心だから、手元に調書を置いておきたがるようだ。法曹三者の利害が一致し、悪く言えば「もたれ合い」と言われかねない状況が生まれていて、これではかつての「調書裁判」に逆戻りしかねない。

(4) 証拠開示

争点の明確化¹⁶が重要で、弁護側は主張の明示に努めてほしい。キーポイントになるのは証拠開示だ。刑訴法改正で争点関連、主張関連の証拠を開示するよう相手方に求めることができるようになり、格段に証拠

開示が進んだといわれる。しかし、本来、訴追側の検察官が全面的に証拠開示をするのでなければ、弁護側は適切な弁護方針を決められないし、主張を明確化することもしにくいだろう。証拠開示の範囲を広げるよう、ルールに磨きをかけなければならない¹⁷。

3. 審理、判決、控訴

(1) 法廷

法廷で直接取り調べた証拠を基に有罪か無罪かを判断する「直接主義・口頭主義」の理念を徹底させる必要がある。最近は検察官調書の朗読が多く、5時間以上もかかった例が見られる。素人の裁判員が集中して聞いていられるのは30分程度が限度のような気がする。今のやり方は国民生活の現実から遠く、裁判員になじみにくい。検察官調書を安易に証拠採用せず、法廷での証人調べから判断することに徹してほしい。

(2) 鑑定

難しいのは鑑定だ。科学鑑定は重要性を増しているが、専門家以外には鑑定内容がなかなか理解しにくい。鑑定人の証言は裁判員に分かるよう最近、随分改善されたとはいえ、この方向を一層強化することに努めてほしい。特に、精神鑑定をめぐる複数の鑑定人の見解が分かれる場合は、より細かな気配りが求められる。

(3) 評決

死刑判決は裁判員と裁判官の全員の意見が一致したときにだけ言い渡せることにすべきだという意見がある。しかし、全員一致に限定すると、死刑に納得しない人が1人でもいれば、その意見が決定的な意味を持つことになる。それが妥当なのだろうか。現状でも、裁判員の記者会見を聞く限り、死刑判決には十分慎重であることがうかがえ、実際には全員一致でなければ死刑は言い渡されていないのではないかとさえ思える。現在のような過半数での決定だと、例えば6人の裁判員のうち2人しか死刑に賛成していなくても裁判官3人全員が賛成ならば5対4で死刑になる可能性が理屈上はある。もし、それが心配ならば、死刑判決だけに

は3分の2以上の賛成（7人以上）が必要だとする特別多数決を導入しても死刑は回避できる。筆者は死刑制度を将来的には廃止すべきだと考えるが、全員一致を要件とする議論には難点が多いと思う。

被告人に不利な判決の場合、裁判官と裁判員それぞれの過半数の賛成を要件とすべきだという意見も聞かれる。しかし、裁判官と裁判員を別々に考えることは、両者の「協働」を求める裁判員制度の趣旨に反するのではないか。何が不利かも明確とはいえない。

（４）長期化

複雑な事件の裁判員裁判で長期化する傾向が目につくようになった。11年12月までの最長は大阪地裁の60日で、12年に入ると、さいたま地裁で裁判員の在任期間を100日とする審理も始まった。間接証拠を積み上げて判断する難しい審理は、ある程度の時間を要するものやむを得ないが、一般国民が参加する以上、長期化は避けなければならない。スウェーデンでは参加日数を20日間に限る案が検討された。韓国が試行中の「国民参与裁判」は原則1日で判決だ¹⁸。長期裁判に参加できる余裕のある人だけが裁判員をする制度にしたのでは、無作為抽出による選任という趣旨が崩れる恐れがある。

複数の事件が起訴された場合、対象事件を分け、それぞれ別の裁判員を選んで「区分審理」をし、最後に全体を見通した判決を言い渡す「部分判決」の制度が、長期化を避けるため、刑訴法改正で導入された。長期裁判の回避に向け、運用面にとどまらず、制度面でもさらに工夫を重ねたい。

（５）控訴審の在り方

控訴審は原審の判決に瑕疵があるかどうかを審査する「事後審」と考えられている。その一方、新たな証拠調べも認めており、「続審化」も指摘されている。裁判官の間では、第一審の裁判員裁判の結果を尊重すべきだとする立場と、第一審の誤りを点検して真実の解明に積極的に当たるべきだとする立場がある。こうした立場の違いが影響し、控訴審の判決では逆転無罪があったり、逆転有罪があったりした。

国民参加の制度を採用した以上、その結論である第一審の判決は極力尊重しなければならない。裁判員裁判で初の全面無罪判決となった覚醒剤密輸事件の上告審判決で最高裁第1小法廷は12年2月13日、裁判官だけで構成する控訴審の性格について「第1審判決を対象とし、これに事後的な審査を加えるべきもの」と位置付けた上で「控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験側等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」と述べて第1審尊重を明確に打ち出し、東京高裁の逆転有罪判決を破棄した。この趣旨が今後の実務で徹底されることを望みたい。重大な事実誤認が疑われるときには、基本的に原審へ差し戻すのが適切だ。

Ⅶ. 裁判員制度の周辺

1. 国選弁護制度

(1) 被疑者・被告人の国選

経済的理由などで私選弁護人を選任できない場合、国が公費で弁護人を付ける国選弁護制度は、その対象が起訴後の被告人だけとされていた。今回の司法改革により06年10月から、起訴前の被疑者にも拡大された。被疑者の場合は当初、重大事件に限られた（第1段階）が、09年5月からは「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮」に当たる比較的軽い事件へも広げられた（第2段階）。

段階的拡大の方法がとられたのは、刑事事件を引き受ける弁護士が少なかったからにほかならない。しかし、法科大学院の開校と日弁連の取り組み強化によって国選弁護人の契約弁護士が増え¹⁹、対応できるようになった。法テラスの集計では、10年度に被疑者国選の受理件数は7万917件、被告人国選は6万9634件を数え、被疑者国選は07年度の約10倍に激増した。担い手不足の不安は一応回避されたようだ。

国選弁護の報酬は改善されてきてはいるものの、まだ低いと弁護士から不満が聞かれる。手間と時間がかかる裁判員裁判の場合、報酬モデル

は徐々に引き上げられ、現在は①整理手続3回②公判3回一などの標準的想定の場合、約40万円とされている。適切な額にしていかなければならないが、一方で、法テラスへ報酬を水増し請求したとして詐欺罪に問われた弁護士もいる。しっかりと監視をしていくことも必要になった。

(2) 国選付添人

法テラスが受理した少年事件の国選付添人件数は、ここ数年、500件前後と低いレベルで推移している。福岡の弁護士会が推進している全件付添とまではいなくても、将来的には増やすべきだ。少年事件も含めた国選弁護の態勢が整ってこそ刑事司法は健全な姿になるに違いない。

2. 犯罪被害者支援

2004年に公布された犯罪被害者等基本法を受け、被害者への支援は国だけでなく、地方自治体やNPO法人などによって強化されてきている。法的な支援はもとより、経済的な支援、カウンセリングをはじめ精神的な支援なども重要であり、各機関・団体が連携し、長期にわたる支援を根気強く続けていくことが欠かせない。

現状では、公判で被害者の立場から意見を述べる「被害者参加弁護士」の数がまだ少ないようだ。資力の乏しい被害者参加人のための国選弁護事務は法テラスの役割だが、国選被害者参加弁護士の契約がさらに増えるよう、取り組みを強めていきたい。

3. 裁判員制度と法テラス

裁判員制度にとって、法テラスが誕生した意味は大きい²⁰。常勤弁護士（スタッフ弁護士）をはじめとする契約弁護士は、刑事弁護の経験を積み、その蓄積を生かして裁判員制度の理想像を追求してほしい。従来の日本の刑事司法にはほとんど例が見られなかった「刑事専門弁護士」が法テラスから多数育っていくことを期待したい。それには、意欲のある若手弁護士に対するしっかりした支援体制をつくる必要がある。先輩弁護士の指導、弁論技術の研修を強化するのはもちろん、事務職員らも

含めた応援システムも充実させたい。

VIII. 裁判員制度の将来像

1. 新しい捜査

今回の司法改革で手付かずに残された主な領域が、捜査と証拠に関する刑訴法の部分だった。法務・検察当局や警察庁の抵抗が強かったためだ。しかし、再審無罪となった足利事件などが契機となり、法務省の「検察の在り方検討会議」は11年3月、「検察の再生に向けて」と題する提言で、検察の基本的使命・役割についての認識を検察官が高めることを強く求めた²¹。戦前からの「検察官司法」を転換させる契機となり得る内容ではないか。被疑者・被告人の身柄を長期間拘束して取り調べる「人質司法」の弊害は夙に指摘されてきた事柄であり、この機会に決別する覚悟が必要だ。現在10%台にとどまる被告人の保釈率も高めたい。

最高検に改革推進室が設置され、東京地検特捜部では取調べの全過程を含めた録音・録画（可視化）が始まった。捜査の部分にも改革の波が及んできたことは重要な動きであり、注視していきたい。法務省の勉強会は11年8月の取りまとめで、可視化の「中核的な目的」は自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に「的確な判断を可能とすること」にあり、あくまで「必要性和現実性との間でバランスのとれた制度」とすることが必要だとした²²。限定的な導入論だろうが、被疑者の人権保障、冤罪防止のためには可視化を全面的に導入するのが効果的だ²³。

ただし、可視化が推進されると、これまで実体的真実の解明に重要な役割を担ってきた「取調べの機能」が制約される面がある。アメリカ流のおとり捜査や通信傍受、DNA型のデータベース化など新しい捜査手法の導入は早晚避けられない議論になるのではないか。司法取引、刑事免責、有罪答弁などによる供述証拠収集の是非も検討課題になるだろうが、これら新しい捜査の法制化を論じるだけの素地は出来上がってきていると思う²⁴。人権を損なうことのないよう配慮しながら、真剣に取り

組む必要がある。

2. 新しい公判

最近、調書裁判の復活を懸念する声が聞かれる。取調調書の証拠能力を認めるときには録音・録画も添えることを義務付けるなど、証拠法にメスを入れることが必要ではないか²⁵。裁判官の姿も、本来の「判断者」に徹する傾向がはっきりしてきた²⁶。被告人を有罪だと判断したときに、どの程度の刑を言い渡すかの量刑判断でも、裁判員の目を意識した判断ルールの「透明化と合理化」の重要性が指摘されている²⁷。

3. 裁判員裁判の未来

裁判員裁判の件数が積み重ねられ、徐々にだが、国民の目に見える刑事裁判に変わってきた。国民の司法参加は、実際に「公正な裁判」が行われているかどうかを国民自身が監視し、司法への民主的なコントロールを働かせる意味がある。それは民主主義の基本的な姿であり、その重責を果たすことが国民を市民として鍛え、質を高める。国民参加は特別なことではなく、当たり前と考えるような社会にしていきたい。それには、対象犯罪を軽い刑の事件にも広げ、できるだけ多数の国民が関与するようにしたい。在日外国人らも日本社会の構成員である以上、裁判員として参加を求めることを考えても良いのではないか。

裁判員が初公判に臨む前に、刑事手続きの全体の流れを把握してもらうような制度に改善したい。有罪判決を言い渡すと被告人がどのような処遇を受けるのかについて予備知識を持ってもらうため、矯正施設の見学などを導入することが考えられる。初日は午前中に選任手続、午後は刑務所見学などに充て、審理は2日目からとする案もあり得るだろう。このようになれば、裁判員がさらに責任感を持って量刑を決められる。

ドイツでも、スウェーデンでも、参審裁判を見学したときに聞かされた言葉が心に残る。「国民参加には10世紀以上の歴史があるが、それでも現在の制度が良いのか、議論をし、改善している」と言われたことだ。

日本でも「裁判員制度には不備が多い」と即断せず、時間をかけて最善を目指す試みを続けていきたい。(了)

[注]

- 1 鈴木良男「日本の司法 ここが問題」(1995年、東洋経済新報社) 103頁。
- 2 「司法制度改革審議会に対する米国政府の意見表明」(2000年)。
- 3 平野龍一遺稿集「刑事法研究 最終巻」(有斐閣、2005年) 所収の論文「国民の司法参加を語る」(1992年) 143頁、「参審制の採用による『核心司法』を」(1999年) 189頁。
- 4 デイビッド・ジョンソン「アメリカ人のみた日本の検察制度」(シュプリンガー・フェアラク、2004年) 329頁以下。
- 5 3本柱は①国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)②司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)③国民的基盤の確立(国民の司法参加)。
- 6 最高裁事務総局「我が国で行われた陪審裁判」(最高裁、1995年)。陪審裁判が利用されなかった理由は利谷信義「戦後改革と国民の司法参加」(東京大学社会科学研究所戦後改革研究会「戦後改革 4 司法改革」東京大学出版会、1975年所収)に詳しい。
- 7 法律雑誌では今崎幸彦「裁判員裁判における複雑困難事件の審理」(判例タイムズ1221号)などの報告がある。
- 8 「取材と報道 改訂4版」(日本新聞協会、2009年)。メディアの現状については筆者が2011年6月8日、第6回裁判員制度に関する検討会で報告した。
- 9 「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」(最高裁、2011年) 8頁。
- 10 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概況編)」(最高裁、2011年)は、平均すると裁判員裁判が公判前整理手続5・5カ月、審理期間8・3カ月だったのに対し裁判官裁判は公判前整理手続3・4カ月、審理期間7・1カ月と短かったとしている(181頁)。
- 11 違憲論としては西野喜一「裁判員制度批判」(西神田編集室、2008年)などがある。
- 12 合憲論としては、岩波講座「憲法 4」(岩波書店、2007年) 所収の土井真一「日本国憲法と国民の司法参加」などがある。
- 13 小田中聰樹「刑事訴訟法の変動と憲法的思考」(日本評論社、2006年)。

- 14 合田悦三「裁判員選任手続きを巡って」(原田國男判事退官記念論文集「新しい時代の刑事裁判」判例タイムズ社、2010年所収)は減員も考慮することがあり得るとしている。
- 15 拙著「裁判員制度と国民」(花伝社、2009年)193頁。
- 16 杉田宗久「公判前整理手続における『争点』の明確化について」(判例タイムズ1176号)。
- 17 田野尻猛「証拠開示に関する裁判例等について」(判例タイムズ1254号)は、これまでに蓄積された主な裁判例を紹介している。
- 18 井上正仁ら「韓国の国民参与裁判の実情」(ジュリスト1435号)。
- 19 「法テラス統計年報平成22年度版」(平成23年12月初版発行)等によると、06年に8427人だった契約弁護士は11年には1万9566人に達し、弁護士総数約3万人の6割を超えた。
- 20 寺井一弘「法テラスの誕生と未来」(日本評論社、2011年)。
- 21 「検察の再生に向けて」概要版は「検察官は『公益の代表者』として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない」(1頁)とする
- 22 法務省「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」53、54頁。
- 23 指宿信「被疑者取調べと録画制度」(商事法務、2010年)。
- 24 田口守一「新しい捜査・公判のあり方」(ジュリスト1429号)69頁。
- 25 渕野貴生「刑事司法改革の理念と捜査の構造」(法律時報83巻2号)46頁。
- 26 木谷明「刑事裁判の心」(法律文化社、2004年)59頁など。
- 27 原田國男「量刑判断の実際 第3版」(立花書房、2008年)354頁。

**「納得」の醸成と
法の豊饒化に向かって
～総合法律支援と司法書士～**

日本司法書士会連合会 常任理事 早 川 清 人

1. はじめに

平成11年頃から司法制度の在るべき姿が広く論議されるに至り、その結果としての司法制度改革が断行された。この論議の根幹は、「法の支配」の徹底にあり、市民の権利擁護確立を目指し、法に基づかない権力の専断的压力を排斥して、逆にそれら障害を法で拘束するシステムの構築を目的とするものであった。

そして、平成11年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会において「国民の期待に応える司法制度の構築（制度基盤の整備）」「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」の三つの論点が示された。

その論点の一つ「制度基盤の整備」に関する論議から誕生したのが、裁判などによる紛争解決のための制度の利用を容易にし、司法書士及び弁護士等のサービスを身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備について定めた「総合法律支援法」であったことは周知のとおりである。

当時の国内外の社会経済情勢の変化は著しく、法による紛争の解決が一層重要になることが明白であったことを鑑みれば、この総合法律支援法の目的及び基本理念に掲げられているとおりの司法書士及び弁護士等の法律専門職者のサービスをより身近に、全国あまねく受けられる社会が早急に実現されなければならない状況がそこにあったと云える。

その実現こそが「総合法律支援構想」であり、この中核となる運営主体が日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）であったわけである。

法テラスは、平成18年4月、総合法律支援法に基づき設立され、同年10月に業務を開始している。総合法律支援法第1条において、一般市民が「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専

門職者のサービスをより身近に受けられるようにするため」と定められ、「もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。」と規定されているところであり、法テラスは、この法の理念を具現化するために司法制度改革の大きな柱の一つとして誕生して早5年を経過した。

そして、この法テラスを中心として、幅広い多くの専門職者団体（組織）をネットワークで繋ぐ総合法律支援制度は、市民の司法へのアクセスを拡充する画期的制度として大いに期待される中、これまでに各種様々な活動が精力的に展開され、各分野において高い評価を受けてきたところである。

2. 司法書士の制度

私ども司法書士の制度は、わが国最初の裁判所構成法ともいえるべき明治5年8月3日太政官無号通達「司法職務定制」により制定された代書人が起源であり、明治6年7月17日太政官布告第247号「訴答文例」では、訴状等裁判所関係書類は、必ず、その選任した代書人に作成させなければならないという代書人強制主義を採用した。但し、この代書人強制主義は、翌年制定された「代書人用方改定」（明治7年7月14日太政官布告第75号）によって廃止されているところではあるが、これら経緯から、代書人は、訴状等裁判所関係書類の作成を職務の一つとする制度としてスタートしたものとされている。

そして、明治19年8月13日には「登記法」（明治19年法律第1号）が制定され、不動産登記制度が設けられた。当初、不動産登記事務を裁判所が所管していたことから、この登記関係書類の作成は代書人の職務となり、その後、幾多の法改正を経て、名称も「司法書士」に変更され、徐々に現在のような司法書士制度が確立されるに至っている。

そのうえで、司法制度改革論議に導かれて、平成14年4月24日、簡易裁判所代理権関係業務取得を中心とする司法書士法の改正が成立し、平

成15年4月1日に施行された。これにより、司法書士にとって総合法律支援構想を担うに相応しい環境が整備され、活動の幅は大きく膨らんだ。これは、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消するため、利用者の視点に立ち法的ニーズを充足させる措置を講じる必要があるとの観点から、司法書士の専門性が活用されるに至ったものに他ならない。

この前提には、これまで司法書士が積み上げた執務実績に基づく、市民及び社会の深い信頼と大きな期待があるものと思われ、司法書士はこの負託に応えるべく、今後もより多く現実の成果を挙げていかねばならない。そして、法テラスは、この成果を求めるに相応しい最高の舞台の一つであるといえる。

故に、総合法律支援ネットワークにおける、市民に身近な「くらしの法律家」たる司法書士が果たすべき役割の大きさを自ら改めて認識しなければならないと考えているところである。

本年、その司法書士制度も誕生して140年を迎えようとしている。この節目の年を迎えるにあたり、全国で活躍している司法書士一同心新たに、司法制度の更なる向上に向けて尚一層の奮起を促したい。

3. 法テラスと司法書士

法テラスを中核としたネットワークが、市民の司法へのアクセスを容易にし、自己責任、事後救済型社会における基本的インフラとして機能するためには、地域に根付いた制度として広く利用されるものとならなければならない。そして、全国をくまなく網羅するネットワークを制度構築するうえで、地域におけるリーガルサービスの担い手として、その役割を果たしている司法書士は、総合法律支援制度においても重要な役割を担っていることは前述したとおりである。

司法書士は、これまで永きに亘り裁判所及び検察庁等への提出書類の作成を業務とし、本人訴訟支援を中心に司法に携わってきた。この実績が認められ簡易裁判所における訴訟代理権を業務範囲とするに至った法

律実務家であり、司法書士法第1条においては、「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と規定され、また、司法書士倫理第6条では「司法書士は、国民に信頼され、国民が利用しやすい司法制度の発展に寄与する。」としており、法テラスの業務執行に司法書士が関与することは、上記法令及び倫理に適うものであり、法テラスのスムーズな業務遂行に向けて尽力することは司法書士の責務である。現在、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）では、法テラスとの連携協力を司法書士界における重要課題として位置づけており、全国の司法書士が一丸となって組織的に対応しているところである。

さて、法テラスが行う業務には、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援及び国選弁護関連等がある。日司連では、司法書士会及び会員の協力を得て、情報提供ならびに民事法律扶助業務を中心に積極的な組織対応を進めている。以下、法テラスの各種業務におけるこれまでの関わりと司法書士が担う役割の「今後」を述べたい。

4. 情報提供業務への対応

情報提供業務とは、法テラスが利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報や相談機関・団体等に関する情報を提供するものである。日司連が行う同業務への対応には二つの側面がある。一つは法テラスの連携機関として、利用者である市民がいつでも気軽に相談できる体制を確立・整備することであり、もう一つは、法テラスの業務運営に協力し、より良い質のサービス提供に資することである。

そこで、法テラスと連携する相談窓口として、司法書士会が各地に設置する司法書士総合相談センター（以下、「総合相談センター」という。）の役割が重要となっている。

従前、司法書士による登記相談・クレジットサラ金相談・少額裁判事

案の相談・労働問題の相談等においては、それぞれに相談窓口を分けて処理してきた。これまで全国50の司法書士会で行ってきたこれら各種の相談事業を統一窓口により体系的に整え、また、相談員研修などを積極的に行い、より充実した相談受託体制を構築するものとして設置されたのが総合相談センターである。これら体制整備により、法テラスから寄せられる相談を、総合相談センターで集中受付、集中管理し、迅速処理することを目指した。きめ細やかな法律サービスを提供するアクセスポイントが全国に多数設置されたことにより、市民が、必要なときに、気軽に法的サービスの提供をよりスムーズに受けられるようになった。

現在、総合相談センターは全国に130箇所設置され、市民の司法へのアクセスポイントとなっている。日司連では、総合相談センターの更なる機能の充実及びサービスの質的向上が図られるよう司法書士会をサポートするとともに、市民及び社会に広く認知され、利用が促進されるよう積極的な広報活動を展開しているところである。加え、地域の実情に配慮して、各司法書士会のセンター運営における自主性を尊重しつつ、全国各地の総合相談センター相互の有機的なネットワークを構築し、より利便性の高い総合的なシステムとして確立することの検討を日々重ねている。このように、地域に密着した地道な活動を継続することこそが、法テラス利用者をはじめとする市民の「納得」の醸成、ひいては「豊かさ」の形成に大きく寄与していくものと考えている。

その他の対応として、日司連では、上記総合相談センターとは別に「司法書士電話相談センター」（以下、「電話相談センター」という。）を法テラスの業務開始にあわせて設置した。これは、東京司法書士会をはじめとするいくつかの司法書士会の協力により運営されているもので、全国からの電話による問い合わせに対して情報提供をする「法テラスサポートダイヤル」（以下、「サポートダイヤル」という。）からの転送を受け、利用者の相談に直接電話で応じている。

電話相談センターが果たす役割はいくつかあるが、法的トラブルを抱えているにもかかわらず、どこに相談すればよいか分からない市民がサ

ポートダイヤルへ問い合わせたときに、そのまま電話転送を受けた司法書士が即座に法律相談に応じることは、早期解決への近道となる。利用者にとって電話相談センターは、満足と安堵感を与えてくれる非常に心強い存在となっているものと自負している。

また、総合相談センターにとっても、現状の体制において多くのニーズに対応するためには効率的な相談の受付が求められるところであるが、法律相談とはいえない内容の案件や面談を要しない程度の相談に多くの時間を費やす場面も少なくないことから、これらを事前に電話相談センターで処理し、また、複雑な案件等についてはあらかじめ電話相談により利用者の相談内容を整理して総合相談センターへ繋ぐことにより、スムーズな受付が可能となるといったメリットが生まれている。

注意すべきは、電話相談センターの対応は、相談事業が司法書士会を基点に総合相談センターを十分に活用し、各地の実情及びニーズにあわせて実施されるべきであるという前提に反するものではないということである。また、電話という相談ツールの活用については様々な意見があるが、やはり電話相談は相談過誤をまねく危険性が高いこと、また法的トラブルの解決を求める相談者のより高い満足を得るためには面談相談によることが好ましいといった「法律相談」のあり方についての日司連の基本的スタンスに変更をきたすものではないという点である。

以上のように、法テラスの枠組みの中において電話相談センターは、総合相談センターを補完する機能を以って、サポートダイヤルとの確実な連携の実現を目指すものである。

したがって、今後の法テラスの情報提供のあり方やスキーム、関係機関等との連携の態様により対応体制は変更される可能性があるもので、各地の相談体制の充実の度合いをみながら、段階的にサポートダイヤルと各地の総合相談センターの直接的な連携関係についても検討し、より良い連携方法を模索していきたいと考える。

日司連主催で、平成18年3月11日に市民公開シンポジウム「法テラスと司法書士の役割」が開催された。より多くの市民の方々に、当時設立

予定であった法テラスの意義を理解して頂き、また、司法書士が如何に関わっているのかを知って頂くことを目的として企画されたものである。

そのパネルディスカッションで、法テラスは、一部を除き直接相談を受けるところではなく、相談内容に適した窓口に振り分ける機関である、その際の振り分けに耐え得る関係機関や団体間のネットワークを如何に充実機能させるかが、試金石となる、よって、単に事務的に振り分けるだけでなく、それが市民からのファーストコンタクトとなる訳であるから、よくよく心して対応しないと信用を得ることができないおそれがある、という指摘を頂いた。決して市民を司法の迷子にさせないと云う強い信念が制度構築には何より肝要であることを改めて考えさせられるものであった。

また、この他に総合相談センターと並列的に法テラスとの連携・協力機関となっている公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下、「リーガルサポート」という。)がある。

現代において、高齢者及び障害者に対する福祉の更なる充実は、社会全体にとって重要な課題の一つである。特に、判断能力が十分でない人が被害を被ることがないよう保護、支援しなければならず、これを実現するために「成年後見制度」がある。この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション(全ての人々が家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を造るという理念)を基礎とし、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれないように、法律面及び生活面で支援するものであり、具体的には、成年後見人として選任された者が、判断能力が十分でない人のために、本人の希望を尊重し、生活状況や体力、精神状態等に配慮して、本人に代わり、最善の方法を選択して財産管理や法律行為等を行うこととなる。リーガルサポートとは、この成年後見制度を有用に社会に根付かせ機能させるための司法書士の組織である。

リーガルサポートは、司法書士会とは独立した団体であり、ここには、

成年後見の法律実務に精通した司法書士が登録されている。そして、登録された司法書士にはスキル向上のため研修の義務化を図り、また、後見人等に就いた司法書士をあらゆる面から指導、監督することにより成年後見制度を支えている。

このリーガルサポートは、東京本部のほかに全国に支部が設置されている全国組織であり、社員である司法書士が、成年後見等に関する業務に積極的に取り組んでいるという実績から、法テラスの情報提供業務の一環としての振り分けの任を担っている。

5. 民事法律扶助事業への対応

次に民事法律扶助業務における対応がある。法テラスの主要業務の一つである民事法律扶助とは、資力に乏しい人のために裁判に必要な費用や弁護士及び司法書士の報酬を立て替えて、それらの者に法律事務を取り扱わせる事業であり、国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度である。総合法律支援法においても業務の範囲として民事法律扶助事業を定めている。

周知のとおり、同業務は、法テラスの業務開始とともに財団法人法律扶助協会（以下、「扶助協会」という。）から移管されたものである。この民事法律扶助は、弁護士会の自主的事业として誕生し、昭和27年1月に民法上の公益法人たる「財団法人法律扶助協会」が発足したことにより制度としての確立をみた。尚、昭和33年には法務省補助金交付が開始されている。

さらに平成12年4月には、「民事法律扶助法」が定められ、民事法律扶助事業が国の責務として位置づけられるに至り、また、同年10月には裁判書類作成援助も新援助類型として始まった。因みに、書類作成援助の開始決定案件のほとんどは司法書士関与によるものである。

司法書士は、平成12年に民事法律扶助法が施行され、新たなサービスとしての書類作成援助が加えられて以後、着実にその実績を積み重ねる

とともに、平成15年4月の改正司法書士法施行により簡裁訴訟代理権が付与されてからは、法律相談援助及び代理援助にも積極的に取り組むようになり一定の成果を示しているところである。特に消費者問題においては、債務整理・過払い訴訟等で多くの実績を重ねている。

法テラスの業務開始により、市民の司法アクセスが飛躍的に向上し、潜在的なニーズが喚起された状況下で、より多くの市民が救済されるためにはサービス提供者の確保と能力の担保が肝要となる。ニーズへの対応として、まず、同業務を担う民事法律扶助契約司法書士（民事法律扶助業務は、法テラスと契約する弁護士・司法書士によって行われる）を今後益々増員させる必要がある。簡裁訴訟代理等関係業務の訴訟業務充実の観点からすれば、簡裁訴訟代理等関係業務が認められた所謂「認定司法書士」全国約14,000名全員が同契約を締結して、民事法律扶助業務にも積極的に取り組む体制を整えたいと願うところであり、それに向け尽力したいと考える。尚、書類作成援助類型においては、認定司法書士に限らず全司法書士がその担い手たりうることから、日司連の取り組みに関しても同様であることを言い添えておく。

また、日司連としては、会員のスキル向上を図るための研修の実施及び推進、マニュアル等の会員への配布、会員の意識啓発を目的とする法律扶助推進月間の実施、制度及び取組みに関する市民向けリーフレット等の配布による広報活動を行うなど、今後も民事法律扶助の推進に向け、可能な限り司法書士会及び司法書士をフォローアップしていく所存である。加え、今後も各地方事務所等において実施される法律相談援助事業にも積極的に参画するとともに、前出の総合相談センターが指定相談場所（地方事務所長が指定した法律相談援助を行う場所）としての指定を受けることができるよう、要件を具備するための機能充実を図っていかなければならない。

6. 司法過疎対策事業への対応

上記業務の他、司法過疎対策も法テラスが行う業務の一つであり、法テラスでは、身近に法律家がおらず、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けて取り組んでいる。

司法過疎については、総合法律支援法第30条（業務の範囲）1項4号によれば「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。」と規定されている。この規定に基づき法テラスでは、業務開始後、国家予算に応じて、司法過疎地での司法過疎対応が順次行われている。

具体的には、司法過疎地に「地域事務所（4号事務所）」と呼ばれる事務所を設置し、同事務所に法テラスと契約する常勤弁護士を常駐させ、依頼に応じ、相当の対価を得て法律事務を取り扱わせるというものである。

司法過疎対策は、日司連においても緊急かつ重要な課題である。司法制度改革論議が始まった10数年前に比し、司法書士事務所が都市部へ集中し地方において減少するとの傾向が顕著に表れてきた。

また、地方の減少地域においては、将来的に不在となるであろう潜在的司法過疎地も多く存在する。

地域司法の拡充は、司法書士の使命の一つであると受け止め、地元司法書士会・地方自治体等と連携して独自に司法過疎地域の実態調査及びその分析を進め、それら結果を司法書士会及び司法書士等に情報提供するとともに、総合相談センターの司法過疎地への設置及び司法過疎地巡回法律相談の実施、司法過疎地での開業を志す司法書士に司法過疎地の現状等の情報を提供する「司法過疎地開業支援フォーラム」の実施、その他司法過疎地での開業を経済的側面から支援するなどの方策を講じて

活動を展開しているところである。

これら事業は、綜合法律支援法の趣旨にも適うものであり、市民のたいなる期待に支えられ推進しているものと理解している。

前述の平成18年3月11日開催の日司連主催市民公開シンポジウムにおいて司法過疎地域での活動のあり方もテーマとなった。あらゆる市民が等しく司法にアクセスできる環境整備が求められており、この司法過疎解消は、司法に携わる者全てにとって大きな課題となっている。そして、今やその司法過疎地は、ヤミ金や高齢者を狙う悪質商法等消費者被害をもたらす犯罪の聖域とまで化しているとの指摘がなされていた。

このような司法過疎地での犯罪に襲われた方々の悲劇は、犯罪の被害自体であるとともに、その犯罪に襲われたという自覚が無いことでもあるという。知らず知らずに不幸を背負わせるその環境そのものが既に犯罪であるとも云えるわけである。しかし、弁護士の公設事務所開設や司法書士の巡回相談などがあると、すぐさま蜘蛛の子を散らすように姿を隠すそうである。

そもそも、人間関係が穏やかで自助能力に長けた地域社会が形成されている地方においては、法的トラブルは無いに等しく、法律家が介入すると和解できるものが出来難くなるとの誤った理解が跋扈していることが問題なのであり、裸でいることの危険性を伝える者の存在が待たれているのである。司法過疎地でこそ、法テラスが正に法の光を照らす存在とならねばならないと確信させられたものであった。

7. 犯罪被害者支援事業への対応

これまで、市民社会において法的救済が求められる事象が惹起されると、その支援を担う法律実務家として、司法書士は積極果敢に改善のための活動を展開してきた。このことは、特に消費者問題に関して顕著である。

これは、司法書士が市民の怨嗟の声を聞き洩らすことなく、正面から

受け止めることのできる法律専門職能である証左に他ならない。

ならば、突然、予期せぬ犯罪被害に遭遇し、生活を一変させられた方々の悲痛な叫びから目を逸らすことなどできないであろう。犯罪被害に遭われた方々又はその家族の方々が、事件事故のショックから錯乱状態に陥り、日常生活において多くの支障をきたしている現実がそこにあることから目を背けてはいけないと考える。

平成12年「犯罪被害者保護法」制定、平成16年「犯罪被害者等基本法」制定、平成19年「刑事訴訟法」改正等に見られるように、近年、被害者団体を中心とした犯罪被害者等の権利利益保護救済の機運が高まってきている。

しかし、ここで司法書士に刑事事件に乗り出せと言っているのではない。とかく「犯罪被害者」と云えば刑事訴訟のみがイメージされ、民事紛争を専門とする司法書士にとっては無縁の業務と捉えられがちであるが、ここで云う犯罪被害者支援とは、犯罪被害者の損害や苦痛の回復・軽減を目指す法律事務であり、法律相談や法制度の案内に始まる一般民事事件に他ならないのである。よって、例えば損害賠償請求事件における支援は、その逸失利益が140万円以下であれば、当然に司法書士の職務範囲となる。

当然、その特殊性を鑑みるに、メンタルヘルスに係る知識を習得することが不可欠となり、この欠如が二次被害の引き金ともなるわけではあるが、これまで精神的に不安定な多重債務者の救済で実績を持つ司法書士にとって、またADR等において相談技法の習得に勤しんでいる者が数多く存在する司法書士にとって、充分なる素養はあると断言したい。

また、この支援事業を語ると、単に新たな業務範囲拡大を目指すものとの誤解を受けがちであるが、現在の業務範囲内の事案をつつがなく処理するとの観点から関与すべきと考えることに起因する職務であることをご理解頂きたいところであり、司法書士法3条に掲げられた業務を十全に果たし、同法1条の目的達成に向け邁進する司法書士の姿がそこにあるものと捉えて頂きたい。

8. 自死問題対応について

自死問題は、現代社会の病理現象とも云うべき問題であり、法テラスの本来業務として位置付けられているわけではないが、総合法律支援を語るうえで避けては通れない深刻な問題であることを鑑みて、敢えて司法書士の取り組む1テーマとして記したい。

平成18年、自殺が社会問題との認識を背景に、自殺防止と自死遺族支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定された。そして、平成19年には、自殺対策基本法の指針として「自殺総合対策大綱」が閣議決定されている。

この自殺総合対策大綱の基本的認識は、多くの自殺者が覚悟のうえの死ではなく、様々な悩みや困難により心理的に追い詰められた末の手段であったとし、その人々を自殺に追い込んでいる社会環境に対し、国、地方公共団体、関係民間団体との連携において、防止に向けた対策を図っていかねばならないものとしている。

これら社会状況の下、平成19年6月開催の第69回日司連総会において「多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係であるとの認識に立ち、多重債務者救済を積極的に推進する決議」が採択された。また、平成20年8月9日には、東京四ツ谷の司法書士会館地下ホールにおいて「自殺予防・自死遺族支援～いのちの現場で考える～」をテーマに日司連主催のシンポジウムが開催され、続く平成21年2月7日には、新潟県朱鷺メッセにおいて「生き心地の良い社会へ（自殺の現状とセーフティーネットの再構築）」と題する関東ブロック司法書士会協議会主催の市民公開講座が開催されている。

警察庁のホームページにある平成24年1月付の資料によれば、平成23年中の自殺者総数は30,584人で、前年に比べ多少減少したものの13年もの長きに亘り年間自殺者数は3万人を超えているのである。その自殺者の内訳をみると、原因・動機が明らかなものの内では、健康問題、経済・

生活問題、家庭問題、勤務問題の順となっている。この統計に基づいて考えるに、諸策において最も効果が期待されているのが、問題に対する明確な解決策が存在しており、支援体制もある程度整っている多重債務者問題の一環としての対応であろうと考えられる。

確かに、司法書士事務所で対応する多重債務問題の相談者には、精神的にもかなり追い込まれた状態の中で正常な判断が出来難い者も多く、法律的な問題解決だけでは本来的な解決に繋がらない場合が多いのではないのだろうかと思付かされる。

そこで、これを司法書士職務範囲における当然の問題と捉え、相談者が諸事情において心理的に追い込まれている場合の対応を図ることができるよう、全国各地で「心の健康」を題材とした研修会が開催されている。

市民社会において法的救済が求められる事象が惹起されると、前述したとおりその都度、その支援を担う法律実務家として、司法書士は積極果敢に改善のための活動を展開してきたはずである。ならば、精神的に追い詰められ駆け込んできた相談者の方々の悲痛な叫びから目を逸らすことなどできないものとする。複雑多様化した現代社会にあって法律実務家司法書士は、市民の負託に応えるための最善を尽くし、法化社会に貢献していくことが今こそ求められているのである。

9. 終わりに

司法制度改革は、司法の基本的制度を抜本的に見直すという大改革であり、司法書士を取り巻く社会環境も一変してきた。日司連は、これらの変化に耐え得る強固な基盤の整備に努めてきたところである。法テラスを中心として総合法律支援が具現化される過程では、極めて困難な判断を迫られる場面も多くあり、直面する問題に対し、迅速かつ的確に対応できる柔軟な体制が要求される。その渦中において日司連は、不断の見直しにより試行錯誤を繰り返しながら軌道修正し、問題を一つひとつ

クリアしてきた。

法テラスがより良い制度として定着するために、司法書士が対応すべき課題はまだまだ山積しているが、これは司法制度に対する市民及び社会のさらなる信頼を獲得する好機であり、法テラスにおける実績が司法制度の次のステップに繋がるものであると確信しているところであり、今後益々精力的な活動に努めたいと考えている。

池田辰夫大阪大学大学院教授は、「期待が高まれば高まるほど、ふくらまされればふくらまされるほど裏切られた場合の失望は極めて大きい。法テラスが情報提供することによって、発掘された事件が、その後、適正な紛争解決に向けた対応がなされないと、この国の社会に大きな歪みをかえて生じさせてしまう。はっきり言わなければならないが、法テラスが問題なのではなく、そこからチャンネルとして接続された法律相談センターや各制度運用システムの問題なのである。(※)」と指摘され、法テラスとの連携先が適切な対応を誤ると良い薬も猛毒に変わってしまうとの警鐘を鳴らされた。正に、日々の対応に細心の注意を以て臨まなくてはならないことを痛感させられる。

【※引用 池田辰夫大阪大学大学院教授 月報司法書士平成21年1月号・日本司法書士会連合会発行】

司法制度の歴史的転換期に晒された現代社会にあって、如何に法の豊饒化に寄与できるかが司法書士にとっての試金石となるものであり、司法書士は、市民の期待を背負い生まれた法テラスが、より実効性を発揮し、市民の期待に十全に応えられる存在となり発展を遂げるように、今後更なる連携協力を尽くしていく所存である。

【参考文献】

- ・ 小林昭彦・河合芳光共著「注釈 司法書士法（第2版）」平成17年3月31日ティハン発行
- ・ 警視庁HP「生活安全の確保に関する統計等」（<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>）

常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性

前法テラス可児法律事務所常勤弁護士・社会福祉士

太田 晃 弘

恵那市市民福祉部子育て支援課家庭児童相談員

長谷川佳予子

名古屋大学大学院法学研究科特任准教授

吉岡 すずか

はじめに

日本司法支援センターは、情報提供業務をはじめ地域社会のさまざまな相談機関・団体との連携を重視しているが（綜合法律支援法第30条1項1号、同1項6号）、綜合法律支援の担い手である常勤弁護士（以下、スタッフ弁護士という）も福祉・行政機関との連携構築において意欲的な活動をみせており、各地から報告がなされている。

民事法律扶助制度は法的解決に金銭的困難を抱える人々への支援であるが、わが国には援助の資力基準に該当しても法的救済への道のりがなお遠い人々が存在する。ひとつに障がい等のためにトラブルの発生自体に気付くことができない人々、ふたつに扶助制度という解決手段を知らない人々である。さらには、当事者および関係者が扶助制度を利用しての解決を望んでもなお実行が困難な人々がいる。当事者がさまざまな障がいを抱え、専門法律家の元へ辿り着けない人々である。障がいとは、身体的・精神的なものから、居所から物理的に外出が困難である、虐待を受けている、金銭的困窮など多岐にわたり、複数併せ持つ場合が少なくない。本稿は、関係機関との連携によってこれら障がい・困難を抱える社会経済的弱者の支援に取り組んできたスタッフ弁護士による実践報告と考察（Ⅰ章）、その弁護士と共に支援活動をおこなってきた福祉職員による現場報告（Ⅱ章）、そして連携活動に関する調査研究に携わってきた研究者による知見と考察（Ⅲ章）から構成され、司法ソーシャルワークという活動の可能性について提起するものである¹。

Ⅰ 関係機関との連携 弁護士の現場から（太田）

1 岐阜県・可児市の状況

当職の赴任地であった岐阜県可児市は、岐阜県の本曾川・中山道に面する人口約10万人の市である。裁判所は岐阜地方裁判所御嵩（みたけ）

支部（管内人口約21.9万人）管轄となっており、可見市は同管轄の中で一番人口の多い市町村である。

当職が可見市に赴任した平成19年6月当時、御嵩支部の弁護士人口は1名であり、当職は、同支部2人目の弁護士として法テラス可見へと赴任した。以下、当職が法テラス可見に赴任していた当時の状況等を踏まえて、司法ソーシャルワークにどのような可能性があるのかについて論じたい。

2 法テラス可見でのとりくみ

（1）ひとつの事件からみえてくるもの

ある日、A市地域包括支援センター²（以下、「地域包括」という。）の職員（保健師）から、法テラス可見宛に電話での相談があった。内容は、「山中の一軒家に居住しているXさん一家が訴えられているようだ。」「Xさん一家には障がいを抱えている人もいる。」「一家が何で収入を得ているのかも不明である。」というものであった。

電話相談が持ち込まれた当初、Xさん一家に関する情報は極めて乏しいものであった。電話相談の内容から、困っているであろうことはよく分かったのだが、他方で、地域包括の推測・予想に基づく話も多く、地域包括自体、どのようにして事実関係の調査をして良いのかどうか、困っている様子であった。そこで、さっそく、民事法律扶助制度を用いた出張相談をしたり、地域包括と手分けして家探しをしたりして、事実関係の調査を行った。この際、地域包括には「とりあえず、家の中に残っている郵便物を集めておいてください。」「Xさん一家が購入しなさそうな商品があったら、ピックアップしておいてください。」などと、事実調査の際の具体的なポイントを示してお願いをするように努めた。これらの作業の結果、判明した事実関係は以下のとおりであった。

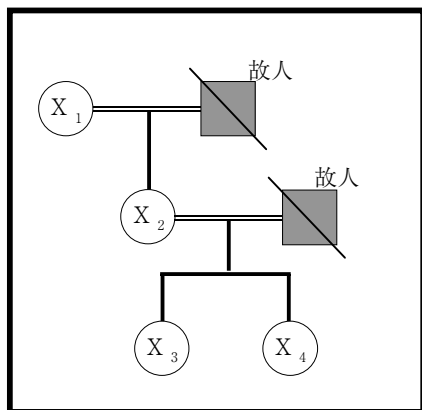
【家族構成】

祖母X₁:72歳。認知症になりかけている様子。（配偶者は他界している。）

母 X_2 : 46歳。うつ病のために最近働けなくなった。(配偶者は他界している。)

子 X_3 : 20歳。長女・勤務先が最近倒産し、解雇された。知的障がいがあると思われる。

子 X_4 : 17歳。次女・養護学校に通学中。療育手帳を取得している。



【住居】

代々相続してきた土地及び建物。登記簿上の名義は、祖母 X_1 の配偶者名義のままとなっているが、実体は祖母 X_1 さんと母 X_2 さんの共有物（持分2分の1ずつ）。

【初期段階で判明した法的問題をめぐる事実関係】

・5年ほど前から、母 X_2 さんに訪問販売（リフォーム、ふとん、シロアリ駆除など）による被害あり。クレジット会社10社から総額約800万円の割賦物販債務を履行するよう請求されている。一部業者はすでに簡易裁判所において支払督促を申し立てている（幸い、督促異議の申立期間は経過していない。）。これらの商品は、すでに使用ないし費消している。

・祖母 X_1 さんは、上記割賦物販債務の一部についての連帯保証人になっ

ている。

以上の事実関係が判明した段階で、以下の点が問題点として挙げられた。

【Xさん一家が抱える上記以外の課題】

- ・ 祖母X₁さんの体重が極端に減少しており、栄養失調が疑われる。
- ・ 母X₂さん含め、一家の被害意識が薄く、支払督促を申し立てられたことも意に介していない。
- ・ 母X₂さんのうつ病の状況がおもわしくない。
- ・ Xさん一家の収入は、祖母X₁さんの老齢年金と母X₂さんの遺族年金のみであり、合計月額約20万円程度にしかない。
- ・ 子X₃さんが数か月前に解雇され、次の仕事が見つからない。

このような状況の中、法的問題としては、支払督促申立に対して早急に対応しなければならぬであろうことが予測されたが、督促異議を申し立てて通常訴訟に移行した後、どのような訴訟活動をなすのか判断としなかった。

そこで、Xさん一家のご了解のもと、地域包括支援センターのみならず、当該市町村担当者、祖母X₁さんが利用している介護保険事業者、地元社会福祉協議会、民生委員などとケース会議をするようにして、相互に情報を収集・共有し、訴訟における主張・立証に活かすようにした。また、裁判手続等をとっていないクレジット会社に対しても、債務不存確認及び既払金返金を求める交渉をはじめた。

本稿の主題ではないので法的処理の詳細な経過は割愛するが、この問題については、消費者契約法や特定商取引法等を駆使し、トータルで既払金数十万円を回収する形で事件を終わらせることができた。つまり、弁護士の介入により、「総額約800万円の割賦物販債務」「連帯保証債務」のほとんどが無効であることを確認することができ、業者によっては、

既払金の一部返還も実現することができた。また、Xさん一家の住宅が強制執行されることを防ぐこともできた。

他方で、ケース会議では、祖母X₁さんの体重管理をどのようにするか、母X₂さんのうつ病のフォローをどうするか、子X₃さんの就労支援をどうするか、などといった問題もあわせて議論され、各関係機関の役割分担が定められた。それとともに、継続的にXさん一家をめぐる情報が共有されることとなった。

その後も継続的に関わっていくなかで、Xさん一家には、日々の地域生活をめぐる以下のような不安・課題があることが「発見」された。

【その後「発見」された課題】

- ・ Xさん一家の判断能力に心もとないところがあり、今後も同種の訪問販売被害に遭う可能性が高い。
- ・ 子X₃さんの解雇手続に違法・不当な点があるかどうか不明。
- ・ 子X₄さんが学校に寄り付かなくなっている。
- ・ 子X₄さんが18歳になったあとに遺族年金が支給されなくなる。
- ・ 宗教団体がXさん一家に関与しているようだ。
- ・ 山中に住んでいるXさん一家の移動手段をどのように確保するか。
- ・ Xさん一家が滞納している租税公課に対してどのように対応するか。
(とくに国民健康保険料の滞納により、健康保険を使いにくくなることをどのように防ぐか。)

このように、Xさん一家が抱える問題は、雇用、年金、医療、子育て、就学、日々の金銭管理、といったさまざまな分野に及んでいた。そして、新たな問題が明らかになるたび、子X₄さんの学校の教員、障がい者就労支援センター職員、近隣住民など、ケース会議の出席者も増えていった。これらのさまざまな社会資源が一体となって、Xさん一家の地域生活を支えていく体制が整ったわけであるが、弁護士は、そのなかの社会資源のひとつ、という位置づけとなった。具体的には、以下の法的問題

を中心として、法的対応をすることとなった。

【弁護士が対応した内容】

- ・ 同種訪問販売被害を防ぐために保佐・補助制度の活用を検討
- ・ 上記が難しければ社会福祉協議会の地域生活自立支援事業の活用
- ・ 子X₃さんの解雇手続の調査・法的検討
- ・ 宗教被害の有無の調査
- ・ 滞納公租公課への対応

これらの多くは、直ちに訴訟提起等の法的手段を講じる必要があるものではなく、どちらかという、法的問題の有無や裁判手続利用の適否の判断をしたり、将来の紛争をあらかじめ予防したりする、という作業であった。あわせて、Xさんら了解のもと、弁護士の名刺を拡大コピーしてXさん宅の玄関口に貼りだし、万一、訪問販売業者等が来訪したときにはこれで威嚇する、などといった事実上の対応もおこなった。実際、Xさん宅から新規の訪問販売業者の書類が発見され、弁護士から当該訪問販売業者に今後の訪問をしないように警告したこともあった。

他方で、関係する福祉機関等からの法的問題に関する照会も数多くなされた。「他の親族にXさん一家を扶養する義務はないのか」「扶養義務の範囲はどこまでか」「補助人は必ず付けなければならないものか」「高齢者虐待に当たるのか」「当たるとしたらどのような対応が可能となるのか」「うつ状態に乗じてなされた契約は無効とならないのか」「どんなときに詐欺といえるのか」・・・ケース会議や電話などで弁護士が回答を求められることは極めて多岐にわたっていた。

福祉関係機関の方々は、法的問題やその周辺の問題に関して、いろいろと悩みを抱えているのに、それを相談できる先もなく途方に暮れている、という現状が明らかになってきた。また、ケース会議や電話相談などを重ねるにつれ、各種生活課題を抱える多問題家族の地域生活を支えるにあたり、弁護士の果たすべき役割は非常に大きく、弁護士としてな

しうるサービスも多分野に及ぶのだ、ということが分かってきた。

(2) 手に負えないほど存在した同種事案

その後も福祉関係者とともに活動が続けていく中で、このXさん一家のようなケースは稀なものではないことが分かってきた。これと同じような案件は、多数埋もれてしまっていた。その一例は以下のようなものであるが、一口に「福祉関係者の連携事案」といっても、Xさんの場合と同じように、生活課題周辺の多岐にわたる法的問題が横たわっていた。

【法テラス可児に福祉機関から持ち込まれた案件の一例】

- ・認知症高齢者の年金を家族が搾取している。
- ・人格障がいがあると思われる方が、事業をすることを思いつき、銀行から多額の融資を受けて事業を始めたが、数日で事業が頓挫した。
- ・片付けの苦手な方々が住んでいる住居にチンピラが寄生している。
- ・末期ガン患者に借金があるが、身寄りがいないし、本人も入院していて動けない。
- ・高齢者が入院したとたん、近隣住民が通帳を取り上げて管理している。
- ・高齢者が消費者被害に遭い、その結果、家族との折り合いも悪くなってしまった。
- ・借金に追われて医療費を支払えなくなり、糖尿病が悪化して失明した。
- ・障がい者一家が、持ち家の固定資産税を支払えないで困っている。

法テラス可児では、このような福祉関係案件が、当職の手持ちだけで常に数十件を超える状態が続いた。また、受任に至らずとも、福祉関係者から電話による法律相談がひっきりなしにもちこまれていた。当職の感覚では、これらの福祉関係者との間で、毎週平均1回は電話のやりとりをし、それぞれ週平均でのべ数十分から1時間程度の電話相談をしている、という状況であった。電話の内容としても、これまで見守ってきた案件の経過報告から、新規案件の相談など、短時間のうちに、複数の

案件の情報がやりとりされていた。

しかも、法テラス可児では、管内の全福祉機関との連携が図れていたわけではなかった。上記のようなやり取りができていたのは、積極的に連携が図れていたほんの一部の福祉関係機関だけであり、9割以上の福祉機関とはまったくやりとりがないままに終わってしまった。つまり、御嵩支部管内でも連携格差が起こっていたのであった。当職としては、連携できていない福祉関係機関に対しても積極的に働きかけ、現場の担当者と関係を築いたり、連携の仕方を知ってもらったり、法律問題の発見方法をレクチャーしたりするだけでなく、関係機関との定期的勉強会を開くとともに飲み会をやってインフォーマルな関係（＝気軽に電話してもらえる関係）を築くべく努力をした。しかし、当職の力不足で、手が回らずに任期が終わってしまった、というのが現状であった。

（3）いわゆる社会的弱者案件とアウトリーチ

現在、わが国の人口の約23%を占める高齢者や、人口の約5～6%を占める障がい者のみならず、これらの統計に入っていない「障がいがあるのに障がい者との認定を受けていない人」「いわゆるボーダーライン上にある人」などは、自分の力で自らの権利を守ったり、しかるべき法的義務を履行したりすることに困難をもっていることが多い。しかも、このうちの多くの方々が地域生活をされている。その中で多くの生活課題をかかえるとともに、消費者被害にあったり、犯罪に巻き込まれてしまったりしがちであることは間違いない。

ここで、法テラス可児の高齢者・障がい者案件を分析してみると、弁護士へのアクセスを阻害しているものは「お金がない」「資力がない」というものだけではないことがよく分かる。多くの事例では、「弁護士を使う発想がない」「弁護士に何ができるのか分からない」「障がいなどのために被害意識が薄い」「意思疎通に困難がある」「ひきこもる」「動けない」「病識がない」「法律相談所まで移動する費用すらない」など、極めて多様かつ複雑な要因によって、弁護士へのアクセスが阻害されて

いた。これらの方々は、法的問題を抱えていても声をほとんどあげないので、弁護士がよほど目をこらしてつながろうと努力しない限り、その存在にすらまったく気づかない。換言すれば、これら案件に関しては、新聞広告・市区町村広報・テレビCM・ホームページなどといったメディアを用いて法律事務所を宣伝しても、当事者がこれらメディアに接していなかったり、理解できなかったりするもので、ほとんど弁護士につながらないで終わってしまうのである。

このような現状に鑑みると、いわゆる社会的弱者案件では、福祉関係者で実践されている「アウトリーチ」³が司法領域でも実践されなければならないものというほかない。現に、優秀な福祉関係者ほど、「自分が見えているのは世の中のほんの一部に過ぎない」ということを自覚し、積極的に地域に出て、生活課題・社会的困難を抱えている人を発見しようと努力していたし、「それでも、まだまだ把握できていない社会的弱者がいる。」とはっきりと明言していた。この点については、今後、福祉関係者にすらつながらない当事者とどのようにつながっていくかがさらなる課題となるものというべきである。福祉関係者の先駆的な取り組み⁴を参考にしながら、福祉関係者とともに、地域での法的ニーズを充足していく必要がある。

以上をふまえ、法テラス可見では、福祉機関関係者であれば「いつでも、無料で、気軽に」相談ができるようにしていた。その結果、法的にこじれてしまうよりも以前の段階で、法的によりよい提案をすることができるようになったというるし、ケースによっては、当事者の紛争を未然に防げたりもするようになった。福祉機関サイドでは大した問題だと思っていない案件であっても、弁護士から見ると早期に法的手段をとるべきであった、という案件もあった。

3 司法ソーシャルワークの可能性

(1) 福祉関係機関と連携した司法ソーシャルワーク

以上のような法テラス可見での現状から考えると、弁護士が福祉関係

機関と連携・協働することには、①司法アクセス改善、②ワンストップ的解決の実現、の2つの意義があるというべきだろう。

① 司法アクセス改善

いわゆる「弁護士ゼロワン地域」（地裁支部管内に弁護士がゼロ若しくは1人しかいない地域）がなくなり、「弁護士過疎」が解消されたとしても、障がいや環境などのためにまだまだ司法にアクセスできないという「事件過疎」の問題は残っている。この点については、上記のとおり、福祉関係機関と連携・協働を図り、アウトリーチを実践することで、法的支援を求めている当事者が、早期かつ適切に弁護士へとアクセスできるようになるものといえる。

② ワンストップ的解決の実現

いわゆる社会的弱者案件は、当事者の判断能力などの問題によって、当事者をめぐる事実関係すらはっきりしないことが多い。このようなとき、当事者本人の了解のもと、複数の機関で情報共有することで、正確な事実を把握することができるようになる。当然のことながら、弁護士の法的判断にあたり、事実誤認をすると法的方針そのものを見誤るから、十分に連携を図って正確な情報把握に努め、よりよい法的方針が採れるように工夫をすることができる。

また、これらの当事者は、判断能力の問題などに起因して、福祉、教育、医療、雇用、公的扶助、子育て支援などといった日常生活上の各種課題を、ほとんど例外なく、かつ、複数抱えている。これら各種課題を解決するにあたり、関係各機関がその得意分野を活かした提案をしたり、各機関の権限に属する給付等を実現させたりして、生活課題の包括的・一挙抜本的解決をすることが可能となる。

こうしてみると、このような弁護士の活動は、福祉機関と連携・協働して行うソーシャルワーク⁵の一部なのであり、このようなソーシャルワークを実践することで、より当事者に寄り添った活動を実現できるよ

うになる。

このような「弁護士が福祉関係者と協働すべきである」という視点は、医師の場合とは大きく異なっている点でもある。すなわち、医師の場合であれば、当事者の意思や生活状況・資力によって疾患・疾病の診断内容が異なることはない。健康保険制度のもとでは、診療方針も患者の生活状況・資力によって大きな影響を受けるとは考えがたい。したがって、医師は疾患・疾病の治療に専念する一方で、医療ソーシャルワーカー⁶は退院調整などのソーシャルワーク業務に専念することになる。言い換えれば、医療ソーシャルワーク分野においては、医師業務と医療ソーシャルワーカー業務が明確に分業されているというべきであるし、双方の業務が、相互に大きな影響を及ぼすことなく独立して各々の職務を遂行するものといえる。

他方、「社会生活上の医者」などともいわれる弁護士の場合は、その活動自体、多分にソーシャルワーク的要素をもっている。我々弁護士が日々行っている法の方針決定にあたっては、当事者の意思・生活状況・資力から大きく影響を受けざるをえないし、当事者の生活実態を無視して方針を決めると、誰もが望まない結果を招来しかねない⁷。弁護士の職務内容についてみても、ソーシャルワーク分野との明確な職域分断をすることは困難であるし適切でもないのである⁸。

また、福祉機関サイドからも、ソーシャルワークを行っているチームに弁護士が入ってくることを望む声が少なからずあった。それは、「福祉関係機関にしかるべき権限がなく、ソーシャルワークをすすめていくにあたって壁にぶち当たっていた。弁護士を活用することで、ソーシャルワークがスムーズに進むようになった。」というものであった。福祉関係者のほとんどは、福祉関係の行政機関に所属しているが、その行政機関は、医療・年金・介護・障がい者福祉・子育て・生活保護・教育・国際化対策等の各課に分けられ、権限も縦割りになっているので、福祉関係者の権限が他部署にまで及ばない、という問題がある。そのため、生活課題を包括的かつ抜本的に解決しようと思っても、他部署の協力を

得られずにソーシャルワークが頓挫してしまう、というのだ。この点は、当事者に寄り添って「なんとか解決したい」と強く思っている優秀な福祉関係者ほど、ぶちあたって思い悩んでいる問題のように見受けられた。

そのようななか、弁護士が「ソーシャルワークをする一員」として協働すると、他部署の職員にも適正な法適用を考えてもらえるような環境が整う。その背景には、弁護士が司法に属する者であり、行政の法適用の適正さをチェックする役割をも担っていること（ひいては、違法な行為には訴訟提起などもされうること）がある。その結果、福祉関係者と他部署との間でも、新たな協働関係が生まれ、他部署の権限も効果的に活用することが可能となり、当事者に対する複合的・包括的な支援ができるようになったりするのである⁹。現に、福祉関係者のなかには、法テラス可児との連携を通して、このような「弁護士の使い方」を知るに至り、よりうまく弁護士を活用しようと考えの方もでてきた。

こうしてみると、弁護士がソーシャルワークの一員となって協働することで、市町村の現場レベルでのコンプライアンスが徹底され、より当事者の問題解決が促進されることも期待できるのである。

（２）その他の弁護士活動と司法ソーシャルワーク

今後、望まれるべきソーシャルワーク的な弁護士活動は、上記の福祉関係事件だけにとどまらない。ここでは、刑事弁護や他の弁護士・弁護士会との協働という観点から、司法ソーシャルワークの可能性について述べてみる。

ア 刑事弁護と司法ソーシャルワーク

刑事弁護分野では、現に、ソーシャルワーク的活動が実践されている。刑事事件の大半を占める情状事件においては、被害者と示談をしたり、被疑者被告人を見捨ててしまった家族との環境調整をしたりして、社会復帰後の環境調整をおこなったりするが、これらは、まさにソーシャルワークの一環とみることもできる。

さらに、近時の研究報告¹⁰によれば、新規受刑者の約22%がIQ69以下

で、知的障がいをもっている疑いがある。しかしながら、刑事裁判において、この点を認識・自覚して刑事弁護をしている弁護士は、ほとんどいないものと思われる。また、同研究報告では、療育手帳をもっていたのは新規受刑者全体の約0.8%にすぎないとも報告されており、残りの多くは適切な福祉給付を受けられずにいるものと考えられる。つまり、知的障がいの疑いがあるのに療育手帳をもっていない人たちは、社会復帰したところで適切な社会資源¹¹につながらず、ふたたび無銭飲食や万引きなどの軽犯罪を犯さざるをえなくなって（刑務所にしか行き場がなく）服役している、といわれているのである。こういった方々の多くは、グループホームや適切な支援者などのもとでは、このような犯罪とは無縁に生活できるはずなのであり、本来、警察段階から刑務所に至るまでの刑事司法作用によって、矯正・改善などを図るべき問題ではないのである。（この点に関しては、さまざまな制度改革も必要と考えているが、本稿の主題からはずれるのでここでは割愛し、以下、現行制度のもとでなしうる課題について言及する。）

このような状況のもと、近時、各地に地域生活定着支援センター¹²が開設され、社会福祉士などが、出所者のソーシャルワークに関与するようになった。もっとも、地域生活定着支援センターの社会福祉士がもちあわせている権限も、現行制度のもとでは、極めて限られたものとなっている。つまり、生活保護受給、就職先あっせん、住宅供給、障がい関係給付など、いずれもまったく別の機関・部署が行うこととなっているのである。

そうすると、地域生活定着支援センターが、出所後の当事者への法的支援をするべく各機関との連携をするにあたって、弁護士が協働していく意義・必要性が大いにあるというべきであろう。ここでも、我々弁護士が司法ソーシャルワークを行うチームの一員として協働をすることが期待されているものといえる。現に、このようなソーシャルワークの結果を「良い情状」のひとつとして主張立証することにより、触法障がい者に執行猶予判決がなされた案件も報告されている¹³。

イ 他の弁護士・弁護士会との連携・協働と司法ソーシャルワーク

他の弁護士や弁護士会での連携・協働も司法ソーシャルワークの一部ということができる。

これまで見てきたとおり、社会的弱者案件では、生活課題をめぐって多くの専門分野にまたがる問題が複合的に出てくることが多い。「障がい者から金銭搾取をしている反社会的勢力をどのようにして排除するか。」「外国人労働者が派遣切りにあい、生活ができないとの訴えがあるけれども、生活確保のためにいかなる手段をとりうるか。」「刑事弁護の被疑者被告人が再犯をしないようにするために、暴力団との縁を切れないだろうか。」「大人が抱える生活課題の中で、苦労を強いられている子どもに対してどのような援助をなすべきか。」「消費者被害の加害者の陰にチンピラの動きが見られるが、これに対してどのように対応するのが効果的か。」「生活困窮のあまり犯罪に手を染めてしまったがどうすればいいか。」——このように、外国人・子ども・民事介入暴力・高齢者障がい者・刑事弁護・消費者・犯罪被害者・貧困問題対策など、多くの分野にまたがる多問題を抱えた当事者を支援するには、これら分野の専門的知識・知見が必要不可欠となってくる。

このようなとき、専門的知識・知見をもった他の弁護士や弁護士会等と連携をはかり、より先進的な取り組みなどを日々の弁護士活動に反映させることが必要不可欠である。そして、そのような活動も、司法ソーシャルワークの一環ということができるだろう。

Ⅱ 法律専門家との連携 福祉の現場から（長谷川）

1 連携をおこなうまで

私は市役所市民福祉部子育て支援課で家庭児童相談員として、子どもへの虐待問題、DV被害者支援、離婚相談等、家庭に関する問題に関わっている。そういう中で、法的なアドバイスが必要なケースにも出会う。ひとつの問題に苦慮しているのではなく、いくつかの問題が絡んで動き

がとれず先行きの見えない不安な状態で停滞している家庭などがその例である。扱うケースにおいて問題が絡み合った状況の中に子どもに影響を与えるような事由があれば、その点も含めて解決の糸口を見つけていかななくてはならない。法テラスと連携できることで、ケースワークの中に法的支援が可能となれば、その家族が抱える問題の解決への糸口が見つかり突破口となり得ると思っている。

法テラスが設立されたのは平成18年だが、それまで相談を受ける中で法的な問題が生じた場合には市の無料法律相談を紹介していた。法律相談は基本的に県の振興事務所と本庁にてそれぞれ月に数回実施されている（予約制）。相談時間は20分であるが、弁護士からアドバイスをもらいその相談内容に対する方向性を決めるには充分とはいえない。弁護士が問題の解決まで付き添うという形ではないので、次の解決策に向けて手際よく行動できる相談者には足りるかもしれないが、問題解決のための行動をとるには背中をもう一押しされることが必要な相談者もいるであろう。法律相談を担当している弁護士は遠方から来るので、相談者はさらに一押ししてもらうためには法律事務所まで足を延ばす必要がある。解決への道は遠いのである。以下では、法テラス設立以前に私が相談員として関わってきたケースを2つ紹介したい。当地は、弁護士事務所が皆無ではないもののいわゆる司法過疎地と言われている地域である¹⁴。私が勤務しているのは、「心配ごと・なんでも相談」を受け付けている相談室であり、法律に詳しい相談員がいた関係上、市民の方々が困りごと相談に来室されていた。

《Aさんのケース》

Aさん（男性）は高齢で親族も遠く離れたところにいる独居者である。隣家との境界にある石垣が崩れて隣家の車庫に損害を与えているということで隣人から高額な車庫の補修費を請求されていた。その補償責任は所有者にあるとはいえ、隣人からの請求は一方的で、Aさんは対抗手段もなく社会的な弱者だった。Aさんに付き添ってきた知人の訴えは、「自

分が代理人となって相手方と交渉することはできないので相談室でなんとかして欲しい。」というものであった。

この事例に関わる中で、相談員自身が相手方に取り込まれるような形で利用されそうになったが、上司の「公的機関が個人対個人のトラブルに介入すべきではない。」という指示を受け、Aさんの相談を消費生活センターへと繋げた。センターの力を借りて、工事の差し止め・見積もりの仕切り直し・補修費支払いの方法等、Aさんの納得の行く形に収まればと思っていた。しかし、結局、Aさんは消費生活センターでの斡旋・仲介を利用することはしなかった。隣人とは今後も町内での長い付き合いがあるので穏便にことを済ませることを選択したからである。さらに、Aさんはブロック塀の取り替え工事も要求されたとのことで、その支払いにも応じていた。本ケースについては、一介の相談員がAさんの代理人となって相手側と交渉する権限も知識もなく、困りごとの解決にはまったく手が届かなかった。しかし、当然、相談員として“できること・できないこと”を明確にする必要もあった。本ケースを通じて、相談員の力不足を補うものとして、社会資源に関する情報を得るためのアンテナを高く張っておくことの大切さを感じた。

《Bさんのケース》

地域の民生委員がBさん（男性）の家庭を訪問する中で、生活困難であることがわかり、福祉事務所の厚生援護係担当者と橋渡しがなされ、そこから私が相談を受け持つこととなった。担当者とのケースワークをする中で目の前にある債務整理が先決となり、自己破産申立を勧めたところ実行に至り免責となった。

本ケースについては、免責の結果、「最大の悩みの種が消えました。」との言葉を相談者であるBさんからもらった。しかし、Bさんが抱えていた借金は長年にわたる消費者金融からの借り入れによる多重債務であったため、利息制限法による金利の引き直しをすれば過払い金請求ができた事例であった。当時は、「過払い請求」という言葉がやっと世の

中に出始めている頃であり、過払い請求のためのマニュアルはあったが、このようにすれば払いすぎた利息分の請求ができると頭の中で理解しても、多重債務で困窮する相談者を目の前にすると、まずは自己破産申立をして生活再建することを勧めていた。

以上、AさんとBさんの2つのケースを紹介したが、法的支援については、一部署の担当職員や相談員では専門的なノウハウもなく限界がある。このような場合に、法テラスの存在や弁護士による法的支援が受けられたならば、到達しえた結果に大きな違いが出ていたと思う。

2 法テラスと連携して

平成18年に可見市に法テラスが設立された。当地からは少し離れた場所ではあったが連携ができるようになった。やはり、私たち相談員が何よりも嬉しく感じていることは、法的支援の道筋ができたということである。以下、法テラスのスタッフ弁護士と連携をおこなった事例を2つ紹介したい。

《Cさんのケース》

Cさんは5人家族で、多額の債務、住宅ローン、公共料金の滞納などを抱え生活が困窮した状態で福祉課の生活相談に来所した。ケース会議の中で、生活の建て直しの第一歩として債務整理から始めることになり、相談を法テラス可見法律事務所へ繋げた。そこで、当時、法テラスのスタッフ弁護士であった太田弁護士に債務整理のため、代理人として相手方債権者に対して過払い請求を依頼し、戻ったお金で公共料金の滞納整理・住宅ローンの返済などに充てることができた。また、太田弁護士には住宅差し押さえの解除手続きも依頼した。その結果、Cさん一家の生活基盤を立て直すことができた。Cさん自身には社会福祉協議会の生活自立支援事業の利用を勧め、今後の金銭管理をしてもらう手筈も整えることができた。支援職間では「日常生活の見守り、サービスの紹介、家庭訪問などは行政でやり、法的な支援は法テラスで。」という役割分担

をおこなうことができた。その後、Cさんは生活に落ち着きを取り戻すようになったが、家庭児童相談員である私の元には、困った問題がおきると相談の電話が入るようになった。以前のように切羽詰った状態になっていないので、解決策もたやすく見つけられるようになってきている。Cさんには学齢期の子供がおり、折にふれ家庭訪問等をおこない現在も見守り体制を整えている。

《Dさんのケース》

独身女性のDさんは多額の債務を抱えた状態となり生活保護の申請のため福祉課に来所した。Dさんは軽度の知的障がいがあるために同僚とうまく関係を築けずに転々と職を変え収入が安定していなかった。ケース会議の中で、生活再建の前に債務整理をすることが必要であるということになり、法テラスの太田弁護士に手続きの依頼をした。本ケースでも、Dさんが抱える問題解決に必要な支援者間で役割分担を行うことができた。具体的には、生活再建のための支援として、作業所のケースワーカーが自立支援の見守りを行う、包括支援センターが後見人申請などの手続を受け持つ。他方で、障がい専門相談員がDさんの障がい者作業所での就労についての相談を行い、家庭児童相談員は、仕事帰りにフラックと立ち寄るようになったDさんの話の聞き役となっている。

私たち行政職者は、トラブルの聞き役でもあり同時に、トラブルのきっかけを見つける役を担っていると思う。そういった役割で一緒にケースを担当させてもらった。法テラスやスタッフ弁護士との関わりができて、状況に応じた的確な法的支援もさることながら、必要な支援が得られるようになったのではと痛感している。

3 法律専門家・法テラスへの期待

最後に、福祉の現場が弁護士や法テラスに望むことは、心強い後ろ盾のような存在、パートナー的な存在、近い存在であってほしいということである。行政職者にとっても市民にとっても、弁護士や法律事務所

は敷居が高い存在ではないだろうか。弁護士に物事の相談をするという習慣や素地はまだ一般的ではないと思う。私自身も、弁護士のイメージというと、大きな訴訟問題のための弁護団、芸能人が離婚する際の弁護士、社会的に注目を集める刑事事件を担当している弁護士、そういったイメージが大半だったが、法テラスが設立され弁護士とも連携がとれるようになった現在、そのイメージは少し変化した。

法テラスや弁護士に期待することは、社会全体から見れば小さな問題かもしれないが当事者にとってはとても大きな問題であり、そのような問題を抱える社会的弱者の話にきちんと向かい合ってくれる支援者であって欲しいということである。また、法律に基づく根拠あるアドバイスを、必要な時に必要なだけ受けとることのできる力強いパートナー的存在であってほしいとも思う。そして、福祉事務所を訪れる相談者たちは高齢であったり、車の運転ができない等社会的弱者も多いため、相談者に対してのフットワークの軽さも期待している。法テラスは公共性もあり、行政にとってはとても力強い存在である。各部署との関わりも今後増えてくると思う。関係機関との連携をとることが大事だと、福祉の現場だけでなく各方面でも言われているが、さらに言うならば、連携する相手の顔が見える付き合いができるようになればと思っている。

Ⅲ 連携活動に関する調査研究から（吉岡）¹⁵

スタッフ弁護士による関係機関との連携への積極的な取り組みは、2006年10月に過疎地や都市部へ赴任したスタッフ弁護士1期生を中心に推進され、以降、全国に派遣されたスタッフ弁護士らを触発し各々の赴任地での試行を喚起した。2012年3月現在、連携の取り組みをその活動に積極的に位置づけるスタッフ弁護士は増えており、各地から活発な報告がなされている¹⁶。関係機関と連携を図る取り組みは、地域社会におけるネットワーキング活動であるため、人口形態や地理的要因をはじめ、法的サービスの状況や地域固有の社会資源等、地域性に規定されるもの

である。そのため、必然的に、弁護士の赴任地によってその活動形態は異なってくる。また、下記で明らかにするように連携の態様や活動の場は事案の内容や関係する支援者・関係機関によってさまざまなパターンをもちうるものである。他方で、スタッフ弁護士は任期制であることから、作り上げた連携体制をいかに維持・継承していくかについても経験の共有やノウハウの蓄積が進行している。本章では、連携の取り組みに関して実施された調査研究の知見をもとに、前章までの論稿に考察を加え、司法ソーシャルワークという活動の実像に迫ることを目指す。

1 法律専門家と関係機関の連携とは

(1) 連携の態様

連携を論じるにあたり、その態様がどういうものであるかをまず確認する必要がある。一般的には、2者以上の間で、連絡、情報提供・共有といったやり取りにはじまり、個別事案の依頼、処理を行った上での投げ返し、相談への随行・同席、より大きくは、複数の支援者による事案の協働処理であり、さらには、事案終結後の継続的支援（見守り）といったことも含まれる。言うなれば、連携は、異業種間で目指される支援の内容とその方向性によって多様なバリエーションをもちうるものである。近年では、連携について精力的に取り組むスタッフ弁護士らから、その態様を説明する報告の中で、「知らせる」、「一緒に走る」、「分かち合う」¹⁷や、「バトンタッチ」「ワンタッチ」¹⁸等、さまざまな実践的表現（アカウント）が呈示されている。

(2) 連携の効果

法律専門家が関係機関と連携を図ることの効果は、本稿をはじめ各方面で報告されているようにめざましいものであるが¹⁹、ここでは代表的なものについて整理したい。

まず、司法アクセスの観点からみると、大きく2つのことがいえよう。第一に、潜在的な支援ネットワークの顕在化、活性化、そして既存支援

ネットワークの強化、拡大化がみこめるということである。もちろん、法律専門家が関係機関と連携を図ることにより新規にネットワークそのものが形成されていくということもあるが、地域に「固有の」支援形態に法律専門家が組み込まれる、あるいは、活発な取り組みをおこなっている支援者・関係機関に法律専門家が接続することで、地域社会内部の支援の力が総体として拡大し、支援のネットワークの網の目がより緊密に強固になっていくということがいえよう。換言するならば、人々の司法アクセスへの道筋がより確実に整えられるということである。

司法アクセスの観点からみた連携の効果の第二のものは、特定の層やトラブル類型への実効的支援につながるということである。のちに詳述するが、高齢者、障がい者、生活困窮者といった社会経済的弱者層が抱えるトラブルは、“法的保護の暗黒領域”という指摘もあるほど法的支援がもっとも遅れているところである²⁰。また、家族間や隔絶した環境で生じるトラブル、例えば、高齢者虐待、児童虐待、搾取、DV等は問題の隠避傾向があり、本人から相談に持ち込まれることがきわめて少ないという特徴がある。つまり、このような困難・トラブルを抱える人々が、司法アクセスというものを獲得するには、地域社会に密着して活動する福祉職者による「発見」と、法律専門家への「誘導」というものが必要となる。言わば司法アクセスへの道筋が最も険しい層ともいえ、これらの人々やトラブルへの法的支援には、地域における支援者・ネットワークと法律専門家の「接続」が不可欠だということになる。

次に、トラブル当事者および支援職者間レベルにおいて連携がもたらす効果をみてみよう。第一に、相談者にとっては、抱えるトラブルの包括的解決の可能性が開けるということである。異業種者が連携すると相互に異なる専門的視角や処理方法を知ることができ、それぞれの視点の広がり支援における選択肢の幅を広げ、結果として包括的な解決が見込める²¹。セイフティネットの取り零しを減らすことにつながるため、困難事案にこそ連携の効があると考えられる。

第二に、事案の協働処理は、支援職者間に相互に調達可能な社会資源

の選択肢を増やすことになり、それぞれの業務負担を軽減しうることである²²。お互いが楽をできるという評価は、とりわけ連携構造を維持・再生産していく上で強力なインセンティブにもなっている。

第三に、事案処理や支援結果について各方面から検証をすることが可能であるということである。本来、法律専門家はその業務において孤独であり、常に依頼者の正当な利益を守れたかどうかは自問自答しなければならないが、各方面から正しさの検証をすることができると心理的な支えとなる²³。このことは、他の支援職者にとっても同様に充足感を得られるもので、業務遂行上の励みとなり、結果として連携の維持・再生産につながる。

第四に、支援職者間で異なる支援法や面談・コミュニケーション技法にふれ修練する機会になることもあげられる。例えば、法律専門家にとっては、福祉援助者らの対立的場面における柔軟な対応、粘り強いエンパワメント、依頼者への共感の示し方等、依頼者と接する上で参考になるところも多く、法律相談技術に援用可能な部分もある²⁴。反対に、福祉援助職者にとっても、法律専門家が支援を行う場に同席することを通じて、法的助言・面接技法に親しむ機会を得るということが聞き取りを通じてわかっている。専門領域は異なるものの、人々を支援する職能・立場に同じくあるということで、相互の専門性について理解を深め、同じ支援者として共感を覚えたり経験の共有へとつながる。この点についても、結果として、支援職者間の信頼関係の構築や連携形成・維持へのインセンティブとなる。

以上、連携を図ることの効果が諸点においてみとめられ、その取り組みを推進することに意義があることを確認した。

2 司法ソーシャルワークとは

(1) 太田弁護士の実践から

I章で詳述されているように、太田弁護士は連携の取り組みを精力的におこなっているスタッフ弁護士の一人である。前節までで記したよう

に、連携の取り組みの態様は、支援の内容・方向性・活動の場等によりさまざまなパターンがあるが、太田弁護士の連携活動（法的支援）には以下の３点において特徴があると考えられる。

第一に、スタッフ弁護士らの連携に関する活動は、消費者、DV、子ども、外国人、更生保護、ホームレス、被害者支援等、さまざまな問題領域にわたるものであるが、太田弁護士は、障がい者・高齢者等の社会経済的弱者の案件を、行政・医療機関、高齢者施設、警察等との連携により積極的に扱っているということである²⁵。

第二に、上記でふれたように、連携には単発的な事案依頼、処理、投げ返し等の態様があるところ、太田弁護士の活動に特徴的であるのは、関係する機関や支援職者とチームとなり案件を協働で対処するパターンが多いということである。弁護士が支援職チームの一員となって、潜在的トラブル要素も含め問題点を抽出・整理し包括的解決を目指すもので、表出したトラブルの解決にとどまらない生活再建・見守り等の周縁的支援に至ることもある。

一般にネットワーク研究でも指摘されているように、ネットワーキング活動には人的依存性があり、ネットワーカー個人の資質や能力に影響を受けるものである。高齢者・障がい者案件を精力的に扱っているという第一の活動特徴についてみると、弁護士自身の業務上の問題関心や積極性に由来しているものといえよう。第二の活動特徴である支援職チームでの協働対処というスタイルは、太田弁護士が得意とするところである。連携活動に関する調査知見をもとにすると、連携の態様・関与の仕方は時間とともに変化するもので（連携態様の段階的発展）、事案の協働対処という取り組みは構成員^{メンバー}の紐帯の強化と活動の進化があって遂行可能な発展的形態ということになる²⁶。これら２つの活動特徴は、いずれも太田弁護士の社会福祉に関する素養（知識と援助技術）と経験がその活動の基盤となっているものでもある。

第三に、太田弁護士の連携の実践において特徴的であるのは、自宅や施設等の居所から移動が困難な人々の元へ自らが訪問・出張相談という

かたちで接近し(アウトリーチ)、法的支援をおこなっていることである。もともとアウトリーチは福祉領域の実践に用いられる用語であるが(注3)、太田弁護士は当事者へ接近して法的支援を行う自らの実践を「アウトリーチ」と捉え提唱し、地域の福祉専門職者を刺激していた²⁷。そして、アウトリーチにより赴くのはおよそ弁護士が活動を行う場と通常想定し得ない所であり、知的障がい者一家のごみ屋敷化した自宅や、うつ病患者として入院する精神病院の病棟や、視覚・記憶障がいを抱え入所する老人福祉施設であったりする。広域行政地を乗用車で片道1時間程かけ、支援を必要とする人々・関係機関のもとへ昼夜を問わず駆けつける。そこで、スタッフ弁護士による支援を待っている案件は、関係機関にとっても頭を抱えなくなる困難事案であることが殆どである。このアウトリーチという活動特徴は、弁護士自身が、高齢者・障がい者支援には接近的アプローチが重要であることを強く認識していること、さらに、精力的な活動スタイルであるがゆえ長時間にわたる執務を厭わないことにもよるが、収益性に必ずしも拘束されないがゆえに機動性を有するというスタッフ弁護士の活動機能のなせる部分が大きいと考えられる(スタッフ弁護士のプラクティスにおける諸機能については本章3(2)で詳述する)。

(2) 法律家によるソーシャルワーク

本稿における太田弁護士の指摘は、自らの連携に関する実践から、弁護士がソーシャルワークにコミットし法的支援をおこなっていく活動、すなわち“司法ソーシャルワーク”の可能性を提起するものである。ここでいう司法ソーシャルワークの射程は、I章3(1)及び(2)で述べられているように、福祉関係機関と連携した活動のみならず、その他の弁護士活動にも及ぶものである。では、司法ソーシャルワークが支援の場面で具体的にどのような仕方になされるものなのか、その一端について、弁護士と被支援者の相互行為に関する観察をもとにやや仔細にみてみたい。下記は、I章で紹介されているXさん一家の事例で、太田弁

護士がアウトリーチにより被支援者の生活の場においてどのようなふるまいをみせているかの記録の抜粋である。繰り返しになるが、これはあくまで司法ソーシャルワーク諸相の断片である。

某月某日の夜、弁護士は預かっている書類を返却するためXさん宅へ訪問することとなり、筆者は事務員として同行した。X家に対する関係機関を含めた支援は数ヶ月前より既に始まっていたが、近頃は地域包括センターの支援者も家内への立入りが難しくなっているという。法テラス可見法律事務所からXさん宅へ向かうには車で片道40分程を要する。この日のように、弁護士は敢えて夜間に訪問することもある。これは弁護士が一家から信頼を得ていることによるが、家族全員が揃う時間帯でないと家庭の状況が正確に把握できないとの判断による。その日、Xさん宅で通された居間には、祖母X₁さん、母X₂さん、子X₃さんがおり、隣室に子X₄さんがいた（ことが途中でわかった）。弁護士は、X₁さん、X₂さんのそれぞれに返却する書類について1枚1枚丁寧に時間をかけて説明し、確認の署名押印をもらうのに30分程割いていた。署名をしてもらうにあたっては、文字が書きづらい被支援者にとって負担にならないよう、「ゆっくりで大丈夫ですよ」と声をかけながら、一文字ずつ一緒に書き進めるというスタンスである。同じ視線に立ち、根気強く見守り、必要に応じてエンパワメントをおこなう丁寧な支援は、障がいに対する理解や援助技術の習熟の上になされる介助的支援ともいえる。それゆえに、障がいや困難な問題を併せ持つX一家から揺るぎない信頼関係を得られていることが窺えるものであった。

さらに、弁護士がおこなう支援（ワーク）は、被支援者の生活の場において潜在的なトラブル要素の探索へと移行する。例えば、家族らと雑談を交わしながら、地域包括から痩せてきているという情報があった母親の健康状態を確認し、子供たちの様子を観察する。最近変わったことがないか、困ったことがないか、それとなく質問する。そ

の間、弁護士は視線をあらゆる場所へ移し、請求書等の不審な郵便物の有無や、洗濯物のたたみ方など小さな変化を見逃さず、そこから援助者や訪問者の有無を確認しようと試みる。これを可能とするのは、他の福祉支援職者との間で形成されている見守り体制²⁸が確立されているからであり、的確に照準を合わせるようなかたちで潜在的トラブル要素の探索が次々となされていく。筆者が同行した日の夜は、最近訪問してきたというシロアリ駆除業者の名刺を弁護士が発見し、警告の電話をかけることになった。またひとつ、X家に新たに迫りつつある危険を未然に防ぐことができたのである。

上記の筆者が観察した、Xさん宅での弁護士としての本来業務（書類の返却・説明）に周縁しておこなわれた支援及び所作は、ソーシャルワークそのものといえよう。法律家である太田弁護士の姿はさながら社会福祉援助家にも映る。また、弁護士としての法的知識・職能を駆使し潜在的なトラブル要因を探り芽の段階で摘もうとする支援活動は、通常の弁護士業務における予防法務での助言提供や法的判断とも異なるものである。自らがアウトリーチを行って被支援者の生活の場へと到達し、当事者の後見的・介助的支援を行うものともいえよう。

（3）社会経済的弱者のトラブルと支援

太田論稿で指摘されているように、司法ソーシャルワークの意義は、福祉関係事件に限定されるものではなく、もともとそれが実践されている刑事弁護領域や他の弁護士・弁護士会との連携協働においても可能性に富むものである。これらの活動は、太田弁護士の実践のみならず、スタッフ弁護士らによって、「ソーシャルワーカー的役割」や「ケースマネージャー機能」といったかたちで報告されてきたものでもある²⁹。

本稿でいう司法ソーシャルワーク領域の射程となる弁護士活動の大半は、新しく出現したものではない。長年にわたり、一般の弁護士が弁護士会の委員会活動等を通じて手弁当で尽力してきた活動に重なるもので

もある。しかし、活動をソーシャルワークと関連づけて捉えるという視点は、I章3(2)で指摘されているように、主に刑事分野で少年や更生保護に関する支援活動において着目されることが多く、広く民事分野の弁護士活動において正面から司法ソーシャルワークとして見据えることはなされてはこなかったように考える。

では、何故、司法ソーシャルワークが有効であるのか。ここからは、その支援対象とされる社会経済的弱者の法的問題（トラブル）の性格とその支援のあり方という観点から再考してみよう。

認知症高齢者や精神疾患、知的障がいを抱える人々（社会経済的弱者に含まれる）は、自主的解決能力が乏しい上に、日常生活を営む上で問題を抱えていることが大半である。そのため、これらの人々が抱える法的問題は、上述したように法律専門家による救済の遅れが最も指摘されるところでもあるが、その理由として、それら問題への支援には下記のような特徴があるゆえだと考える。

① アクセス経緯の特徴 ―福祉職者らの発見・誘導により法律専門家への接続―

社会経済的弱者は、地域社会においても孤立しがちであり、判断能力が十分でない場合は被害の認識自体がないことも多く、生活の場面に参与する福祉・医療従事者等の発見がなくては、悪質な商法や詐欺者の好餌となる。例えば、成年後見人がついていない認知症独居者は、詐欺・窃盗犯、訪問販売の格好の標的とされ、被害の認識もないため捜査も不可能である。高齢者が抱えるトラブルについては、その特徴は内容の特有性ではなくアクセス経緯にあるという指摘が法律専門家からなされている³⁰。すなわち、高齢者にはトラブル隠避傾向があり、家族や福祉関係者の誘導があって初めて弁護士のもとへ持ち込まれる可能性が高いということである。さらにいうと、高齢者虐待、児童虐待、搾取、DV等、家族間や隔絶環境下で発生するトラブルは発見に相当困難が生じる。つまり、社会経済的弱者が抱えるトラブルは福祉職者による発見があり、法律専門家への誘導・接続があって、初めて法的解決への経路が敷かれ

ることになる。

② 複合的要素からなるトラブルであり支援職者間協働が不可欠

社会経済的弱者のトラブルは、障がいや生活困窮等、複合的要因からなるものが大半である。自主的解決能力に乏しく、関係者も同様の状態であったりトラブルに関与する場合もある等、長期にわたって放置されがちである。そのため、影響が生活・家族全般に及び、いわゆる困難事案となった場合、その発見時は支援関係者が処理の方策について途方にくれるほど絡みあった状態となっていることもある。問題が多領域にわたっているため、必要な方面の支援職者らによって混成されるチームで同時に協働しての支援が不可欠であり、各専門家の視点から問題点を抽出し、生活再建を含めた援助のための方針やプログラム策定が必要となってくる。

③ 継続的支援や見守りが要請されることが多い

社会経済的弱者のトラブルは、事案の終結とともに直ちに問題が終結し解放されるということは少なく、継続的・断続的に福祉行政の援助が必要となることが多い。もともと障がいや依存症等の問題を抱えていることも多く、生活困窮状態に陥ってしまったがゆえの悪習慣を断ち切り生活再建に向かうには、長期の時間を要するものである。むしろ何をもってケースの終結とみなすかは、福祉行政職者にとって悩ましいものであり、必然的に見守りの支援が要請されるともいえる。それゆえ、地域社会において支援職者間での継続的支援・見守り体制が構築されると、問題の再発防止や別件事案の発生予防といったトラブル抑止効果が格段に高まる³¹。

翻って、社会福祉の領域においては、地域における福祉を推進するなかで関係機関との連携の取り組みが強化されてきた。社会福祉職者は、支援において、誰と、あるいは、どの機関と、何をすればいいか、ということを考えて、援助計画を立てる。そこでは、社会資源の利用という考え方をとることが多いが、これまでは利用可能な社会資源の一つとして、法律専門家が組み込まれてはいなかったということが一般にいえる

のではないだろうか。

I 章で詳述されているように、法律専門家が支援のチームに加わると、相談者の置かれている個別状況に応じた法的見立てが前提となり、支援の幅が広がるものである。他方で、法律専門家にとっても、社会経済的弱者が抱える複合的な問題については、上述したような諸要因のとおり、法律専門家単独ではその解決に向けた支援は決してなしえるものではない。また、法律専門家にとって最も重要である法的見立て・判断において、事実誤認を防ぎ相談者を取り巻く個別状況を正確に把握するためにも、特に障がいを抱える相談者の場合は、福祉職者をはじめ専門家からの協力を得られるか得られないか、つまり連携がとれるかどうかによって、支援結果がかなり異なったものとなる。

以上、社会経済的弱者の法的問題（トラブル）の性格からその支援のあり方が3つの特徴をもち、法律専門家と福祉専門職者の連携、ひいては司法ソーシャルワークという活動が解決に向けた実効力をもちうるものであることを確認した。

3 司法ソーシャルワーク推進に向けて

では、このような司法ソーシャルワークの取り組みが広く展開されるために具体的な課題となるものは何か。ここでは、福祉の現場からの声や期待に応えるために要請されることは何かという観点から考えてみたい³²。

（1）福祉現場の声にどのように応えるか・長谷川論稿を受けて

本稿Ⅱ章の長谷川論稿は、児童福祉支援の第一線職員による現場報告である。相談者にとって必要な支援が何かを常に問い、福祉相談員として期待されることと現実には支援可能であることの狭間で抱いた葛藤、試行錯誤の末の支援結果が率直に語られている。

論稿で示唆に富んでいる記述のひとつに、「法テラスやスタッフ弁護士との関わりができて、状況に応じた的確な法的支援もさることながら、

必要な支援が得られるようになったのではと痛感している。」という箇所がある。太田論稿で例証されているように、法律専門家が支援チームの一員に加わることで法的見立てが前提となり、従前の福祉職者・関係機関による支援チームの援助方針・計画からはるかに拡大した支援となっている。換言するならば、法律家の視点が入ることで、Xさん一家に必要な支援の道筋（可能性）は放射線上に伸びるように拡大し、関係機関と法律専門家が一体となって事案を処理することでその包括的支援が遂行可能となっている。福祉の現場からも、法律専門家との連携・協働がのぞまれるものであることは間違いない。

では、福祉の現場では、法律専門家との連携においてどのようなことが期待されるのか。長谷川論稿では連携活動を推進していく上での抱負として、連携する「相手の顔が見える」関係の構築がのぞまれると記されている。「相手の顔が見える」という表現は、筆者が携わってきた連携に関する地域調査において、支援職者や相談業務従事者から期待や目標としてしばしば聞かれるものであった。むろん、表現に含意されるのは単純に個人が識別可能であることにとどまらない。連携に関して当該表現が用いられるとき、信頼関係、個別的事情の把握が可能な近接性や直接性、それらにもとづく現場の状況理解や相互ニーズへの対応可能性が暗示されているように思われる。さらには、聞き取りをもとにすると、親近感や安心感への希求と、その背面として、異なる・未知なものへの恐れや不安の存在が意識されているのではないかと推測される³³。そして、その心理的不安は、協働することに対して、法律専門家自体へ向けられたものと、異業種へと向けられたものの双方があるように感じられる。

わが国では、行政・福祉職者が法律専門家に対して抱える心理的障壁が高いことはしばしば指摘されるところである。行政・福祉の現場は、被支援者・関係者の対応に追われ、時に緊張を伴う場であるから、支援活動において、抵抗を感じる諸要素や摩擦・対立等の懸念を回避するのはきわめて自然なことであろう。法的支援の必要性を感じそのためには

法律専門家と関係を結ぶことを切望しつつも、一方で躊躇や抵抗感を合わせ持つという支援職者心理に内在するアンビバレンスは、筆者がこれまで関与した地域社会における法的サービスの調査からもわかっている³⁴。

では、法律専門家と福祉職者らの協働を阻むこれら状況をいかにして克服しうるものであろうか。司法過疎地で新規に配置された法的サービスが既存のネットワークに組み込まれるかどうかについての知見を参考にすれば、法律専門家の関与によって従来の事案処理に具体的にどのような変化（例えば、調整可能な新しい選択肢、支援内容の拡充）があるか、行政・福祉職者が実際に体感できるかどうか、以降の協働の流れの形成や継続に一定程度関係している³⁵。また、異業種士間協働における調査知見をもとにすると、連携関係形成の契機としては、個別事案を協働で処理するという実践経験が何にもまして有効である³⁶。なぜなら、個別事案を実際に協働して受け持つことは、さまざまな支援を行う専門家がそれぞれ「何ができるか」を相互に具体的に示すことが可能であるからである。そこで単独の専門家だけで成し得なかった幅のある解決がなされたり、これまでの支援にない新たな選択肢が発見できた場合に支援者が抱く感動は、本稿の長谷川論稿にも示されているように非常に大きく、その体験は形成された連携関係を維持したり、別の事案における連携活動の再生産を生む効果をもつ。

太田弁護士をはじめ連携に成功しているスタッフ弁護士らの実践を観察すると、事件処理や日々の相互理解・協力の意思疎通が不可欠であるのはもちろん、現場の第一線職員に対して、予防法務の側面から弁護士へ適切につなぐ（接続）ノウハウを講習やインフォーマルな場で継続的に伝えていること、かかる点における活動を進んで実行し工夫を惜しまないという共通項がある。福祉職者らに“可能性としての弁護士活用パターン”が蓄積されると、いくつかの事案をまとめてつないだり、必要な情報収集や書類作成等の処理をおこなった上で連絡をとるなど、弁護士につなぐための工夫を施すようになってくる。結果として、相互の負

担が軽減し、より無理のないメリットのある連携構造となる。

（２）スタッフ弁護士の連携活動における可能性

連携活動に関する調査知見を基礎にすると、スタッフ弁護士が連携活動に積極的かつ主導的に関与することによって、本章１でみたような連携の効果に寄与できたり、前項で述べた福祉現場への期待に応える可能性が高いと考えられる。もともとスタッフ弁護士が扶助事案に専従可能であることは、相談・苦情処理機関の業務所掌者、とりわけ生活困窮者や障がい者との対応にあたる行政・福祉職者と連携を構築する可能性に富むものである。本章２（１）でみたように、連携活動には弁護士個人の資質や能力に依存する部分もみとめられるが、スタッフ弁護士はその活動において、制度上の執務形態ゆえに関係機関との連携構築・維持を促進する機能をもちうると考えられる³⁷。ここでは、スタッフ弁護士のプラクティスにおける諸機能のうち、前項で述べた福祉職者との連携に重点をおき、下記の四点に言及する。

第一に、法テラスという公の看板は非営業性でもあり、行政等の関係機関において連携を形成する初期段階で抵抗感等の摩擦を生じさせる可能性を低める。前節で述べた法律専門家への心理的障壁を軽減しうることでもある。このことは、司法過疎地でも都市部でも同様である。都市部における実践報告としては、貧困問題の委員会活動に携わってきた弁護士らから、スタッフ弁護士が活動に加入し連携の構築において窓口や媒介となることで活動領域がさらに拡大した、という評価がなされている³⁸。これまで弁護士会での連携構築の取り組みにおいて、行政・福祉機関とは接触段階で営業的活動として受けとめられる傾向が少なからずあったからだ。スタッフ弁護士がもつ公営性（非営業性）は、これまで弁護士会や委員会が取り組んできた連携の取り組みや実績を法テラスの公的性格を生かし推進するものでもある。

第二に、スタッフ弁護士が給与制であることも連携の実践に関係する。事務所運営の採算性や営業施策に必ずしもとらわれないで済むことは、

予防法務的な法教育活動や講演活動といった、案件に直結はしないものの連携の形成や維持・再生産に重要な活動に注力可能である。他方で、関係機関従事者にとっても、気兼ねなく連絡できたり、案件をまわしたりできることにつながり、結果として連携構造の維持を促進することがわかっている。

第三に、スタッフ弁護士が収益性に拘束されないという前提は、現場の要請に応じ柔軟に対応可能であるということにつながり、スタッフ弁護士の活動に機動性が帯びることになる。長谷川論稿でも述べられているが、福祉・行政職者から法律専門家に対して期待されることの一つとして、フットワーク良く駆けつけてくれることは調査を通じて多く聞かれるものである。社会経済的弱者案件は、複合的要因から成ることが多いが、DVや高齢者・児童虐待など緊急的対応が迫られる事案では、諸機関による同時並行的対応、密接な連携と情報共有が必要となる³⁹。現場を見なければ状況が把握できない事案や、現場に行かなければ進行できない案件等、関係機関との連携において機動性が要請される局面は多い。

第四は、スタッフ弁護士の接近可能性である（アウトリーチ）。本章2（3）で確認したとおり、社会経済的弱者が抱えるトラブルの実効的支援には、福祉専門職者による発見、法律専門家への誘導・接続があって、初めて法的解決への経路が敷かれる。しかし、仮に法律専門家の元へ辿りつけても、なお現実の解決に向けては道のりがある。複数の障がいを抱え居所から外出することすら困難な人々にとって、事案終結に至るまで継続して弁護士のもとへ通うことは厳しいからである。太田弁護士の実践のみならず、多くのスタッフ弁護士が出張・訪問相談という形態で主体的に動き始めている。また、講演活動など法教育活動を通じて、弁護士の側から相談者・相談機関従事者へと接近し法的支援をおこなっている。司法アクセスをめぐる論議や施策は、司法過疎においては弁護士の量的配置を推進し一定の成果をあげた⁴⁰。しかし、そこでは法的サービスに自ら接近可能な主体のみを想定していたのかもしれない。法律専

門家へのアクセスに最も遠く位置する人々に、スタッフ弁護士による法的サービスの接近的供給の可能性がある。

スタッフ弁護士が関係機関との連携構築において果たす役割は、福祉現場からの期待への対応やジュディケア弁護士との協働における役割分担、法テラス情報提供業務との結合も含め、可能性に満ちているといえよう。

終わりに 司法ソーシャルワークを社会保障制度として定着させるために

1 司法ソーシャルワークを実効あらしめるための方策

従前、社会福祉関係のソーシャルワークにおいて、弁護士は「コンサルテーションの対象」とされることが多かった。すなわち、社会福祉関係の書籍や教科書において、コンサルテーションは「対人援助専門職種（ソーシャルワーカー等）が、課題解決のため、特定領域の専門職から、専門的な情報提供・助言・援助を受けること」などと定義され、その実例としては、「医師から医療的アドバイスをうけること」や「弁護士から法的助言を受けること」が挙げられることが多かった。

しかし、ソーシャルワーク場面における弁護士の役割を、コンサルテーションの対象としてのみで考えるのは不十分である。換言すれば、実効的なソーシャルワークをするためには、弁護士によるコンサルテーションだけでは十分でなく、弁護士が「ソーシャルワークを行うチームの一員」としても活動する必要がある。この点は、長谷川論考で述べられている弁護士への期待（「20分の法律相談《いわばコンサルテーション》を受けるだけでは社会的弱者案件の法的問題解決には不十分」「連携を図る弁護士にはフットワークの軽さを期待する」「顔の見える関係が望まれる」という旨の記述）に如実にあらわれている。また、太田論考にもあるとおり、弁護士の場合、法の方針決定にあたっては、当事者の意思・生活状況・資力等といった当事者を取り巻く環境から大きな影響を

受けざるを得ないのであり、弁護士の活動は、本来的にソーシャルワーク的要素を多分に含んでいるものなのである。このような状況の中で、弁護士をコンサルテーションの対象としてしか捉えないのであれば、弁護士と福祉関係者との関係がどうしても上下関係的になってしまい、ソーシャルワークそのものが弁護士による一面的な方針決定に振り回されてしまったり、逆に福祉関係者が共有している正確な事実関係を弁護士が十分に把握できず、弁護士が事実誤認に基づいた方針決定をしてしまったりするのである。

このように、弁護士がいわゆる社会的弱者案件に関わるにあたっては、他の福祉関係者などとともに平面的に連携・協働し、「ソーシャルワークを行うチームの一員」として活動することが必要不可欠である。

2 司法ソーシャルワークの意義

司法ソーシャルワークには、「これまでバラバラになっていた社会資源間のつながりを創出し、そこでの適切な法的援助（訴訟などだけではなく法律の適正な執行を含む）を行って当事者を支援する」という意義がある。バラバラになっている家族や職場、被害者となつなげて、被疑者・被告人の社会復帰をサポートすることができる。民生委員や地域の人たち、福祉機関といった社会資源との「つながり」を密にとれるようにすることで、消費者被害に遭わないようにできる。被疑者被告人に「反省しています」といわせるだけではなくて、家族や職場、社会復帰施設等との密な「つながり」を構築することで、収入や生活を安定させ、再犯を防ぐこともできるであろう。その結果、無用な訴訟コストや刑務所運営コストなどを未然に回避することもでき、目に見えない公的利益を社会にもたらすということができるだろう。

人や社会資源との「つながり」が構築されることによって、社会的弱者といわれる方々を中心として、紛争の予防や、よりよい紛争解決を目指せるようになる。司法ソーシャルワークの結果作出されたこのような「つながり」は、紛争の再発防止や生活確保といった目に見えない価値

を有するものである。

さらに、司法ソーシャルワークの結果、社会的弱者の抱えていた各種生活問題をトータルで解決し、その自立を支援することによって（具体的には、借金の整理や金銭搾取を予防し、労働関係の修復を図ることで、）当事者本人が納税者となり、今度は社会的弱者を「支援する側」に回ることもなしうる。場合によっては、社会的弱者を搾取していた加害者側を搾取関係から排除し、正業に就いてもらうことによって、当該加害者も納税者（＝社会的弱者を支援する側）となって社会に貢献することもありえるだろう。

このように、司法ソーシャルワークの産物としての「つながり」には、公共財的な性格があるというべきである。また、判断能力に問題があり、生活課題を抱えてしまうような当事者のほとんどは、隠れた「法的問題」を抱えているのであり、他の生活課題の解決とあわせた一体的・一挙抜本的解決を図らなければ、社会保障・福祉が実現されないものというほかないのであるから、そもそも司法ソーシャルワーク自体が、社会保障・福祉サービスの必要不可欠な要素であるともいうべきである。

3 さらなる制度設計に向けて

以上のとおりであるから、今後、このような司法ソーシャルワークの取り組みが広く展開されるよう、予算確保、人材養成、サービス提供システムを確立していく必要がある。そして、法テラスも、このようなシステム確立に向けて、さらなる発展を遂げていく必要があるだろう。

[注]

- 1 本稿の執筆は、「はじめに」について吉岡が、Ⅰについては太田が、Ⅱについては長谷川が、Ⅲについては吉岡が、「終わりに」について太田がおこなった。文責は該当する執筆者にある。
- 2 高齢者を中心とした地域住民を対象に、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成17年介護保険法改正に基づき、各市区町村に設置されている。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。
- 3 「アウトリーチ」とは、「相談機関が相談を待っているのではなく、相談機関の側から依頼者のもとへと出向いて行って、相談に乗る」ということをいう。その背景には、生活課題・社会的困難を抱える家庭ほど引きこもってしまって、福祉関係者に対してですら問題が顕在化しにくい、という経験則がある。
- 4 例えば、地域包括が、地域の高齢者全員に郵送形式のアンケートを実施し、高齢者の介護等のニーズを把握するだけでなく、アンケートに回答がなされていない高齢者にこそ問題があるのではないかと考えて、当該高齢者宅を戸別訪問し、当該高齢者の抱える生活課題を把握して、適切な社会資源につなげようとする試みなどがなされている。
- 5 社会福祉援助技術。社会福祉専門職が、福祉増進を目指し、人間関係における問題解決を図るべく、要援助者を援助することをいう。児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、公的扶助（低所得）、地域福祉、行政機関等、さまざまな福祉分野で展開されている。
- 6 主に社会福祉事業などに従事し、社会福祉関係の援助技術を用いて、社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかけを行う専門職をソーシャルワーカーという。とくに医療分野にかかわるものを医療ソーシャルワーカーといい、病院などで、退院後の地域生活に向けた支援などを行っている。
- 7 例えば債務整理の案件を考えてみたとき、総額200万円の債務を負っている依頼者に対して、任意整理、個人再生、自己破産等のいずれの方針をとるべきこととなるのかは、依頼者の意思、生活状況（具体的には、収入の金額とその継続可能性など）によって決まるものである。前記で紹介したXさんの案件においても、祖母X₂さんの補助・保佐申立に関して、祖母X₂さんがどこでどのような生活することを望んでいるのか、他の家族の意向はどのようなものか、申立の必要性はどの程度あるのか、補助人・保佐人候補者となりうる社会資源があるのか、などといった祖母X₂さんの意思やその取り巻く生活環境によって、申立の適否が定まる。さらに、万一、クレジット業者相手の訴訟でXさん一家が敗訴した場合

を考えると、Xさん一家の病状等が地域生活不可能なほどにまで悪く、かつ、その住宅を手放したいと考えているのであれば、住宅を任意売却したり自己破産をしたりする、などといった方針も視野に入ってくる。いずれにしても、当事者の抱える生活課題をトータルで見て、そのなかの法的問題の位置づけを把握しながら解決していかないと、大きく方針を誤ることとなる。

- 8 例えば自己破産申立事件であっても、「障がいゆえに金銭管理が苦手である」「金銭搾取にあって借金をしてしまった」「働けずに収入が減った」などといった借金の原因があったのであり、それが解消されない限り、再び支払不能・債務超過の状態に陥りかねない。このようなとき、自己破産申立事件の終結をもって弁護士の事件処理が終結したものとみるのはまったく適切でなく、保佐・補助等の成年後見制度の活用、金銭搾取の主体に対する法的責任追及と接近禁止、過去の労働関係の清算（未払残業代の請求、解雇無効に基づく損害賠償）などといったさらなる法的解決を図ったり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用や地域包括の見守り、介護保険サービスの活用、ハローワーク等での就労支援などといった他の社会資源との連携・協働を行ったりして、支払不能・債務超過に陥るのを防止すべきである。
- 9 現に、数年前からソーシャルワーカーが覚知していた高齢者虐待案件において、弁護士が関与することになったとたん、他の関係機関も積極的に関与するようになり、一挙に解決に向けて動き出した、という案件があった。また、滞納公租公課の支払に窮しているケースにつき、その支払方法をめぐって福祉関係部署と税務関係部署の調整がうまくいっていないときにも、弁護士が当事者の代理人として交渉をすることで、多額の延滞税の免除を受けることとなり、依頼者の生活を確保できた、という案件もあった。
- 10 厚生労働科学研究「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」。
- 11 社会資源とは、利用者のニーズを充足し、問題を解決するために活用される各種制度、施設、機関、資金、制度、情報、知識、技術等のすべてをいう。社会資源には、公的制度などのフォーマルなもののみならず、家族・友人などといったインフォーマルなものも含まれる。
- 12 厚生労働省が平成21年度に創設した「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」に基づき、矯正施設退所者支援を行う機関。高齢又は障がい有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後ただちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援などをする。
- 13 福岡高等裁判所平成23年12月14日等。

- 14 岐阜県恵那市。
- 15 筆者（吉岡）は、2003年から司法過疎とよばれる現象が生じている地域のリーガルサービスの調査研究を開始し、地域に新規配置される法律相談センターや公設事務所といった法的サービスが地域社会にある支援のネットワークとどのような関係をもつかということに関心をもち調査を進めてきた。以降、2009年に法テラスと日本弁護士連合会が共同で設置したスタッフ弁護士の役割等に関する検討会に委員として参加し、地域でのスタッフ弁護士の活動検証および連携構築に関わる要因を探るため、法テラス地域事務所（佐渡・可児・埼玉）等の訪問調査を検討会のメンバーとともに実施した。また、2010年7月に設置された同・第二次検討会においても、委員として、スタッフ弁護士2期生以降の活動において関係機関との連携構築とネットワークを活用した紛争の総合的解決の実践を把握するために、訪問・個別聞き取り調査に関与した。
- 16 日本弁護士連合会主催・スタッフ弁護士経験交流会（2011年9月23日、於：全国町村会館）。
- 17 谷口太規「公益弁護士論―法と社会のフィールドワーク 第3回地域ネットワークの一員となる」法学セミナー 668号、54－57頁、2010年。
- 18 横堀真実「関係機関との連携についての問題意識」日本弁護士連合会主催・全国スタッフ弁護士経験交流会報告（2010年7月10日、於：弁護士会館）。
- 19 シンポジウム「市民と司法の架け橋を目指して」日本司法支援センター主催（2010年10月5日、於：主婦会館）。
- 20 認知症高齢者や精神疾患、知的障がいを抱える人々の法的問題の遅れについて、堀田力「法曹有資格者活用の意義」法律のひろば2009年8月号、4－6頁、2009年。
- 21 濱野亮教授は、法律家には法的枠組みによって依頼者の話を整理し視野を限局する危険があるため、依頼者の問題をトータルな視点から扱い法的対応に視野を限局せず最も適切と判断される“holistic approach”の必要性を説いている（濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（二・完）―法律相談システム統合化の側面を中心に」立教法学59号、45－158頁、2001年）。
- 22 連携の意義の一つとして、佐藤岩夫教授が相補性・互酬性と指摘するものである。東北の司法過疎地域における公設事務所弁護士と相談機関との連携の観察として、佐藤岩夫「地域の法律問題と相談者ネットワーク―岩手県釜石市の調査結果から―」社会科学研究59巻3・4号、109－145頁、2008年。
- 23 中島香織「つながる支援、つなげる支援」自由と正義728号、64－65頁、2009年。
- 24 ソーシャルワーカー、心理学者、精神科医等、カウンセリングの専門家と法律家とが、心理カウンセリングの手法を法律相談に応用し、相談者とのより良いコ

コミュニケーション実現のための面接技法と教育方法を紹介するものに、菅原郁夫・岡田悦典編、日弁連法律相談センター面接技術研究会著『法律相談のための面接技法』商事法務、2004年。

- 25 総合法律支援法は、法テラスの利用者への配慮義務を規定しており（同法第32条第1項）、特に高齢者又は障がい者等、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合にはその行う業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならないとしている（同条第2項）。
- 26 ネットワーク研究では、動態性がネットワークに固有のものと指摘されるところである（リップナック、J. & スタンプス、J. 著『ネットワーキング ヨコ型情報社会への潮流』（正村公宏監修、社会開発統計研究所訳）プレジデント社、1984年。）が、連携の実態についての調査からは時間の経過・経験蓄積により、関係間の距離や方向性、つながりの密度や強度の変容が観察されている。すなわち、最初から協働しての対処は難しく蓄積があって協働的対処が可能になる。弁護士による実践的説明（アカウント）の例としては、当初は「局面的」な関与で、「時間が経つに連れて初期から問題の仕分け作業にも」支援職間で協働する（富田さとこ他「福祉と司法の連携～佐渡島での、福祉と司法の出会いから実践まで～」新潟社会福祉士実践報告第9号、22-36頁、社団法人新潟県社会福祉士会、2010年）といった報告や、各事案での協働関係の積み重ねにより連携に「広がり」と深さを持つようになった（谷口前掲：57頁）という報告がある。
- 27 太田晃弘「サンデーコラム・能動的な相談体制を」岐阜新聞朝刊、平成21年9月27日。なお、連携において先駆的な取り組みのひとつとして認知されてきたアウトリーチだが、2011年の東日本大震災による未曾有の被害に対する法的支援において、弁護士が避難所に向向いて法律相談をおこなうということが一般的となり、弁護士の活動の変化として広まり定着しつつある（そのことにふれる一例として、座談会「被災地におけるコミュニティの再建と法律家の役割」法学セミナー685号、2-14頁、2012年）。
- 28 見守り体制について実践を基に敷衍するならば、地域に密着して日常の支援活動を行なっている福祉職者が懸案事項を発見すれば弁護士を含む支援者メンバーに情報伝達がなされ、必要な範囲のメンバーが集結し支援を行なっていくこと、また、そのことを相互に確認することが可能な体制といえるであろう。
- 29 本林徹・大出良知・土屋美明・明賀英樹編『市民と司法の架け橋を目指して—法テラスのスタッフ弁護士』日本評論社、2008年。
- 30 香川美里「積極姿勢が求められる高齢者問題」法学セミナー642号、38-41頁、

2008年。

- 31 スタッフ弁護士が社会経済的弱者への支援のために関係機関との連携を重視する実践は、地域のセーフティネットワークの網の目をいかににより強固かつ緊密にしていくかという戦略的・包括的な問題解決を目指す試みともいえる。これは、諸外国のスタッフ弁護士が実践してきた地域開発型（Community Development）法律扶助に通じるものといえよう。例えば、法テラス佐渡での密接な連携には、自分たちの地域をいかに守っていくか、そのための役割分担をどうするかという問題認識によって結束している部分がみつめられた。
- 32 もっとも、司法ソーシャルワーク推進に向けては、法律専門家がその担い手となるにはどのような条件を備えるべきか、また、その担い手を養成する方法についての議論が不可欠であるが、これについては別の機会に譲るものとする。
- 33 生産－消費の現場において、「顔が見える関係」とはトレーサビリティを意味するものであるが、ここにも安心や安全というニュアンスが伴う。近年では、物理的な近接性のみならず、映像やITを駆使した空間を超えた近接性についても顔が見える関係として認識される傾向になっていよう。
- 34 YOSHIOKA, SUZUKA “Seeking Legal Advice in Rural Areas of Japan: The Recent Changes in Legal Networks” *Kobe University Law Review* No.41, pp.17－36, 2008年。
- 35 しかし、これらが期待された結果に終わらなくても、一度のみで判断がなされるということは余りない模様である。もともと法律専門家を必要としていた地域の相談機関従事者は入手可能になった社会資源をすぐに手放すということはせず、利用可能であるか試行を一定程度繰り返し、パターン化されるかどうかの決定が最終的になされる（吉岡すずか「地域社会における法的支援ネットワーク―その形成・維持のダイナミズム―」『市民参加と法』法社会学71号、58－73頁、2009年）。
- 36 吉岡すずか「弁護士と他士業の協働 ―利用者ニーズの視点から―」『法曹の新しい職域と法社会学』法社会学76号、205－218頁、2012年。
- 37 スタッフ弁護士が連携活動において発揮する機能として、公営性、機動性、接近可能性、トラブル抑止性、地域社会問題への志向性をあげることができる（吉岡すずか「スタッフ弁護士の可能性－関係機関との連携における実践－」自由と正義61巻2月号、103－110頁、2010年）。
- 38 谷口太規「隣の人の、暮らしのなかに」本林他（前掲）10－23頁、2008年。
- 39 神山昌子「マイナス20度 極寒の地から」本林他（前掲）86－96頁、2008年。
- 40 榎村志郎＝菅原郁夫「弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設事

務所の機能に関する実態調査報告書」(日本弁護士連合会委託調査報告書、2003年9月30日提出)。菅原郁夫「弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査」名古屋大学法政論集207号、27-96頁、2005年。

日本司法支援センター（法テラス）のあゆみ

全国事務所所在地等一覧



日本司法支援センター（法テラス）のあゆみ

（～平成24年3月）

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年 6月	総合法律支援法公布
11月～ 12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年 9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子氏を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年 4月 10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
10月 2日	業務開始
平成19年 3月 30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、 日本弁護士連合会、（財）中国残留孤児援護基金との契約締結
10月 1日	日弁連委託援助業務開始
11月 1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年 4月 10日	寺井一弘理事長就任
12月 1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年 5月 21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大
平成22年 3月 30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
平成23年 4月 10日	梶谷剛理事長就任
平成23年10月～ 平成24年 3月	東日本大震災被災者支援の拠点として、宮城県本吉郡 南三陸町、亘理郡山元町、東松島市、岩手県上閉伊郡 大槌町に出張所を開設

日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成24年3月現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1～3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館 3F	0503383-5330	03-3502-6856
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハロー ワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャ パン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシ フィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きほーる）2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター 2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵 比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブル ビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエスビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
鳥根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貸事務所1F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町三丁目6番1号 一番町平和ビル6階	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番 地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

総合法律支援論叢

(第1号)

平成24年3月 初版発行

発行 日本司法支援センター(法テラス)

東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー 8階

電話 050-3383-5333

<http://www.houterasu.or.jp/>
